

中長期的課題への取組等

1 スマート税務行政の実現に向けた取組

税務行政を取り巻く環境が大きく変化する中、引き続き、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現」する観点から平成29年6月に「税務行政の将来像」を公表し、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」に向け、申告・納付のデジタル化の推進や国税情報システムの高度化、内部事務の集約処理等といった将来像実現に不可欠な事務運営の見直しやインフラ整備の検討に取り組んでいるところである。

今後も、ICTを活用したデジタル化を着実かつ確実に推進することを基本とし、納税者の利便性の向上については、確定申告・年末調整手続の電子化、税務相談の高度化・効率化、納付手段の多様化・キャッシュレス化等に取り組み、課税・徴収の効率化・高度化については、情報収集の拡大を図りつつ、データ活用による調査・徴収などの事務処理の効率化・高度化に取り組み、複雑困難事案等に的確に対応していく（資料1）。

2 添付書類も含めた e-Tax の普及・定着

添付書類も含めた e-Tax の利用を普及していくことは、納税者等の利便性の向上と税務行政の効率化につながるとともに、税務行政が向かうべき内部事務の効率化や調査・徴収をはじめとする各種事務における ICT・データの活用を一層推進していく上で不可欠である。

このため、添付書類も含めた e-Tax 利用の普及・定着に当たって、効果が高いと考えられる、あるいは効果を高めなければならない対象者を重点対象者として抽出した上で、これらに対して限られた事務量を計画的かつ効率的に投下することとし、これらを内容とする中期的な取組方針を平成30事務年度末までに策定することと

した（資料２）。

令和元事務年度以降において、各局は、当該取組方針に沿って取り組んでいくこととしており、これに沿って実施した施策について、その対象期間の各事務年度末までに定量的に分析・評価した上で、改善方策等を検討し、令和２事務年度以降の施策等に確実に反映させることとしている。

なお、各局で選定した重点対象者のほか、次の施策も併せて実施することとしている。

- ・ 相続税申告における e-Tax の利用が令和元年 10 月から可能となることから、相続税の税理士関与割合が高いことを踏まえ、相続税申告の e-Tax 利用について税理士等に対して積極的な利用勧奨を実施
- ・ 法定調書の光ディスク等による提出義務基準の引下げが令和 3 年 1 月から適用されることから、新たに光ディスク等による提出義務者に対して法定調書の e-Tax による提出の勧奨を実施

3 データ活用の推進

データ活用の推進にあたっては、「データ活用推進第一次中期計画」に基づき、主務課等が事務運営や選定基準、個別事務の検討等の通常業務を行う中で、システム部署と連携して、客観的なデータに基づき、深度ある検討を行っていく必要があるため、各課と協力の上、データ活用に係るパイロット・プロジェクトを継続し、ノウハウ等の蓄積を図るとともに、庁内各課及び各局に対してデータ分析手法などの情報発信を継続して実施する。

4 国税情報システムの高度化

「税務行政の将来像」の実現に向けては、既存の業務フローやシステム構成といった枠組みにとらわれることなく、取組方針である「デジタル・ガバメント実行計画」（平成 30（2018）年 1 月 e ガバメント閣僚会議決定、平成 30 年（2018）年 7 月 デジタル・ガバメント閣僚会議決定（改定））に基づきながら、デジタル化の進展や ICT の活用を前提に、内部事務のセンター化を中心とした業務改革（BPR）も見据えつつ、書面を中心とした事務処理からデータを中心とした事務処理への転換を図るとともに、操作性や視認性に優れたシステム構築を目指していく。

5 内部事務の集約処理等

集約処理による更なる事務の効率化・高度化等を図ることを目的として、現在、

各局で内部事務のセンター化や課税部コールセンターの試行に取り組んでいる。

令和元事務年度からは、集約処理による業務改革に円滑な実現を図る観点から、これの取り組みを集約し、国税庁試行（内部事務のセンター化の試行）と位置づけ、全国的に取り組むこととし、職員の事務負担軽減や職場環境の整備を図りつつ、集約処理を通じて内部事務のより一層の正確性の向上と効率化を図るとともに、これによる事務量配分の見直しなどにより、外部事務の充実・高度化や納税者利便の向上を目指す。

試行に当たっては、将来のセンター設置に向けて、適切な効果検証と課題の改善に取り組むこととする（資料３）。

併せて、センター化後も引き続き、署で対応が必要となる税務相談や現金領収といった窓口業務について、①納税者の利便性の向上と②職員の事務負担軽減の両立が図られるよう、ＩＣＴを活用しながら抜本的な見直しに取り組む。

「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況 ～ スマート税務行政の実現に向けて ～

**令和元年（2019年）6月21日
国 税 庁**

はじめに

- 財務省設置法第19条には、国税庁の任務として、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現が定められており、申告納税制度の下で、**納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することが**、国税庁の使命とされています。そのため、国税庁では、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正・公平な課税・徴収に努めています。
- 税務行政を取り巻く環境が大きく変化する中、今後とも、納税者の皆様の理解と信頼を得て、国税庁の使命を十分に果たしていくためには、その時々における課税・徴収上の個々の課題に的確に対応していくことはもとより、経済社会の急激な変化に税務行政が的確に対応できるよう、中長期的に国税庁が向かうべき将来像を明らかにし、そこに向けて着実に取り組んでいくことが重要と考えられます。このため、平成29年6月に、「**税務行政の将来像**」（以下、「将来像」という。）を取りまとめ、公表したところです。
- 「将来像」は、おおむね10年後のイメージを示したもので、ICTの活用による「**納税者の利便性の向上**」と「**課税・徴収の効率化・高度化**」を柱として、「**スマート税務行政**」に進化していくことを示しています。
- 今回は、将来像の公表から約2年が経過したことを踏まえ、これまでの間に実現又は具体化した取組や今後の課題を改めて整理（資料4頁参照）した上で、最近の取組状況として、主なものを紹介します。
- 国税庁では、引き続き、必要なインフラ整備や業務改革を進めながら、「**スマート税務行政**」の実現に向けて計画的に取り組んでまいります。

令和元年6月21日
国 税 庁

CONTENTS

はじめに	1
税務行政の将来像～スマート化を目指して～（平成29年6月版）【抜粋】	3
スマート税務行政の実現に向けて	4
I 納税者の利便性の向上	5
税務手続のデジタル化（個人の皆様向け）	5
【取組例①】スマートフォン・タブレットによる電子申告	5
【取組例②】年末調整手続の簡便化	6
【取組例③】マイナポータルを活用した確定申告の簡便化のイメージ	7
税務手続のデジタル化（法人の皆様向け）	8
【取組例④】申告データの円滑な電子提出のための環境整備	8
【取組例⑤】企業が行う手続のオンライン・ワンストップ化	9
税務相談の効率化・高度化（税務相談の将来イメージ）	10
【取組例⑥】チャットボットの導入	11
税務署窓口のスマート化	12
【取組例⑦】納付手段の多様化・キャッシュレス化の推進	12
II 課税・徴収の効率化・高度化	13
調査・徴収の効率化・高度化のイメージ	13
【取組例⑧】データ活用による事務の効率化・高度化に向けた取組	14
情報収集の拡大	15
【取組例⑨】CRSに基づく非居住者金融口座情報（CRS情報）の自動的情報交換による情報の拡充	15
【取組例⑩】情報照会手続の整備	18
複雑困難事案への対応（新しい経済取引への対応等）	19
III 情報システムの高度化	20
将来像実現に向けた情報システムの高度化の取組	20
IV 参考	21

「税務行政の将来像」

～ スマート化を目指して ～

環境の変化

ICT・AIの進展

マイナンバー制度の導入

経済取引のグローバル化

定員の減少と申告の増加

調査・徴収の複雑・困難化

検討の目的

納税者の理解と信頼を得て適正な申告・納税を確保していくため、税務行政の透明性の観点から目指すべき将来像を明らかにし、それに向けて着実に取り組んでいくことが重要。

将来像

スマート税務行政

(ICTの活用による納税者の利便性の向上と事務運営の最適化を通じ、納税者の信頼を確保)



ICT社会への
的確な対応

税務手続の
抜本的な
デジタル化

税務署に
出向かず簡便
に手続が完了



納税者の利便性の向上
(スムーズ・スピーディ)



カスタマイズ型の情報配信

税務相談の自動化

申告・納付のデジタル化の推進

課税・徴収の効率化・高度化
(インテリジェント)

申告内容の自動チェック

軽微な誤りのオフサイト処理

調査・徴収でのAI活用



重点課題への
的確な取組

国際的租税回避
への対応

富裕層に対する
適正課税の確保

大口・悪質事案
への対応

情報システムの高度化

内部事務の集中処理

地方公共団体等との連携・協調

※ この将来像は、情報システムの高度化、外部機関の協力を前提として、現時点で考えられるおおむね10年後のイメージを示したものである。

その実現に向けては、e-Taxの使い勝手の改善等を通じた申告・納付のデジタル化の推進により、納税者の利便性の向上とともにデータ基盤の充実を図り、AI技術等を取り入れながら、段階的に取り組んでいく。また、情報システムのユーザーとなる納税者のニーズを重視した検討を行っていく。

スマート税務行政の実現に向けて

「税務行政の将来像（平成29年6月）」の公表から令和元年6月までに実現又は具体化した取組及び今後の課題を整理し、引き続き、計画的かつ着実に取り組むことにより、**スマート税務行政**の実現を図る。

納税者の利便性の向上

税務手続のデジタル化

- e-Taxの推進
 - ・ 更なるe-Taxの使い勝手の向上
 - ・ マイナポータルを活用した確定申告手続の電子化
- 年末調整手続の電子化

税務相談の効率化・高度化

- ICTを活用した電話相談・自己解決ブースの窓口への設置
- チャットボットの導入
- 国税庁ホームページの掲載情報の充実

税務署窓口のスマート化

- 納付手段の多様化・キャッシュレス化の推進
- 納税証明書の発行の電子化・簡便化
- ICTを活用した電話相談・自己解決ブースの窓口への設置（再掲）

課税・徴収の効率化・高度化

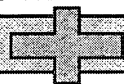
調査等の高度化

- 情報収集の拡大
 - ・ C R S情報の積極的な活用、情報照会手続を活用した的確な情報収集 など
- 情報分析の高度化
 - ・ 機械学習技術による選定の高度化の検討、大量データのマッチング分析 など
- 複雑困難事案への対応
 - ・ 国際的租税回避への対応
 - ・ 富裕層に対する適正課税の確保
 - ・ 消費税の適正課税の確保
 - ・ 大口・悪質事案への対応
 - ・ 新しい経済取引への対応

徴収の効率化・高度化

インフラ整備と業務改革

情報システムの高度化（業務フロー見直しと一体的に実施）



内部事務の集約処理

外部機関との連携強化
（地方公共団体等、税理士会・
関係民間団体、外国税務当局）

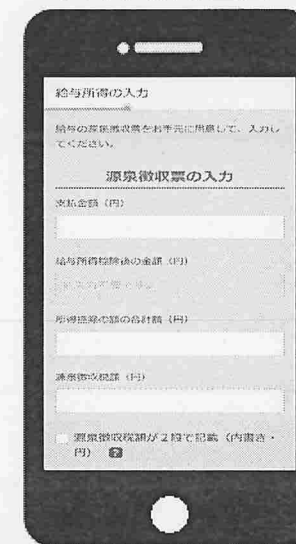
税務手続のデジタル化（個人の皆様向け）

【取組例①】スマートフォン・タブレットによる電子申告

【平成31年1月～】

- スマートフォンやタブレットから国税庁ホームページで提供している確定申告書の作成システムにアクセスすると、スマートフォンなどに最適化したデザインの画面（スマホ専用画面）が表示され、スマホ申告が利用可能となりました。
- スマホ申告でe-Taxを行うためには、税務署員との対面により本人確認を行った上で交付されたID・パスワードが必要です。

スマホ専用画面



●「スマホ専用画面」が利用可能な手続を、順次拡大します。【令和2年1月～】

【スマホ専用画面の利用対象者等】 ※下線部が30年分との変更点

項目	平成30年分	令和元年分
収入	給与所得（年末調整（年調）済1か所）	給与所得（年調済1か所、 <u>年調未済、2か所以上に対応</u> ） 公的年金等、その他雑所得、一時所得
所得控除	医療費控除、寄附金控除	<u>全ての所得控除</u>
税額控除	政党等寄附金等特別控除	政党等寄附金等特別控除、 <u>災害減免額</u>
その他		<u>予定納税額、本年分で差し引く繰越損失額、財産債務調書（案内のみ）</u>

- マイナンバーカード読取機能を搭載したスマートフォン（※）を使えば、マイナンバーカードの電子証明書を用いたe-Tax送信が可能になります。【令和2年1月～】

（※）マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォン（Android端末のみ）は令和元年6月7日時点において71機種。

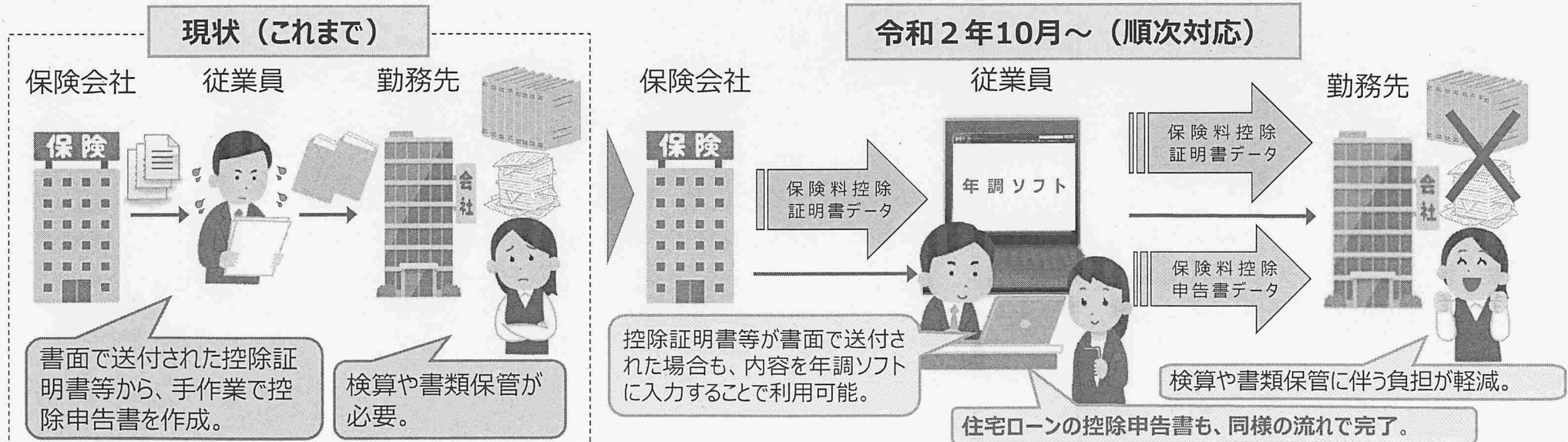
税務手続のデジタル化（個人の皆様向け）

【取組例②】年末調整手続の簡便化

I C Tの活用による年末調整手続の簡便化のため、**年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（年調ソフト）**（※）を無料で提供します。
【令和2年10月導入予定】

- 作成可能な年末調整関係書類は、①保険料控除申告書、②住宅借入金等特別控除申告書、③扶養控除等（異動）申告書、④配偶者控除等申告書。
（注）上記申告書のほか、令和2年分以降の年末調整において追加される基礎控除申告書及び所得金額調整控除申告書についても対応予定。
- 従業員は、国税庁ホームページから年調ソフトをダウンロードして利用可能（なお、勤務先がダウンロードした年調ソフトを従業員に配付して利用することも可能）。
→ 上記の①、②については、従業員が、保険会社等から入手した控除証明書等のデータを年調ソフトに取り込めば、控除申告書の所定の項目に自動入力（簡便・正確に控除申告書データを作成）。
- 内容確認後、従業員はそのまま勤務先にオンライン提出可能。

※ 年調ソフトの仕様公開を通じ、民間ベンダー等が提供している給与システム等の開発も促進。

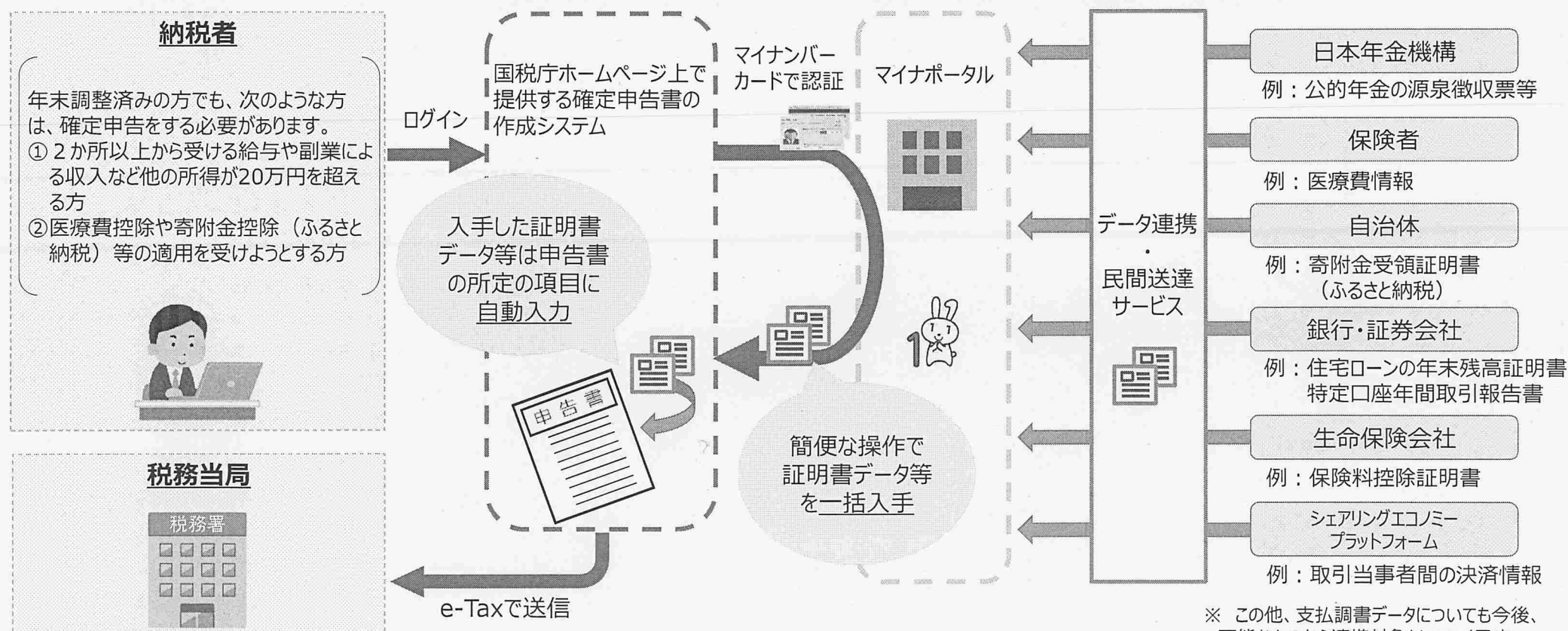


税務手続のデジタル化（個人の皆様向け）

【取組例③】マイナポータルを活用した確定申告の簡便化のイメージ

確定申告に必要な控除証明書等の情報をマイナポータル経由で一括入手し、そのデータを確定申告書に自動入力できる仕組みの実現に向けた検討を行っています。

※ 仕組みの検討に当たっては、関係府省等と連携し、最新の各種セキュリティ対策の導入等、情報の取扱いに細心の注意を払います。



（注）実施に当たっては、データ連携先機関等との所要の調整等が前提。

※ この他、支払調書データについても今後、可能なものから連携対象としていく予定。
支払調書データについては、税理士が代理して扱うことができます。

税務手続のデジタル化（法人の皆様向け）

【取組例④】申告データの円滑な電子提出のための環境整備

申告データを円滑に電子提出できる環境整備に取り組んでいます。

- ① 法人の電子申告の際の認証手続の簡便化【平成30年4月以後の申告から実施済み】
- ② イメージデータで送信された添付書類の紙原本の保存不要化【平成30年4月以後の申請等から実施済み】
- ③ 法人税申告書別表（明細記載を要する部分）のデータ形式の柔軟化【令和元年5月以後の申告から実施済み】
（注）財務諸表についても、データ処理の円滑化の観点からデータ形式を柔軟化【令和2年4月以後の申告から実施予定】
- ④ e-Taxの送信容量の拡大【平成31年1月以後の申告から実施済み】
- ⑤ 添付書類の提出方法の拡充（光ディスク等による提出）【令和2年4月以後の申告から実施予定】
- ⑥ 国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化【令和2年4月以後の申告から実施予定】
- ⑦ 法人税及び地方法人二税の共通入力事務の重複排除【令和2年3月以後の申告から実施予定】

※ これらの具体的な取組内容については、「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況（平成30年6月）を参照ください。
https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2017/syouraizou/pdf/syouraizo_3006.pdf

税務手続のデジタル化（法人の皆様向け）

【取組例⑤】企業が行う手続のオンライン・ワンストップ化

○ 法人設立オンライン・ワンストップ

これまで縦割り・バラバラだった手続をマイナポータルを活用してワンストップ化を実現。

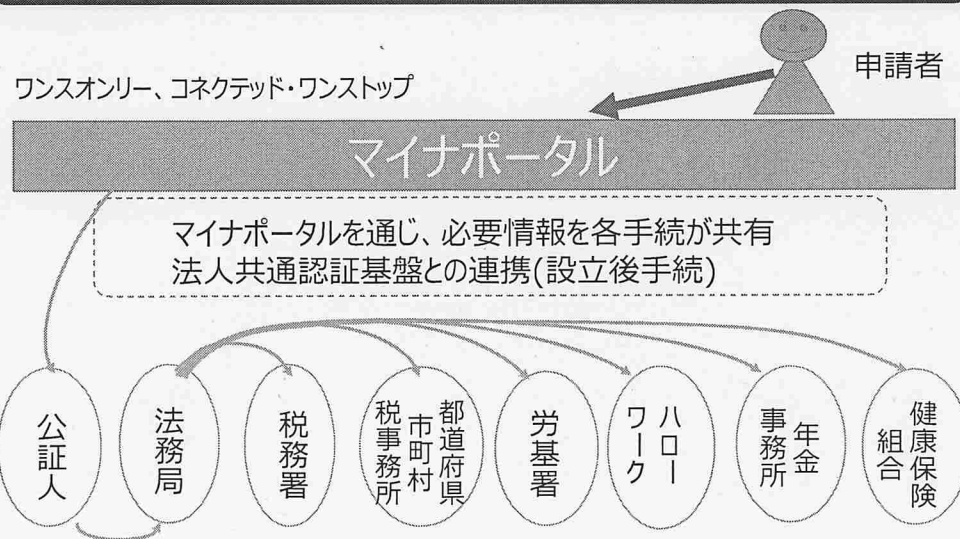
- －令和元年度中：設立後の手続についてワンストップサービスを開始。
- －令和2年度中：設立時の手続（定款認証・設立登記）も含めたワンストップサービスを開始。

○ 企業が行う従業員のライフイベントに伴う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ

従業員の採用、退職等のライフイベントに伴う社会保険・税手続等について、令和2年11月頃から順次、マイナポータルのAPI※を活用したオンライン・ワンストップ化を開始する。

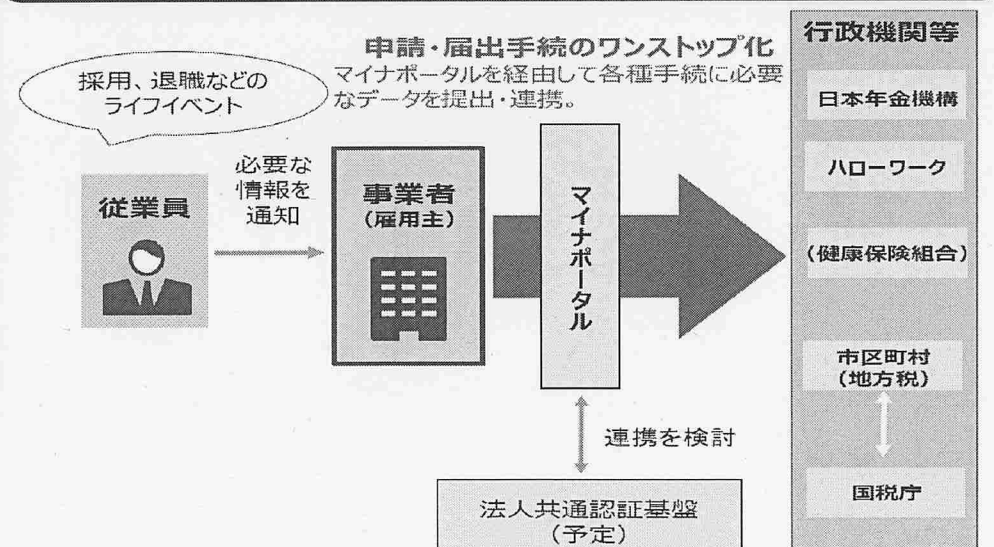
※API（Application Programming Interface）：プログラムの機能を他のプログラムでも利用できるようにするための規約。

法人設立オンライン・ワンストップ ＜今後目指すサービス＞



内閣府大臣官房番号制度担当室作成資料（一部抜粋）

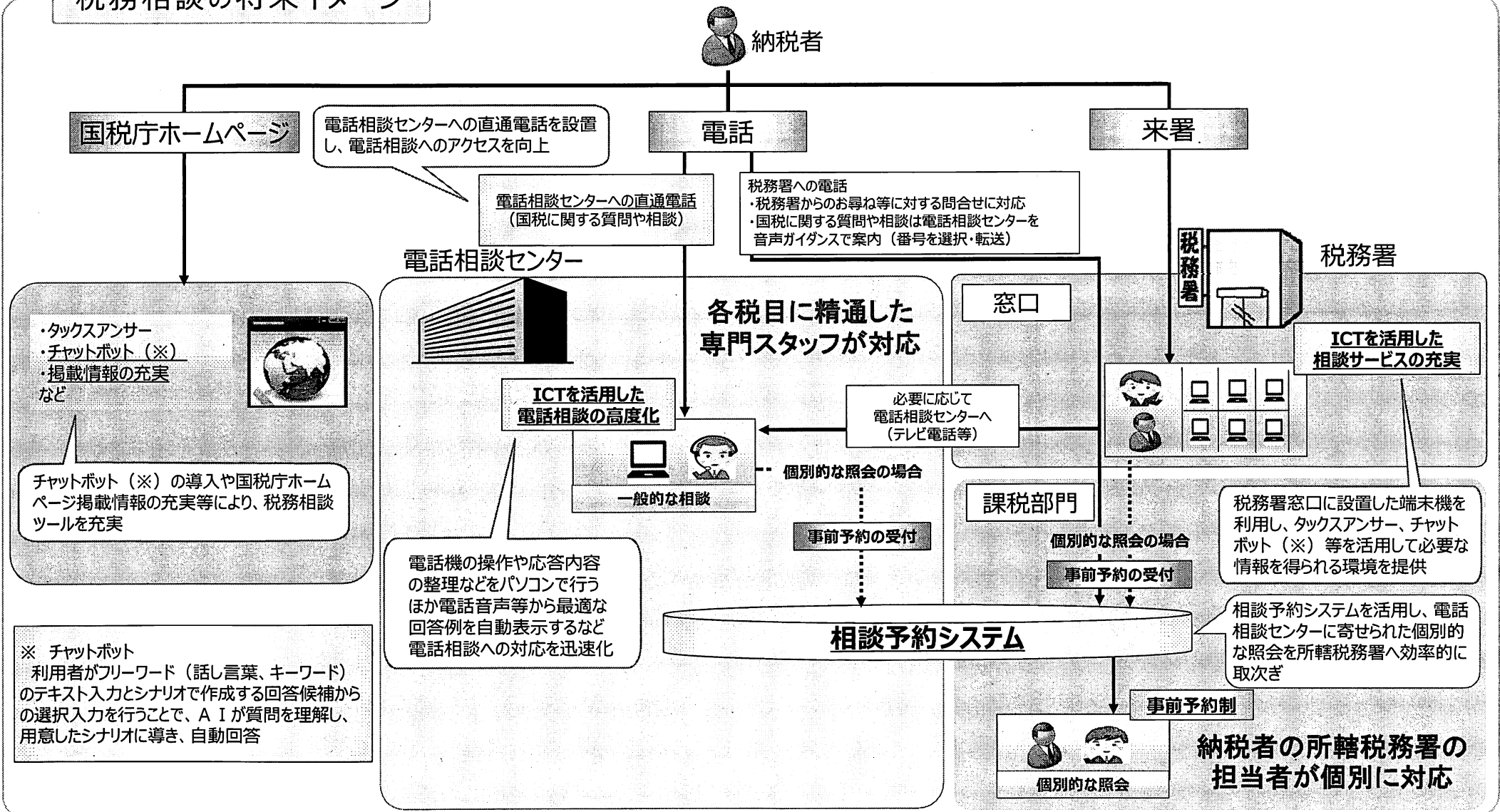
企業が行う従業員のライフイベントに伴う 社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ ＜今後目指すべき令和2年度実現イメージ＞



内閣官房IT総合戦略室作成資料（一部抜粋）

税務相談の効率化・高度化

税務相談の将来イメージ



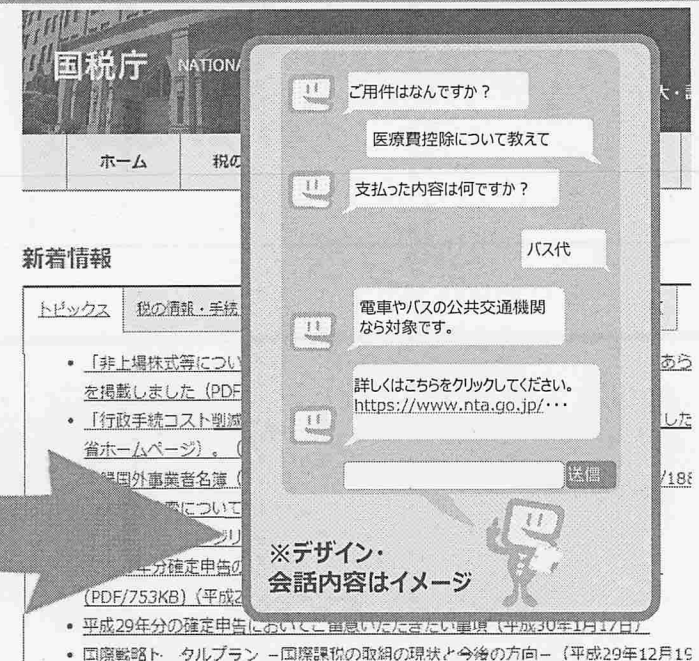
税務相談の効率化・高度化

【取組例⑥】チャットボットの導入

納税者のニーズへの対応、電話相談事務の効率化等を図るため、土日、夜間等の日時にとらわれない相談チャネルとして、チャットボットを導入します。



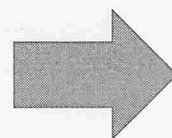
- ① アイコンをクリックするとチャットウィンドウが開く。
- ② チャットウィンドウに質問を入力すると、AIが自動回答する。
適切な回答ができないような質問をされた場合は、AIから質問をすることで、質問内容を補完する。



【令和元年度中に国税庁ホームページへ試験導入】

給与所得者及び年金受給者の確定申告に係る簡易な質問に対応

- ・ 税務署の所在地などの案内
- ・ 医療費控除などの所得控除、住宅ローン控除
- ・ e-Taxの操作方法 等



【令和2年度中に運用開始】

- ・ 相談事例の蓄積・学習を繰り返しながら、順次対応範囲を拡大

税務署窓口のスマート化

【取組例⑦】納付手段の多様化・キャッシュレス化の推進

これまでの取組

- インターネットバンキングなどを利用した電子納税【平成16年6月導入済】
- コンビニ納付【平成20年1月導入済】
- ダイレクト納付【平成21年9月導入済】
 - ※ ダイレクト納付とは、あらかじめ預貯金口座の情報を記載した利用届出書を提出することで、e-Taxを利用して申告した後、簡単な操作で預貯金口座からの振替により納付できる手続。
- クレジットカード納付【平成29年1月導入済】

新たに実施した取組

- QRコードを利用したコンビニ納付の導入
自宅等において、国税庁ホームページ上で提供する確定申告書の作成システム等から納付に必要な情報をQRコードとして出力することで、コンビニでの納付手続が可能に。
 - ※ QRコード（PDF）をスマホに表示させて手続も可能。



【平成31年1月導入済】

今後の取組

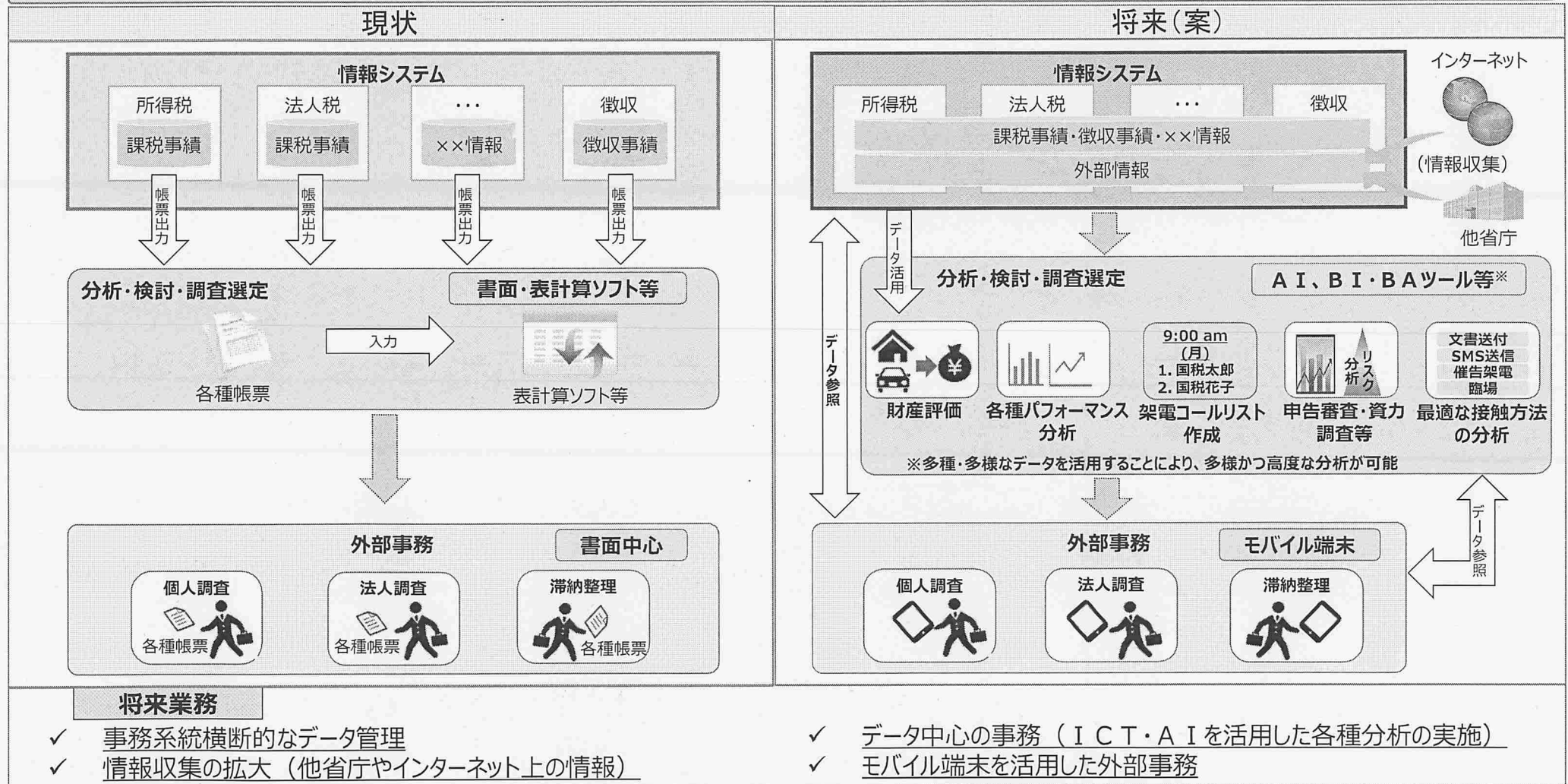
- 令和元年10月に全地方団体が電子納税を共同で収納する仕組みを導入予定であることから、これを踏まえ、国と地方団体が協力して利用勧奨することで、納付のキャッシュレス化を推進。
- 情報技術の今後の動向を見据えながら、納付手段の更なる多様化によるキャッシュレス化の推進について検討。

【順次実施】

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標。

調査・徴収の効率化・高度化のイメージ

情報の一元管理を図りながら、データを積極的に活用できるシステム及び組織作りを進めていきます。



(注) 1 検討に当たっては、最新の各種セキュリティ対策の導入等、極めて重要な納税者情報の取扱いに細心の注意を払います。

(注) 2 将来（案）については現在検討中のものであり、今後変更の可能性があります。

※ BI（Business Intelligence）ツール：大量のデータを分析・可視化し、迅速な意思決定を補助するツール。

※ BA（Business Analytics）ツール：統計学や機械学習等の技術を用いてデータ分析を行うツール。

調査・徴収の効率化・高度化のイメージ

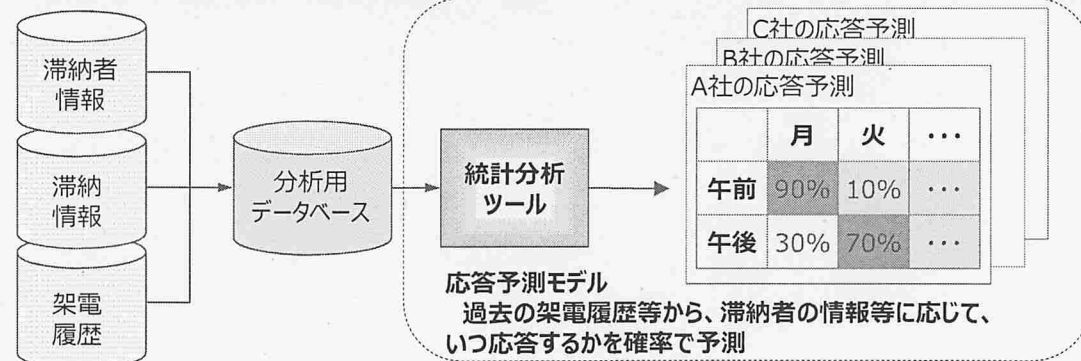
【取組例⑧】データ活用による事務の効率化・高度化に向けた取組

国税庁及び国税局にデータ活用を担当する職員を置き、次のような取組を推進。

これまでの申告内容や調査事績、法定・法定外資料等の情報のほか、民間情報機関や外国政府から入手する情報など、膨大な情報リソースを、BAツール※等を用いて、加工・分析を行い有機的なつながりやデータ間の関連性を把握することにより、高リスク対象を抽出。調査選定等の事務を効率化・高度化。



滞納者の情報（規模・業種等）や過去の架電履歴等を分析して応答予測モデルを構築。応答予測に基づき作成した効果的なコールリストにより、接触効率の向上を図ることで電話催告事務を効率化・高度化。



滞納者の情報等により、接触効率が高いと予測される日時（曜日・時間帯等）を抽出条件としたコールリストの自動作成を可能とするシステムの構築を図る。

※ BA (Business Analytics) ツール：統計学や機械学習等の技術を用いてデータ分析を行うツール。

情報収集の拡大

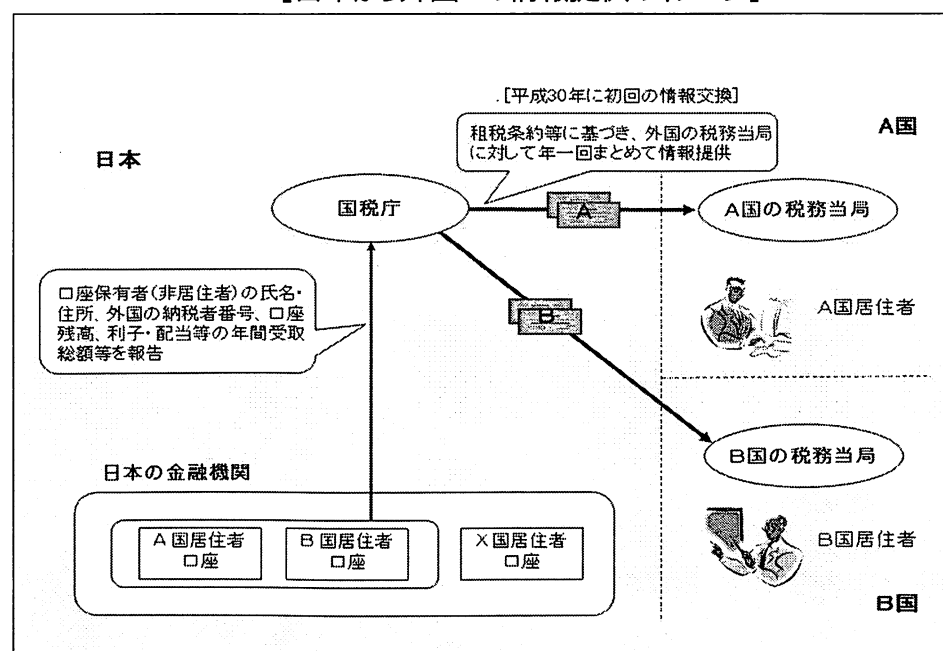
【取組例⑨】CRS※に基づく非居住者金融口座情報（CRS情報）の自動的情報交換による情報の拡充

- 各国の税務当局は、自国に所在する金融機関から非居住者が保有する金融口座情報の報告を受け、租税条約等の情報交換規定に基づき、その非居住者の居住地国の税務当局に対し、その情報を自動的に提供する。

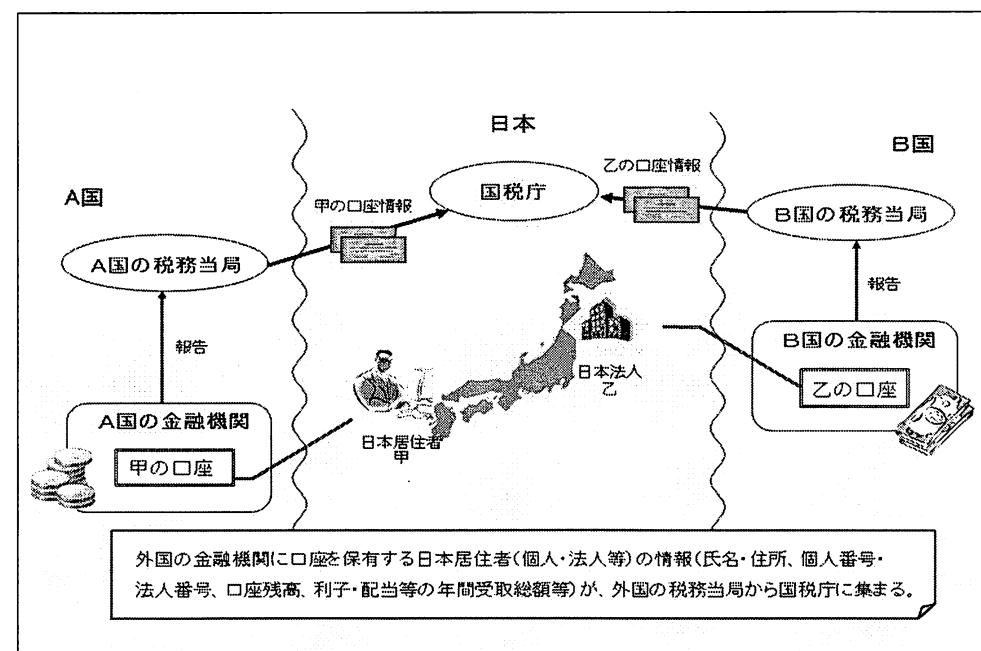
「日本の対応」

- 平成27年度税制改正において、金融機関による非居住者の口座情報の報告制度を整備（平成29年1月施行）。
- 国税庁は、平成30年以後、毎年4月末までに国内に所在する金融機関から報告を受け、その年の9月末までに外国の税務当局に対し情報提供を行うとともに、外国の税務当局から、その国の金融機関に日本の居住者が保有する金融口座に関する情報の提供を受ける。

【日本から外国への情報提供のイメージ】



【外国から日本への情報提供のイメージ】



※ CRS: 経済協力開発機構(OECD)が策定した非居住者の金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準であるCommon Reporting Standardの略。

情報収集の拡大

CRS情報※の自動的情報交換 地域別 受領・提供口座数

※ CRSに基づく非居住者金融口座情報

(平成30年10月31日現在)

欧州・NIS諸国 (42)

アイスランド	(英)マン島	スイス	(ド)フェロー諸島	ポーランド	ルクセンブルク
アイルランド	エストニア	スウェーデン	ドイツ	ポルトガル	ロシア
アゼルバイジャン	オーストリア	スペイン	ノルウェー	マルタ	
イタリア	オランダ	スロバキア	ハンガリー	モナコ	
英国	キプロス	スロベニア	フィンランド	ラトビア	
(英)ガーンジー	ギリシャ	チェコ	フランス	リトアニア	
(英)ジブラルタル	クロアチア	デンマーク	ブルガリア	リヒテンシュタイン	
(英)ジャージー	サンマリノ	(ド)グリーンランド	ベルギー	ルーマニア	

欧州・NIS諸国

受領: 202,455 (35)

提供: 8,548 (35)

北米・中南米 (23)

アルゼンチン
ウルグアイ
(英) アンギラ
(英) 英領ヴァージン諸島
(英) ケイマン諸島
(英) ターコス・カイコス諸島
(英) バミューダ
(英) モンセラット
カナダ
コスタリカ
コロンビア
セントクリストファー・ネーヴィス
セントビンセント及びグレナディーン諸島
セントルシア
チリ
パナマ
バハマ
バルバドス
ブラジル
ペルー
メキシコ
(蘭) アルバ
(蘭) キュラソー

北米・中南米

受領: 41,915 (13)

提供: 6,259 (9)

中東・アフリカ

受領: 15,675 (5)

提供: 229 (4)

中東・アフリカ (8)

アラブ首長国連邦
クウェート
サウジアラビア
セーシェル
バーレーン
南アフリカ共和国
モーリシャス
レバノン

アジア・大洋州

受領: 290,660 (11)

提供: 74,636 (10)

アジア・大洋州 (15)

インド	サモア	(中) 香港	パキスタン
インドネシア	シンガポール	(中) マカオ	バヌアツ
オーストラリア	大韓民国	ナウル	マレーシア
クック諸島	中華人民共和国	ニュージーランド	



(注) 我が国とのCRSによる情報交換の実施対象国・地域を示しているため、実際に情報交換を行った国・地域及び平成30年までにCRSに従った情報交換の開始を表明した国・地域(平成30年10月31日現在: 101か国・地域)とは一致しない。

情報収集の拡大

CRS情報の活用イメージ・調査事例

- 国税庁においては、受領したCRS情報を活用し、利子・配当等の申告漏れ、相続財産の申告漏れを把握するほか、国外送金等調書、国外財産調書、財産債務調書、その他既に保有している様々な情報と併せて分析することにより、海外取引・海外資産を的確に把握し、課税上の問題が認められる場合には確実に税務調査等を実施しています。
- また、CRS情報は富裕層及び海外取引法人等の新規把握のほか、受領した情報そのものにより、その国と何らかの経済的関係を有していたことが把握できるなど、海外への資産隠し等の検討をする上で、有益な情報となり得ます。

～CRS情報の活用イメージ～

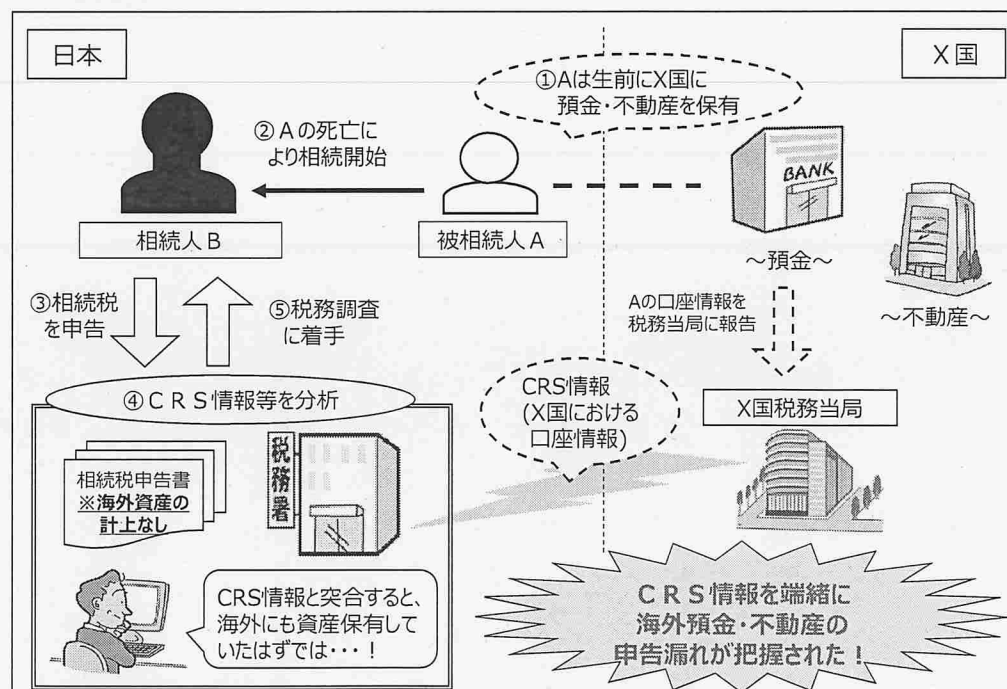
～活用イメージ①（海外資産の申告漏れ）～



～活用イメージ②（財産の記載漏れ等）～



～調査事例～



【調査事例の概要】

被相続人Aの相続税申告において海外資産の計上は無かったものの、受領したCRS情報と突合すると、X国の預金の申告漏れが想定されたため、調査に着手した。

調査の過程で、X国の預金が相続財産であることが判明し、さらにAが生前にX国に不動産を保有しており、当該不動産についても相続税の申告漏れがあったことが判明した。

情報収集の拡大

【取組例⑩】情報照会手続の整備

暗号資産（仮想通貨）取引やインターネットを通じた業務請負の普及など、経済取引の多様化・国際化が進展する中、適正課税を確保するため、令和元年度税制改正において、現行実務上行っている事業者等に対する任意の照会（協力要請）について法令の規定が整備されるとともに、高額・悪質な無申告者等を特定するための情報について、国税当局が事業者等に報告を求める仕組みが整備されました（令和2年1月1日以後に行う協力要請や報告の求めについて適用）。

(1) 事業者等への協力要請

現行実務上行っている事業者等に対する任意の照会について、税法上、国税当局が事業者等に対して協力を求めることができる旨が明確化。

(2) 事業者等への報告の求め

高額・悪質な無申告者等を特定するため特に必要な場合に限り、担保措置を伴ったより実効的な形による情報照会を行うことができる規定が整備されたもの。なお、事業者等に対して照会できる場合及び照会情報は限定されており、事業者等による不服申立て等も可能。

【照会できる場合】以下の全てを満たすこと

- 他の方法による照会情報の収集が困難であること（※ 法定調書や協力要請等により対象情報が入手できる場合は対象外）
- 申告漏れの可能性が相当程度認められること（以下の①～③のいずれかに該当する場合）
 - ① 多額の所得（年間1,000万円超）を生じうる特定の取引の税務調査の結果、半数以上で当該所得等について申告漏れが認められた場合
 - ② 特定の取引が違法な申告のために用いられるものと認められる場合
 - ③ 不合理な取引形態により違法行為を推認させる場合
- 求める情報の範囲や回答期限の設定に当たっては、相手方の事務負担に十分に配慮すること

【照会主体】

- 事業者等の所在地の所轄国税局長（※ 照会しようとする場合には、あらかじめ、国税庁長官の承認を受けなければならない。）

【照会方法】

- 60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して指定する日までに書面による報告を求める

【照会情報】

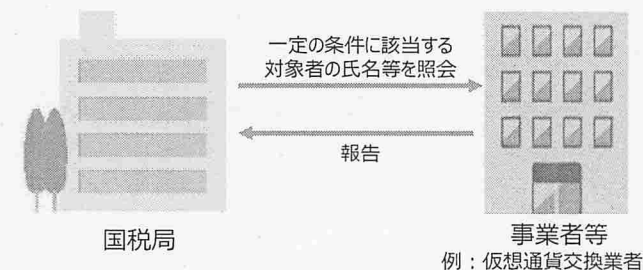
- 対象者の氏名（又は名称）、住所（又は居所）、番号（個人/法人）（※ いずれも保有している限度で対象とする。）

【不服申立て等】

- 不服申立てや取消訴訟の対象として位置付け（※ 国税通則法上「処分」として位置付け）

【担保措置】

- 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金



複雑困難事案への対応（新しい経済取引への対応等）

シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の適正課税の確保を目指します。

新分野の経済活動・取引例

（主な特徴・傾向）

- ① 広域的・国際的取引が容易
- ② 足が速い
- ③ 取引の実態が分かりにくい
- ④ 申告手続等に馴染みのない方の参入が容易



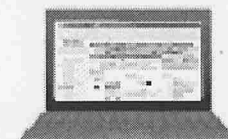
デジタルコンテンツ



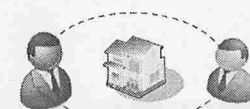
ネット通販・ネットオークション



暗号資産（仮想通貨）



ネット広告（アフィリエイト等）



シェアリングビジネス・サービス

適正申告のための環境作り

国税庁ホームページを通じた情報発信



（掲載内容の例）

- ・確定申告等の税務手続
- ・取引に関する課税上の取扱い

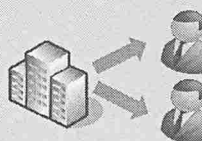
納税者利便の向上



（令和元年開始の取組例）

- ・スマホ専用画面で申告書作成
- ・QRコードを利用したコンビニ納付
- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標。

仲介事業者・業界団体を通じた適正申告の呼びかけ



（取組例）

- ・業界団体から会員各社（仲介事業者）へ呼びかけ
- ・仲介事業者から利用者へ呼びかけ

情報収集・分析の充実

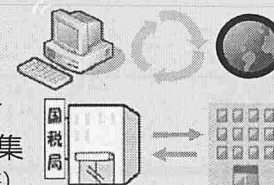
プロジェクトチームの設置



- ・全国税局・事務所に設置
- ・関係部署の職員で構成

公開情報から効率的に収集（インターネット等）

法的枠組みも利用して非公開の有用情報を収集（法定調査、情報照会手続等）



各種情報を組み合わせて課税上問題があると見込まれる納税者を的確に把握

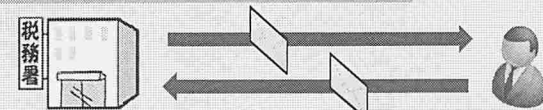


自発的な適正申告の履行を呼びかける必要のある納税者

大口・悪質な申告漏れ等が見込まれる納税者

行政指導の実施

取引の有無・内容を確認（お尋ね）



自主的な申告内容の見直し・申告の必要性の確認を要請（見直し・確認）



※効果的・効率的な実施のため担当部署の設置も検討

厳正な調査の実施

プラットフォーム等からの証拠収集・事実認定



反面調査

外国当局への情報提供要請

ICT事案特有の証拠隠しにも対応



（例）デジタル・フォレンジックの活用

将来像実現に向けた情報システムの高度化の取組

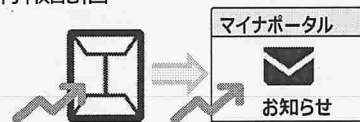
- 利用者中心の行政サービスを提供することによる「**納税者の利便性の向上**」
- 書面中心からデータ中心の事務へと転換を図ることによる「**課税・徴収の効率化・高度化**」

を実現するため、I C T技術の動向を踏まえた**新たな機能の導入とシステム構造の最適化**による**情報システムの高度化**を目指す。

その際、I C T・A Iの技術動向や働き方の多様化等の経済社会の変化等を踏まえ、将来像に掲げた取組について随時見直しを行う。

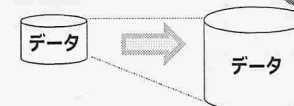
1 マイナポータル等を活用した利便性の向上

- 申告時期の案内等、ニーズに沿ったタイムリーな情報配信
- 各種控除証明書等、確定申告・年末調整に必要な情報を一元的に確認し活用する仕組みを順次導入



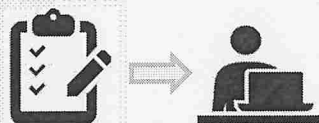
2 必要データの拡充（データの電子化・関係機関とのデータ連携等）

- 関係機関とのデータ連携による、添付書類の削減（制度面等も併せて要検討）
- 外国税務当局から日本の居住者の金融口座情報を入手する等、データの拡充により適切な所得把握を行うことで、適正な課税・徴収を実現



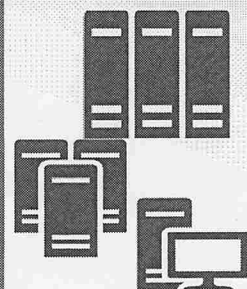
3 システムチェックの強化

- 書面（紙）からデータ中心の事務への転換（ペーパーレス）
- 各種業務処理の簡便化

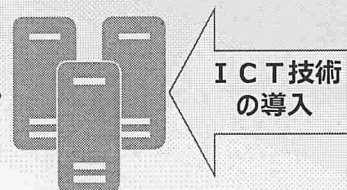


国税情報システム

- ◆ 最新 I C T 技術を踏まえた機能追加
- ◆ データの管理方法の改善などシステム構造の最適化



システム構造の
見直し



- ① 情報連携
- ② データ拡充
- ③ チェック強化
- ④ 自動化ツール
- ⑤ A I・分析ツール
- ⑥ モバイル端末 等

(現状)

(高度化)

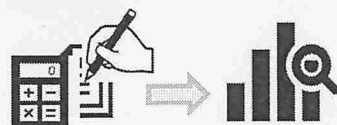
4 大量反復的な業務の自動化

- 業務処理時間の削減
- 削減された業務量は、納税者サービスの充実や外務事務へ振り向けるなど、全体として効率的な資源配分を実現



5 AIや分析ツールを活用した申告審理や調査選定

- より高度な調査選定や資力判定の実施
- 優先度判定、最適な接触方法の導出



6 モバイル端末を活用した外部事務

- 実地調査や滞納整理における機動的かつ効率的な事務処理の実施



(注) 1 システム面の検討に当たっては、最新の各種セキュリティ対策の導入等、極めて重要な納税者情報の取扱いに細心の注意を払います。

(注) 2 本内容については、今後の検討や技術動向等を踏まえ、変更になる可能性があります。

参考計数①

【所得税の申告件数（各年分の申告件数）】

	平元	平29	平元との対比
申告件数 (万件)	1,697	2,198	+501 (約1.3倍)
うち還付 (万件)	659	1,283	+624 (約1.9倍)

【法人数（事務年度末時点）】

	平元	平29	平元との対比
法人数 (万法人)	235	311	+76 (約1.3倍)

【大規模法人数に占める連結法人割合（事務年度末時点）】

	平15	平29	平15との対比
連結法人数 (法人)	1,678	11,339	+9,661 (約6.8倍)
連結法人割合 (%)	4.6	35.4	+30.8Pt

※ 連結納税制度の導入は平成14年度。

【実調率（事務年度）】

	平元	平29	平元との対比
個人実調率 (%)	2.3	1.1	△1.2Pt
法人実調率 (%)	8.5	3.2	△5.3Pt

※ 1 事務年度とは、7月から翌年の6月末までの期間をいう。

2 「個人実調率」は、実地調査（平成20年分以降は実地着目調査を含む。）の件数を、税額のある申告を行った納税者数で除したもの。

3 「法人実調率」は、実地調査の件数を、決算期が到来した法人数で除したもの。

【定員数（会計年度）】

	平9 (ピーク時)	平30	平9（ピーク時） との対比
定員数 (人)	57,202	55,724	△1,478 (約2.6%減)

【国外財産調書の提出件数（各年分の提出件数）】

	平25 (導入時)	平29	平25（導入時） との対比
国外財産調書 (件)	5,539	9,551	+4,012 (約1.7倍)
財産総額 (億円)	25,142	36,662	+11,520 (約1.5倍)

【申告所得税の所得金額が1億円超の者数（各年分の申告人数）】

	平20	平29	10年前との対比
所得金額1億円超 (人)	15,139	23,250	+8,111 (約1.5倍)

【相続税の課税価格が1億円超の者数（各年分の申告人数）】

	平20	平29	10年前との対比
課税価格1億円超 (人)	37,204	45,359	+8,155 (約1.2倍)

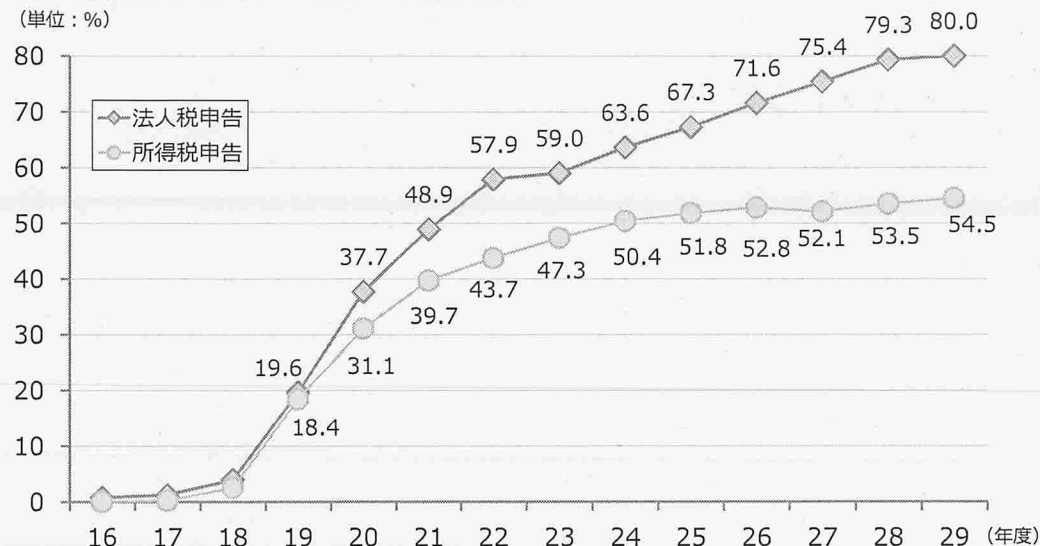
※ 上記の人数は、相続税額のある申告書に係るものである。

参考計数②

【e-Taxの利用率の推移（会計年度）】

○ 平成16年6月から全国で運用を開始

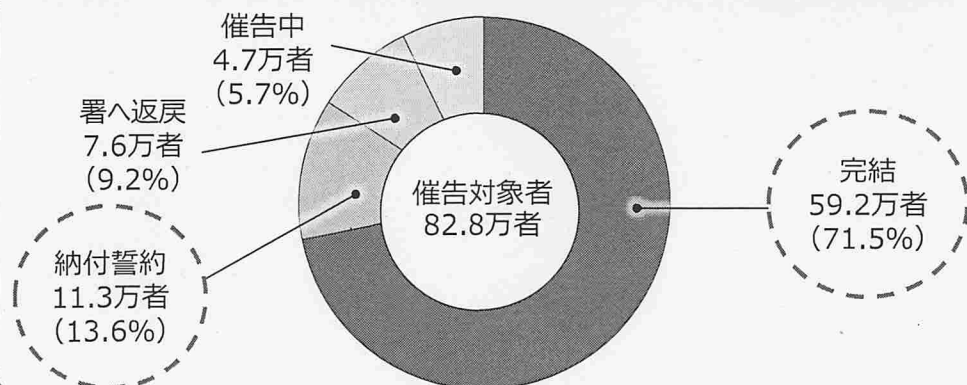
（単位：％）



※ 平成30年7月時点において機械的に抽出した大法人の電子申告義務化の対象法人に係る平成29年度の法人税申告のe-Tax利用率は66.1%である。

【納税コールセンターでの滞納整理状況（平成29年7月～平成30年6月）】

○ 納税コールセンターの集中催告により、全体の8割が完結・納付誓約



Topics: e-Taxを利用した申告の拡大

- 平成30年分確定申告からe-Tax利用の簡便化のために「マイナンバーカード方式」、「ID・パスワード方式」が導入されました。
- その結果、平成30年分の所得税の確定申告では、納税者本人によるe-Taxを利用した申告人員が前年の確定申告期の実績を大きく上回りました。

（参考）納税者本人によるe-Taxの送信方式別の提出人員

	平29	平30
マイナンバーカード方式	-	473千人
ID・パスワード方式	-	639千人
従来の方式	515千人	88千人
合計	515千人	1,200千人

- また、地方公共団体で受け付けた申告データをe-Taxで税務署に送信する「データ引継」については、地方公共団体への積極的な働き掛けにより、前年の確定申告期の実績を大きく上回りました。

	平29	平30
利用団体数	713団体	958団体
利用件数	455千人	866千人

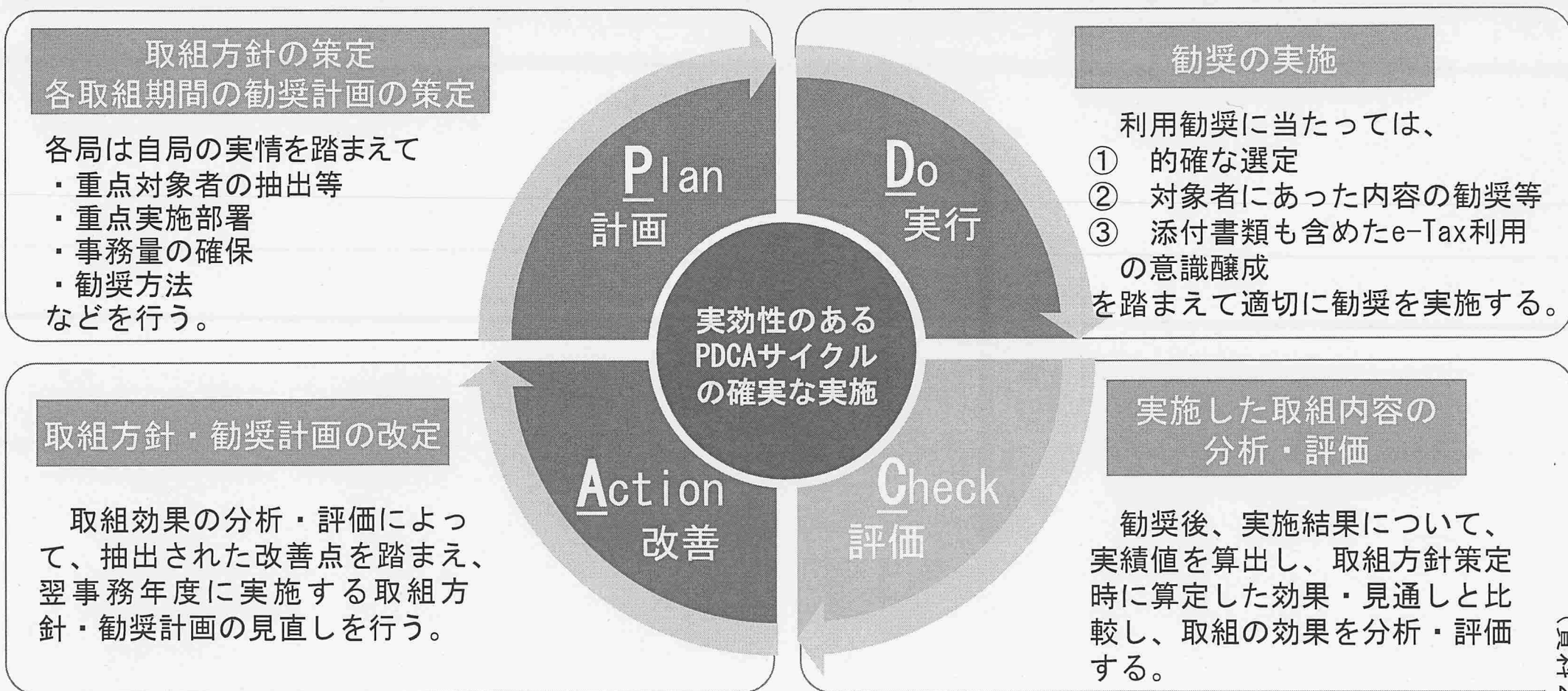
- e-Taxの利用やデータ引継の拡大による処理効率化で、納税者の皆様への還付が早期に行えるようになるとともに、税務当局側の事務量が削減されることから、引き続き、データ引継を含むe-Taxを利用した申告の推進に取り組んでいきます。

参考リンク

- 税務行政の将来像～スマート化を目指して～
<https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2017/syouraizou/index.htm>
- e-Taxの利用手続を簡便化します（個人の皆様向け）
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/kojin_e-tax_riyou2.pdf
- 大法人の電子申告の義務化の概要について
<http://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/index.htm>
- 法人の皆様向けの利便性向上施策
<http://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/sesaku.htm>
- ダイレクト納付口座の複数利用の開始について
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/fukusu_kaisi.htm
- 国際戦略トータルプラン-国際課税の取組の現状と今後の方向-
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/strategy/index.htm>
- シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応
https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2019/sharingueconomy_taio/index.htm
- このほかの取組についても、国税庁ホームページをご覧ください。
<https://www.nta.go.jp/>

「添付書類も含めたe-Tax利用勧奨に向けた中期取組方針」の概要

添付書類も含めたe-Tax利用率向上に当たっては、優先度の高い対象者を重点対象者として抽出した上で、令和元事務年度から3事務年度において、これらに対して限られた事務量を計画的かつ効率的に投下できるよう、中期取組方針を各局において今事務年度中に策定する。





Headline

「税務行政の将来像」の実現に向けて
～ 内部事務のセンター化を目指して ～

「税務行政の将来像」の実現に向けて ～ 内部事務のセンター化を目指して ～

藤井長官談話



1 はじめに

内部事務のセンター化(以下「センター化」といいます。)について、来事務年度から庁試行として取り組む旨、職員伝達を行ったところです。今回の談話においては、私から、センター化の意義や今後の方向性など、現段階での検討状況をできる限り具体的に職員の皆さんへお伝えしたいと考えています。

2 センター化の背景・経緯

(税務行政の将来像)

これまでも折に触れ申し上げてきましたが、昨今の経済社会のICT化やグローバル化の進展はめざましく、我々の税務行政を取り巻く環境も大きく変化し続けています。こうした変化に的確に対応し、引き続き、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現」していくためには、その時々における課税・徴収上の課題に対応していくことはもとより、中長期的な視点に立って、国税庁自身が進化していくことが必要だと考えています。

職員の皆さんも御承知のとおり、国税庁では、平成29年6月に、概ね10年後をイメージした「税務行政の将来像」(以下「将来像」といいます。)を公表しました。将来像の実現に向け、現在、申告・納付手続のデジタル化・ペーパーレス化を推進し、集約処理等により内部事務の更なる効率化を図るとともに、ICT・データ活用等による外部(調査・徴収)事務の高度化やデータ分析による効率的・効果的な事務運営の実現など、業務改革やインフラ整備に取り組んでいるところです。まずはじめに、この目指すべき将来像を職員の皆さんと改めて共有したいと思います。



Headline

「税務行政の将来像」の実現に向けて
～ 内部事務のセンター化を目指して ～

「税務行政の将来像」の実現に向けて ～ 内部事務のセンター化を目指して ～

(内部事務の効率化に向けたこれまでの取組)

これまで国税庁では、それぞれの時代の環境変化に的確に対応すべく、内部事務についても、その効率化に向け、様々な取組を行ってきました。

平成21事務年度から実施している「内部事務の一元化」においては、従来、事務系統別に行われてきた内部事務を可能な限り署単位で一元的に処理することにより、事務の効率化が図られてきたと考えています。但し、その際、賦課(国税調査官)事務と徴収(国税徴収官)事務という大きな枠組みは維持し、対外的な権限を大きく変更しなかったことや、KSKシステム(平成13事務年度から全国運用開始)の抜本的な見直しは行わなかったことなどから、一元化するにも限界があり、このため、課税内部事務の一部は現在も課税部門で処理する状況となっています。

平成27事務年度からは、小規模署の内部事務を近隣のより大きな規模の署に集中化することを通じて、より効果的かつ効率的な事務運営を実現することを目的とした「内部事務の集中化の試行」に取り組んできました。これまでの試行においては、集約処理による事務の効率化が一定程度図られていると考えています。

また、平成29事務年度以降に各局で取り組んでいる内部事務のセンター化の試行や、課税部コールセンターの試行についても、集中化の試行と同様、概ね順調な試行状況にあり、事務の効率化が一定程度図られていると承知しています。

(税務手続の電子化の進展)

平成16年に導入されたe-Taxについては、職員の皆さんのこれまでの利用勧奨や使い勝手の向上策等により、相当程度普及してきました。

さらに、近年の認証手続の簡便化、大法人の電子申告義務化や添付書類の削減など、申告・納付のデジタル化・ペーパーレス化の環境整備が一定程度進展し、e-Taxは、より一層の普及拡大が見込まれます。

(国税情報システムの高度化)

将来像の実現に向け、内部事務の集約処理を中心とした業務改革と一体のものとして、これらの各施策を支えるインフラである「国税情報システムの高度化」にも着手しています。

現在、国税庁では、KSKシステムやe-Taxといった現行システムの抜本的な見直しに向け、

- ① 集約処理に伴う事務処理手順の見直しを行うことにより、複数署にまたがる内部事務の円滑な処理を可能とする、職員の皆さんが使い勝手のよいシステムを構築する、
- ② 現行の書面(紙)中心からデータ中心の事務処理・事務運営へ移行する、
- ③ 書面(紙)資料の電子化を含め、活用可能なデータ範囲を拡充するとともに、事務系統横断的なデータ管理・活用を可能とし、外部(調査・徴収)事務の効率化・高度化を支援する、

という基本的な考え方にに基づき検討を進めています。関係機関の了解を得られれば、2026事務年度からの運用開始を目指しており、職員の皆さんのご意見もしっかりと反映させながら、より良いシステムを構築したいと考えています。



Headline

「税務行政の将来像」の実現に向けて
～ 内部事務のセンター化を目指して～

「税務行政の将来像」の実現に向けて ～ 内部事務のセンター化を目指して ～

3 センター化の内容・意義

(センター化の内容)

こうした状況を踏まえ、センター化の取組は、「内部事務の一元化」の次の段階として、現行の「内部事務の一元化」の対象事務を拡充し、①事務の繁閑に応じて、管理運営事務と課税内部事務をまたいだ事務処理を可能とする体制を整備し、②複数税務署の内部事務を専担部署(以下「センター」といいます。)で集約処理すること、を通じて、更なる内部事務の効率化・高度化を目指すものです。

併せて、センター化後も引き続き、署で対応が必要となる税務相談や現金領収といった窓口業務について、①納税者の利便性の向上と②職員の事務負担軽減の両立が図られるよう、ICTを活用しながら、抜本的な見直しに取り組むこととしています。

また、調査・徴収事務については、その対象者の選定に当たっての事務系統横断的なデータ活用や客観的なデータ分析に基づく課題の把握などに積極的に取り組み、より一層効果的・効率的な事務運営を目指します。

職員の皆さんには、

- ① センター化の取組は、国税庁全体の組織の力を維持・向上させ、適正・公平な課税・徴収を実現していく上で必要な業務改革の一つであり、センターで集約処理することとなる内部事務は、「賦課」「徴収」と並んで国税庁の柱となる大切な業務であること、
 - ② センター化は、最終的には高度化されたシステムを活用することなどにより、仕事の範囲・手順の変更を伴う(これらは、税目横断的に標準的かつ極力簡素なものに改訂する方向で検討を進めています。)ものの、これまでの一元化の取組や内部事務の集中化の試行の取組の延長線上に位置付けられるものであり、業務の意義・内容自体が大きく変わるものではないこと、
- をよく理解していただきたいと思います。

(センター化の意義)

業務改革の中心をなすセンター化を進めるに当たっては、これが国税庁のみならず、納税者や職員の皆さんにもメリットがあることが重要であると考えています。

国税庁としては、集約処理を通じて内部事務のより一層の正確性の向上と効率化を図るとともに、これによる事務量配分の見直しなどにより、外部事務の充実・高度化や納税者利便の向上を目指します。

納税者の皆様の視点からは、センター化の取組が税務相談の自動・システム化、e-Taxの使い勝手の向上などの各種手続のデジタル化の推進と一体となって進むことで、スムーズ・スピーディに手続が完了するといった納税者利便の向上が図られることになります。

そして、職員の皆さんには、内部事務等の更なる効率化を通じて、事務負担の軽減を図ることが大切だと考えています。併せて、超過勤務の縮減や年次休暇の計画的取得の促進に向け、職場環境を整備し、ワークライフバランス推進に取り組めます。



Headline

「税務行政の将来像」の実現に向けて
～ 内部事務のセンター化を目指して～

「税務行政の将来像」の実現に向けて ～ 内部事務のセンター化を目指して ～

4 センター化後の組織の在り方

センターは、局の組織として設置する方向で検討を進めています。センターでは、集約処理することにより効率化が見込まれる内部事務を処理します。具体的には、管理運営事務のうち窓口・渉外事務を除く事務と、課税内部事務のうち大量反復的に処理が必要となる申告書審査・行政指導等の事務が対象となります。そのため、センターでは現行の管理運営事務と課税内部事務をまたいだ事務処理を可能とする体制を構築するとともに、センターには各事務系統から職員を配置し、基本的に各々の専門性を活かして職務に従事してもらうことになると考えています。また、局の実情に応じ、複数のセンター分室の設置も検討します。

こうしたセンターの体制が確立された後の税務署は、納税者との窓口対応や調査・徴収等の役割を担うことになります。

センター化に伴う具体的な機構の見直しについては、予算措置や法令改正を前提とするものであることから、今後の試行状況を十分検証しながら詳細な検討を行うこととなります。今後とも適切なタイミングで職員の皆さんにお知らせしていきます。

また、定員配分に当たっては、センター化の取組が集約処理による内部事務の効率化・高度化、これによる事務量配分の見直しなどによる外部事務の充実・高度化や納税者利便の向上が目的であることを踏まえ、センターと税務署のそれぞれの事務量を適切に見積もり、担当する事務に負担や支障が生じないよう、必要な定員を配分していきます。

人事に当たっては、センター化による事務運営や機構・定員の見直しを前提として、職員の希望や身上等にも十分に配慮しつつ、適材適所で配置することになります。これらの対応は、国税組織が進化していく上で不可欠なものであり、しっかりとした取組が必要であると考えています。そのため、職員の皆さんが従事する事務に不安なく臨めるよう、経験が少ない事務や未経験の事務については必要な研修を行います。職員の皆さんにおかれては、これまでと同様に税務職員としての使命感・責任感をもって、それぞれの職務に従事するとともに、研修にも積極的に取り組んでもらいたいと考えています。

いずれにしても、組織・体制の整備状況を踏まえながら、職員の皆さんが意欲と希望を持って働き、組織全体の活力が一層向上するよう、当初配置の在り方や研修体系の見直しを含め、検討していきます。



Headline

「税務行政の将来像」の実現に向けて
～ 内部事務のセンター化を目指して～

「税務行政の将来像」の実現に向けて ～ 内部事務のセンター化を目指して ～

5 今後の予定【別紙:センター設置のロードマップ(PDF/480KB)】

2019事務年度から、「内部事務のセンター化」の庁試行を開始します。試行を通じた課題の把握とその改善に取り組み、最適な事務処理体制・事務処理手順の確立を図ります。

その上で、センター化の取組は段階的に進めていくこととし、2021事務年度において、関係機関の了解が得られれば、局の組織としてセンターを設置し、一部の税務署を対象としたセンター化の実施へ移行することを目指します。

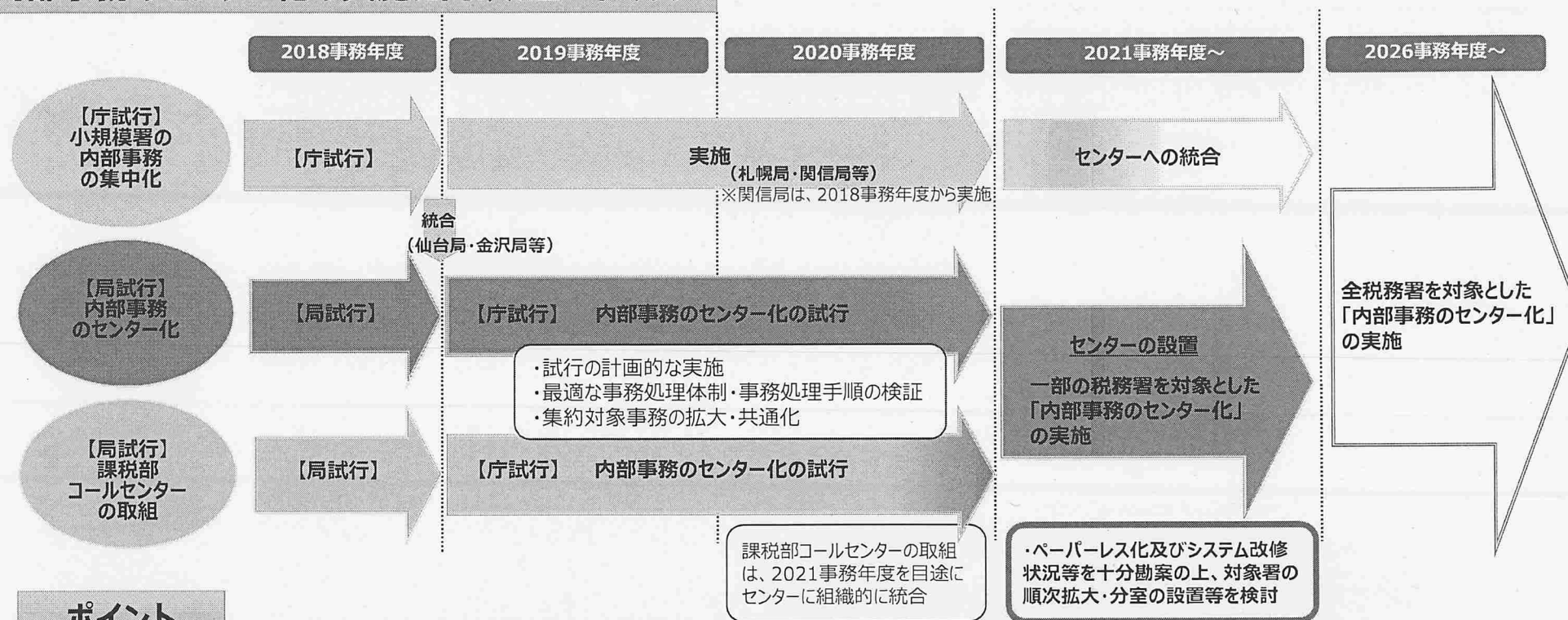
さらに、2026事務年度において、関係機関の了解が得られれば、「国税情報システムの高度化」により、データ処理を中心とした新たな事務処理・事務運営に移行することを前提に、全税務署を対象としたセンター化の実施を目指します。

6 むすび

内部事務のセンター化を中心とした業務改革やインフラ整備は、国税庁がその使命を今後とも適切に果たしていくために必要な取組です。国税庁としては、こうした取組だけではなく、必要なマンパワーの確保や納税環境の整備にしっかり取り組んでいきます。これまでも、我が職場の諸先輩の努力により、直税部・間税部の再編や内部事務の一元化(管理運営部門の創設)等の大きな改革をやり遂げてきました。今回の業務改革についても、職員の皆さんと一緒に力を合わせて、その実現に向け、着実に取り組み、国税庁をより良い組織へ進化させたいと思います。

内部事務のセンター化の実施に向けたロードマップ[°]

別紙



ポイント

- 2021事務年度において、関係機関の了解が得られれば、局の組織としてセンターを設置。今後、センターの設置に向けて、
 - ・ 内部事務の集中化については、「試行から実施への移行」、「内部事務のセンター化の試行」（又は将来的なセンター）への統合を目指すとともに、
 - ・ 課税部コールセンターについては、2021事務年度のセンター設置を見据え、対象署の全署拡大に取り組むほか、行政指導事務を中心としつつ、その他の課税内部事務も可能な限り集約処理。

デジタル・ガバメント実現への対応

1 デジタル・ガバメントの実現

(1) 行政情報システムに関する政府方針

イ 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

平成30年6月15日、「世界最先端デジタル国家」の創造に向け、政府自らが徹底的にデジタル化に取り組む行政サービスのデジタル改革を起点として、サイバーセキュリティの確保を図りつつ、ITを最大限活用した簡素で効率的な社会システムを構築し、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現することを目指す「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（以下「創造宣言・基本計画」という。）が閣議決定された。

令和元年6月14日に、創造宣言・基本計画の変更が閣議決定され、国税関係では「国税情報システムの高度化」等の取組について記載されている（資料1）。

また、創造宣言・基本計画に基づき、情報システム関係予算については、政府全体で令和3年度を目途に運用コストの3割削減を目標としており、国税庁においても、国税総合管理システム（以下「KSKシステム」という。）、国税電子申告・納税システム（以下「e-Tax」という。）などの情報システムについて、運用コストの3割削減（基準年度：平成25年度）に向けた取組を着実に進めることとしている（※）。

（※）《削減見込（令和元年5月現在）》

- ・ KSKシステム（31.3%）
- ・ e-Tax（32.8%）

ロ デジタル・ガバメント実行計画

平成30年7月20日、創造宣言・基本計画に掲げられた重点分野の一つである電子行政分野を深掘りし、詳細化した「デジタル・ガバメント実行計画」（以下「デジガバ実行計画」という。）がデジタル・ガバメント閣僚会議において決定された。

デジガバ実行計画では、デジタル・ガバメントの実現に向け、業務改革（BPR）の徹底、手続オンライン化の徹底、添付書類の撤廃及びワンストップサービスの推進といった横断的サービス改革や、保有データのオープン化、標準化・共通化等のプラットフォーム整備に加え、各府省庁独自のサービス改革の実施が求められている。

平成30年度も平成29年度に引き続き、所管する行政手続等や行政保有データについて実態を把握するため、各府省は棚卸（全数調査）を実施し、これを基に手続のオンライン化や添付書類の撤廃に向けた検討を行っている。

なお、デジガバ実行計画は、平成30年度から令和4年度までを対象期間とし、少なくとも年1回フォローアップすることとされている（資料2）。

(2) 財務省デジタル・ガバメント中長期計画

上記(1)ロを踏まえ、税務行政、税関行政及び会計制度を中心に、業務プロセスの見直しを実施しつつ、システム更改の時期も勘案し、オンライン化の徹底や添付書類の撤廃、デジタル・ガバメントの推進に取り組むための計画として、平成30年6月25日、「財務省デジタル・ガバメント中長期計画」を策定した。

本計画は、平成30年度から令和4年度までを対象期間としており、財務省のCIO及び副CIOが、少なくとも四半期に一度は計画の評価を実施し、財務省行政情報化推進委員会（官房長を議長に各局総務課長級で構成）が、一年に一度は本計画の見直し・改定を実施することとされており、令和元年6月24日に改定された（資料3）。

(3) デジタル手続法

イ 概要

令和元年5月24日に成立した「デジタル手続法」とは、情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則（※）等が規定されている行政手続オンライン化法（以下「オン化法」という。）や行政のデジタル化を推進するための個別施策が規定されている住民基本台帳法等の既存の法律を一括して改正するものとなっている（資料4）。

オン化法の改正では、行政手続の原則オンライン化や添付書類の撤廃について規定しているが、手続件数が少なく、費用対効果が低い手続については、オンライン化の対象としないことも認められている。

（※）〔行政のデジタル化に関する基本原則〕

- ① デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する。
- ② ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする。
- ③ コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する。

ロ 国税庁における影響

原則オンライン化については、申請等に基づく処分通知のオンライン化に向けて今後検討を行う必要がある。

また、添付書類の撤廃については、これまでも住民票の写し等の添付省略を行ってきたところであるが、引き続き、行政機関間の情報連携等により添付書類の省略に向けた取組を進める必要がある（資料5）。

ハ その他（予算一括計上）

政府情報システムについては、総理及び官房長官指示を受け、予算・調達の一元化を含めた検討が進められているところ（※）、令和元年6月4日、政府情報システムの予算・調達に関する「政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化について」がデジタル・ガバメント閣僚会議において決定された（資料6）。

その中で、府省独自システムについては、その開発に要する予算を各府省が要求した上で、予算編成の最終段階で所要額（開発費）を内閣官房 IT 総合戦略室の下に計上することとなるが、当該システム開発に必要な予算の執行については、各府省に予算を移し替えて行うことが基本とされている。予算の移し替えのみであれば大きな問題はないと考えられるが、引き続き、その影響等について確認していくこととしている。

（※）「デジタル手続法」の本則附則第9条において、システム関係予算の一括要求を検討することとされている。

2 行政手続の簡素化

(1) 背景

世界銀行のビジネス環境ランキング『Doing Business レポート』（※）において日本の投資環境に関する順位が低いという指摘等をきっかけとして、日本の投資環境の抜本的な改善のため、大胆な行政手続の効率化を行う動きが続いている。こうした中、「日本再興戦略 2016」（平成28年6月2日閣議決定）や「未来投資戦略 2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、「行政手続の簡素化」が主要課題の一つとして取り上げられ、平成28年度以降、規制改革推進会議や未来投資会議等において、行政手続の電子化やワンストップ化に向けた議論・検討が進められ、具体的な取組方針が示されている。

国税庁においても、こうした政府全体の取組方針に沿って、関係府省庁と連携を図りながら、国税関係手続の電子化、法人設立手続や企業が行う従業員の社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化等、納税者の利便性の向上や行政手続コスト削減に向け、計画的に取り組んできたところである（資料7）。

（※）世界銀行が、各国のビジネス環境を指標化して順位付けしたもので毎年10月に公表している。本件については「諸外国の税務行政に関する調査」に別途記載。

(2) 規制改革推進会議等の議論の動向

イ 規制改革推進会議・行政手続部会（平成28年9月設置）

日本再興戦略 2016 を受けて、平成28年秋以降、①重点分野の選定、②規制・行政手続コスト削減目標の決定に向けた議論が行われ、平成29年3月29日に「行政手続部会取りまとめ～行政手続コスト削減に向けて～」が取りまとめられ（資料8）、その内容が「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）に盛り込まれた。

上記取りまとめに基づき、財務省・国税庁に関連する3分野（「国税」、「営業の許認可に関する手続」、「調査統計に対する協力」）について、平成29年6月に財務省として『行政手続コスト』削減のための基本計画」を策定・公表し、1年ごとに行政手続部会におけるヒアリングを経て改定版の公表を行っている。

令和元年6月に公表した「国税」分野の再改定版においては、大法人の法人税・消費税の電子申告義務化に伴い、積極的に検討を行ってきた電子納税の一層の推進、e-Taxの使い勝手の大幅改善策及び地方税との情報連携策を中心に、検討の進んだ点や新たに実施することとした施策を盛り込んでいる（資料9）。

ロ 規制改革推進会議・投資等WG（平成28年10月設置）

「規制改革実施計画」において、ICTの一層の活用や事業者等の要望への幅広い対応の観点から、「税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化」に重点的に取り組むことが掲げられ、電磁的な方法による年末調整関係書類の提出を可能とすること等について、平成29年度中に検討し、結論を得ることとされた。

これを踏まえ、国税庁においては、被用者が関係機関から電磁的に交付された控除証明書を用いて簡便・正確に控除申告書を作成し、雇用者に対して電磁的に提出することを支援するソフトウェア（「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」）の提供に向けた検討を進めている。

その後、平成30年4月に実施された投資等WGにおけるヒアリングを踏まえた「規制改革実施計画」（平成30年6月15日閣議決定）を受け、年末調整手続の電子化・簡便化に加え、所得税に係る確定申告手続の電子化の推進や所得税の扶養是正事務における国・地方の連携強化等についても、関係機関と連携しつつ検討を進めている（資料10）。

ハ 法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会（平成29年9月設置）

「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）を受け、未来投資会議の下に置かれた「法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会」において「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて」が取りまとめられ、マイナポータルを活用したワンストップサービスの提供に向けて、令和元年度中にe-Taxを含む登記後の手続を、令和2年度中に登記手続も含めた全手続をオンライン・ワンストップで完了できるようシステム開発等を行うこととされた（資料11）。

国税庁においては、法人設立届出書等の提出手続のワンストップ化に向け、関係省庁と連携してシステム開発等に取り組んでいる。

二 中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議（平成29年9月設置）

当該会議下のWGにおいて、内閣官房IT総合戦略室が中心となり、従業員に関する手続のワンストップ・ワンズオンリー化の実現に向け、平成30年度にロードマップを策定し、以降順次、仕組みの整備に着手することが決定された。

その後、「未来投資戦略2018」や「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）において、「企業が行う従業員のライフイベントに伴う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化」

が盛り込まれ、平成 31 年 4 月の各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議にて、「企業が行う従業員の社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化等の推進に係る課題の最終整理」等が決定された。

上記最終整理等では、内閣官房 I T 総合戦略室が中心となり、関係省庁と連携しながら、①令和 2 年 11 月頃から順次、マイナポータルを通じて、従業員の採用、退職等のライフイベントに伴う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化を開始し、また、②令和 3 年度後半以降から順次、企業が保有する情報のクラウドを活用した新しい提出方法の実現を目指すこととされた（資料 12）。

(3) 閣議決定等の状況

イ 成長戦略フォローアップ（令和元年 6 月 21 日閣議決定）

「成長戦略フォローアップ」において、「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化」（上記 2(2)ハ）や、年末調整・確定申告のマイナポータルを活用したデータ連携、「企業が行う従業員の社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化等」（上記 2(2)ニ）が盛り込まれた（資料 13）。

ロ 規制改革実施計画（令和元年 6 月 21 日閣議決定）

「規制改革実施計画」において、行政手続コスト 20%削減の対策強化が盛り込まれた（資料 14）。

3 国税電子申告・納税システム（e-Tax）

(1) e-Tax の概要

e-Tax とは、所得税、法人税、消費税、贈与税、印紙税、酒税など（※）の「申告」や、法定調書の提出、青色申告の承認申請などの各種「申請・届出等」、並びに全税目の「納税」手続を税務署に出向くことなく、インターネットを通じて行うことができるシステムである。（資料 15）。

（※） 相続税の申告手続については、令和元年 10 月から e-Tax に対応予定。

e-Tax は、納税者の利便性の向上と税務行政の効率化を図ることを目的として、平成 16 年 2 月に名古屋国税局管内で運用を開始し、同年 6 月に全国へ運用を拡大した。

なお、平成 30 年 3 月末現在の e-Tax 利用可能手続数は 407 手続（34.4%）となっている。

(2) オンライン利用に関する計画

国税庁では、電子行政推進に関する政府全体の方針に基づき、累次の計画を策定し、これに基づき、e-Tax の普及及び定着に取り組んできた（資料 16）。平成 30 事務年度にあつては、上記 1(2)の「財務省デジタル・ガバメント中長期計画」において、オンライン化を進めるための各種施策の KPI として、その施策に関連する手続（所得税、法人税、相続税の申告手続）の e-Tax の利用率を掲げることとされた（資料 17）。

(3) 利用状況等

国税庁では、国税庁実績評価や行政事業レビューの指標として、平成 30 年度においても「財務省改善取組計画」の項目を踏襲して、主要 15 手続のオンライン利用率のほか、e-Tax 利用満足度などを設定して活用するほか、これらの指標に係る実績値を e-Tax ホームページに公表するとともに、記者へ資料提供を行っている。

なお、これまでの e-Tax の利用率の推移は資料 18 のとおり。

(4) 利便性向上への取組

e-Tax 利用を普及していくことは、納税者の利便性向上と税務行政の効率化につながるものであることから、国税庁においては、これまで e-Tax の利用の普及・定着を図るため、利用者の利便性向上のための施策を実施してきた（資料 19）。

平成 30 事務年度においては、税務行政の将来像の実現のため、特に添付書類も含めた e-Tax の利用や自宅等からの e-Tax 利用を普及していくため、次の利便性向上施策に取り組んだ。

イ 平成 30 事務年度の取組

(イ) 個人納税者を対象とした対応

個人納税者の e-Tax 利用を簡便化する施策として、

- ・ e-Tax の ID（利用者識別番号）とパスワード（暗証番号）の入力を省略できる「マイナンバーカード方式」
- ・ 税務職員との対面による本人確認に基づき通知した ID とパスワードを確定申告書等作成コーナーで利用することにより電子署名を省略できる「ID・パスワード方式」

の 2 方式を平成 31 年 1 月から導入した。（資料 20）

なお、「ID・パスワード方式」はマイナンバーカード等が普及するまでの暫定的な措置としている。

おって、上記の個人納税者の e-Tax 利用を簡便化する施策の導入に併せて、e-Tax のメッセージボックスに格納される個人情報や申告所得金額など極めて機微なものであることから、これを閲覧するためには、e-Tax の ID とパスワードだけでなく、マイナンバーカード等による本人認証を必要とするセキュリティ強化を行っている。

（※）法人納税者のメッセージボックスに対するセキュリティ強化は行っていない。

更に平成 31 年 1 月から、確定申告書等作成コーナーについて、給与所得者（年末調整済み）で医療費控除やふるさと納税などの寄付金控除を適用して申告する納税者に向けて、スマホ専用画面を導入している（資料 21）。

(ロ) 法人納税者を対象とした対応

平成 30 年度税制改正により、令和 2 年 4 月以後開始される事業年度（課税期間）から、大法人の電子申告義務化（上記 2（2）イ参照）が適用されることとなった。これに併せて、法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できる

よう環境整備のための各種施策を順次実施しており、これらの施策は、電子申告が義務化されない中小法人等にも適用されるものである。

平成 30 事務年度は、法人税申告書別表（明細記載を要する部分）及び勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化（CSV 形式）などの施策を実施している。（資料 22）

□ 令和元事務年度の取組

令和元事務年度における主な利便性向上施策としては、

- ① e-Tax の Chrome 対応（令和 2 年 6 月リリース予定）
- ② マイナンバーカード読取機能を搭載したスマートフォンでマイナンバーカードの電子証明書を用いた e-Tax 対応（令和 2 年 1 月リリース予定）
- ③ 相続税申告の e-Tax 対応（令和元年 9 月リリース予定）
- ④ 財務諸表のデータ形式の柔軟化（CSV 形式）対応（令和 2 年 3 月リリース予定）

が挙げられる。

①、③、④については経済界又は税理士会からの要望が高かった項目であるとともに、特に④については、法人税における重要な添付書類である財務諸表の提出方法を拡充するものであり、添付書面も含めた e-Tax 利用の促進に資するものである。

(5) e-Tax ホームページのマルチデバイス対応等

現在の e-Tax ホームページについては、次の 3 つの課題がある。

- ① パソコンを利用した閲覧を前提としていることから、スマートフォンやタブレットを利用して閲覧する場合には、表示される文字や画像が縮小されるほか、表示内容の並び順が崩れる場合があること。
- ② 情報量が増加したことにより、利用者が必要な情報を見つけることが難しくなっていること。
- ③ 政府全体として日本工業規格に準拠する取組（※）を進めているが、外部専門家による点検の結果、e-Tax ホームページは、文字サイズや色合いなどについて同規格に準拠していない部分があるとの判定を受けたこと。

これらの課題に対応し、様々な状況にある利用者が各種の端末で必要な情報を取得しやすくするなど、利用者視点にたったホームページとすることを検討しており、そのための予算を令和 2 年度に要求している。（平成 31 年度は予算措置されず。）

（※）「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016 年版）」に従い、高齢者や障害者にも利用しやすいものとするため、カラーユニバーサルデザイン等、ウェブコンテンツ（掲載情報）に関する日本工業規格（JISX8341-3）を踏まえ、各府省はコンテンツを同規格に沿ったものとするため、必要な修正を行うこととなっている。

5. IT新戦略の全体像

第76回高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・第7回官民データ活用推進戦略会議 合同会議（令和元年6月7日開催）資料より抜粋

基本的考え方

国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できるデジタル社会の実現

Society 5.0時代に
ふさわしいデジタル化の条件

- ✓ 国民の利便性を飛躍的に向上させ、国・地方・民間の効率化を徹底
- ✓ データを新たな資源として活用し、全ての国民が不安なくデジタル化の恩恵を享受

重点取組①

世界を牽引する先駆的取組の、社会実装プロジェクト

- 5Gと次世代信号・自動運転との連携による「先駆的社会インフラ網」の整備 公共
- あらゆる担い手のための「スマート農林水産業」の実現 農林水産業

- 全国民のQOL向上のための「健康・医療・福祉分野のデータ活用」 健康・医療・福祉
- 港湾の生産性革命を実現する「サイバーポート」 物流

重点取組②

国民生活で便益を実感できる、データ利活用

- 「IT政策大綱」の実施：G20後の国際データ流通環境
- 「情報銀行、トラストサービス」等の信頼性向上のルール整備
- 「自動運転×MaaS」「国土交通データPF」等、官民データ連携

＜地方と密接連携を要する取組＞

- 「ローカル5G」による地域密着型の産業活性化
- 「テレワーク&シェアリング」等、デジタルデフォルトの柔軟な働き方

重点取組③

我が国社会全体を通じた、デジタル・ガバメント

- システム連携のためのAPI整備等、「デジタル手続法」の円滑施行
- 政府情報システムにおける「予算・調達の一元化」
- 健康保険証利用等、「マイナンバーカード」の普及、利活用の推進等

＜地方と密接連携を要する取組＞

- 「自治体ピッチ」によるAI等を活用したシステム等の共同利用の促進
- 「運転免許システムの合理化・高度化」による国民負担の軽減等

重点取組④

社会基盤の整備

5G 等
インフラ再構築

基盤技術
AI、セキュリティ対策

スタートアップ、
オープンイノベーション

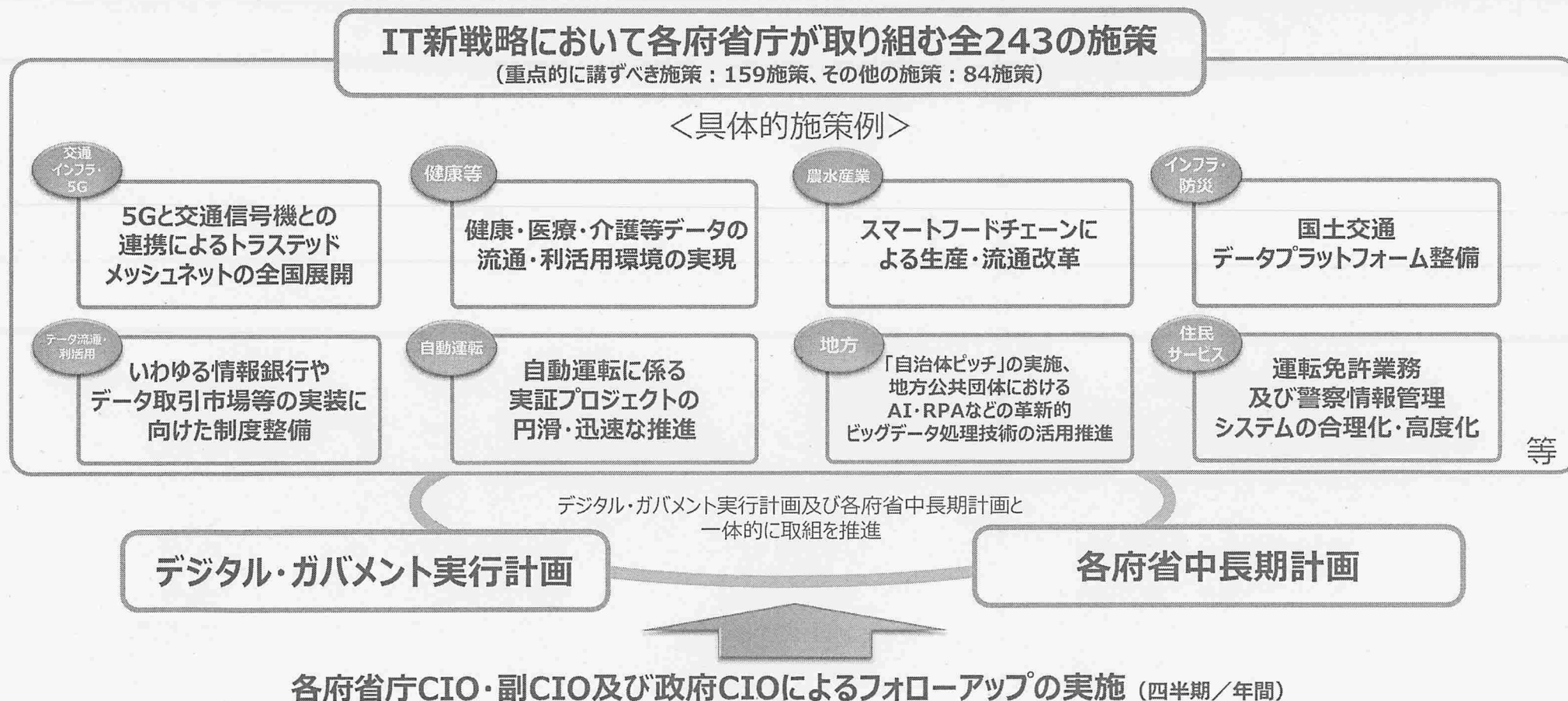
人材育成

デジタル
格差対策

（資料1）

10. 各府省庁が取り組む具体的施策の推進について

- デジタル化の進展を踏まえ、IT戦略に基づき府省庁が取り組む具体的施策も多種多様な分野に裾野が拡大。
- 社会全体のデジタル化の実現に向けて、府省庁は自発的、迅速かつタイムリーにPDCAサイクルを推進する。



世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（抜粋）

○[No. 7－13] 国税情報システムの高度化

- ・ 経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応した税務行政を実現するため、「デジタル・ガバメント実行計画」等に基づきながら、手続オンライン化の徹底や添付書類の撤廃、ワンストップサービスの実現など「納税者の利便性の向上」を図るとともに、組織内では書面中心からデータ中心の事務処理へと転換しつつ内部事務を集約処理するなど、「課税・徴収の効率化・高度化」を図る必要がある。
- ・ このため、国税情報システムについて、セキュリティや安定運用に十分に配慮しつつ、令和8年度には、既存のメインフレーム中心の構成からオープンシステム化された構成へと全面刷新することを目指す。
- ・ これにより、情報システムに係る運用コストや機能追加経費の低減を図りつつ、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を実現。

KPI（進捗）：システムの開発

KPI（効果）：運用コストの低減

○[No. 1－7] 金融機関×行政機関の情報連携（預貯金等の照会）

- ・ 行政機関が税務調査等のため実施する、金融機関に対する預貯金等の取引状況に係る照会について、その多くは書面により行われているが、金融機関において回答する際に負担を生じており、行政機関においても行政事務に時間を要する等、課題となる場合がある。
- ・ 平成30年度に金融機関及び地方公共団体が実施した実証実験や内閣官房が実施した実態調査の結果を踏まえ、内閣官房及び金融庁において関係府省や地方公共団体、金融機関等による検討会を令和元年度に設け、行政機関と金融機関間の預貯金等の照会のオンライン・ワンストップ化等について検討する。
- ・ これにより、預貯金等の取引状況に係る照会及び回答がデジタル化され、金融機関における負担軽減及び行政機関における迅速かつ適正な行政事務の遂行を実現。

KPI（進捗）：預貯金等の照会に係るオンライン・ワンストップ化の方向性の取りまとめ（令和元年度前半）

KPI（効果）：未設定（令和元年度中に検討）

デジタル・ガバメント実行計画及び
各府省デジタル・ガバメント中長期計画の
取組状況について

令和元年6月4日

デジタル・ガバメント実行計画・各府省中長期計画の主な取組の進捗状況

横断的施策による「行政サービス改革」の推進

(1) 行政サービスの100%デジタル化

- ✓ 行政手続等におけるオンライン化の徹底及び添付書類の撤廃等を盛り込んだ「デジタル手続法」が2019年5月に成立
- ✓ 今後、年内を目途に、同法の政省令及び同法に基づく情報システム整備計画を策定し、同計画に基づき、デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップの実現に向けた取組を計画的に推進

【デジタルファースト】

■ 各種手続のオンライン原則の徹底

- ✓ 「デジタル手続法」において、国の行政機関等が行う行政手続について、原則オンライン化を実施。申請等の際に必要な本人確認や手数料納付もオンラインで実施（電子署名等、電子納付）
- ✓ 民・民手続のうち行政機関において率先的に取り組むべき事項について、関係府省において各府省中長期計画に盛り込み、取組を推進
- ✓ 今後、情報システム整備計画において、オンライン化の実現時期等を記載し、引き続きオンライン化の徹底に向けた取組を推進

【ワンスオンリー】

■ 行政手続における添付書類の撤廃

- ✓ 「デジタル手続法」において、行政機関間の情報連携等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、添付を不要とする規定を整備
- ✓ 登記事項証明書（商業法人）の添付省略を可能とする情報連携の仕組みについて、2020年度内の運用開始に向けて、設計・開発を実施中
- ✓ 行政手続における戸籍謄抄本の添付省略等を盛り込んだ「戸籍法の一部を改正する法律」が2019年5月に成立
- ✓ 今後、情報システム整備計画において、省略の実現時期等を記載し、引き続き添付書類の撤廃に向けた取組を推進

【コネクテッド・ワンストップ】

- ✓ 主要ライフイベントである以下の3分野を先行分野とし、民間サービスとの連携も含めたワンストップ化を推進
- 介護ワンストップサービス：2019年1月から、地方公共団体によるマイナポータルへの登録を開始し、順次サービスを開始（2019年4月時点のワンストップサービスの取扱機関数（地方公共団体等）は、121自治体）
- 引越しワンストップサービス：2019年4月に、「引越しワンストップサービス実現に向けた方策のとりまとめ」を策定
- 死亡・相続ワンストップサービス：2019年4月に、「死亡・相続ワンストップサービス実現に向けた方策のとりまとめ2018」を策定

デジタル・ガバメント実行計画・各府省中長期計画の主な取組の進捗状況

横断的施策による「行政サービス改革」の推進

(2) 行政保有データの100%オープン化

【オープンデータの推進】

■ オープンデータ・バイ・デザインの推進

- ✓ 2019年2月に改訂された標準ガイドライン群において、オープンデータ・バイ・デザインに係る具体的取組内容を盛り込んだ
- ✓ 各府省中長期計画において、各府省の各情報システムにおけるオープンデータ・バイ・デザインの取組方針とスケジュールを盛り込んだ

■ ニーズの把握と迅速な公開

- ✓ 各府省庁において、行政保有データの棚卸リスト（行政手続等関連及び統計関連）を随時更新するとともに、官民データ相談窓口においてオープンデータの公開要望を受け付けており、寄せられた公開要望については、所管省庁による回答をホームページで公開
- ✓ データカタログサイトへの登録の促進により、引き続き、各府省が保有するデータについて横断的検索等の整備を推進

(3) デジタル改革の基盤整備

【行政データ標準の確立】

■ 行政データ連携標準の策定

- ✓ 日付時刻、住所、電話番号等、手続や情報提供において共通的に使用されるデータ形式について、『行政基本情報データ連携モデル』を作成し、2019年3月末に公開

■ 語彙・コード・文字等の標準化

- ✓ 基本的なマスターデータの設計・導入について説明した『マスターデータ等基本データ導入実践ガイドブック』、組織間のデータ交換を効率的に行うためのコード設計・導入・運用について説明した『コード（分類体系）導入実践ガイドブック』及びシステムにおける漢字、代替文字、ヨミガナ、ローマ字等を含む文字の現状や導入方法について説明した『文字環境導入実践ガイドブック』を2019年3月末に公開

【法人デジタルプラットフォームの構築】

- ✓ 政府保有の法人に関するデータについて、法人インフォメーションにおいてAPI連携や各府省庁からのデータ提供により集約するとともに、法人番号をキーに共通語彙基盤に基づいたデータ構造を整理し、二次利用しやすいオープンデータとして公開

【政府情報システム改革の着実な推進】

- ✓ これまでの取組により、情報システム数は731システム削減（2018年度）し、運用コストは年間約1,155億円の削減（2021年度）の見込み
- ✓ 投資対効果を最大化するため、予算要求から執行の各段階において、一元的なプロジェクト管理を強化する取組の実施を検討

デジタル・ガバメント実行計画・各府省中長期計画の主な取組の進捗状況

- 2019年1月に改めて、ITガバナンス、マネジメントを特に重視するプロジェクトの一覧化を各府省に依頼
- 主に政府横断施策や投資額の大きいプロジェクトについて政府CIOレビューを実施中

個別分野のサービス改革

取組例1

■ハローワークサービスの充実

原則来所が前提となっている求職登録、職業紹介等のサービスをオンライン化するとともに、求人検索等既にオンライン化されたサービスについて利便性を高め、求職・求人活動一般について、来所を要せず、オンラインサービスでそれぞれ自主的に行えるようにする。

2017年4月：共通基盤系の設計開発の開始

2018年1月：職業紹介系及び雇用保険系の設計開発の開始。

・サーバ等機器について、テスト工程で利用するため、各環境（本番・保守・バックアップ）の設置・導入を完了。

・2019年3月：労働政策審議会職業安定分科会において、「ハローワークの業務・システムの見直しの概要」について報告。

・2019年4月：「職業紹介業務の充実・強化とシステムの刷新に関する当面の周知について」を都道府県労働局あて通知。

■KPIの進捗状況

2020年の新システム稼働後に計測

■今後の予定

2020年1月から順次刷新後のシステムの全国稼働を予定。

取組例2

■自動車保有関係手続のワンストップサービスの充実

2018年4月：検査登録手続に係る手数料をOSS申請の場合と書面申請の場合で区分し、OSS申請の場合の手数料を引き下げることにした。

2019年4月：引越しワンストップサービスとの連携について、内閣官房が主催するワークショップにおいて、自動車保有関係手続について議論を行い、「引越しワンストップサービス実現に向けた方策のとりまとめ」（平成31年4月18日各府省CIO連絡会議決定）を策定

■KPIの進捗状況

・OSS利用率：新車新規登録40.8%、継続検査16.7%。（2019年度）

・OSS申請件数：新車新規登録1,066,040件、継続検査2,655,541件（2019年度）

・OSSの導入地域：新規登録及び中間登録の対応地域が38地域に拡大（2019年度）

■今後の予定

2019年度以後、OSSの周知活動を強化するとともに、継続検査時のOSS申請を行ってもなお必要となる運輸支局等への来訪を不要とするための自動車検査証のICカード化について、2023年1月からの導入を想定し、準備を進める。併せて、ICカード化された自動車検査証の民間活用等も検討する。

その他

このほか、各府省中長期計画に記載の個別の取組について、デジタル・ガバメントに関する一連の取組として、FUを実施

【機密性 2】

2018 年 6 月 25 日

2019 年 6 月 25 日改定

財務省行政情報化推進委員会

財務省デジタル・ガバメント中長期計画

I 基本事項**(1) 目的**

財務省は、「健全な財政の確保、適正かつ公平な課税の実現、税関業務の適正な運営、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保を図ること」（財務省設置法第 3 条）を任務とし、行政事務の効率化及び国民・事業者の利便性向上を目的として、所掌事務に関連する分野においてシステムを導入し、コスト削減に努めつつ活用してきたところである。

2016 年 12 月、少子高齢化等、我が国が直面する様々な課題に対応するため官民データの適正かつ効果的な活用により新たな事業の創出並びに産業の健全な発展及び国際競争力の強化を図ることを目的とした「官民データ活用推進基本法」が制定された。

その後、国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政のあり方そのものをデジタル前提で見直す「デジタル・ガバメント」の実現を目指すこととされた（「デジタル・ガバメント推進方針」2017 年 5 月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）。その後、「デジタル・ガバメント推進方針」を踏まえ、具体的な取組や実行の主体等を明確にするために策定された「デジタル・ガバメント実行計画」（2018 年 1 月 e ガバメント閣僚会議決定、同 7 月デジタル・ガバメント閣僚会議決定）において、「各府省におけるデジタル・ガバメント推進を戦略的に進めるため、『サービス設計 12 箇条』等を踏まえ、CIO 及び副 CIO のリーダーシップの下、2018 年上半期を目途に中長期的な計画を策定する」こととされている。

2019 年 5 月には情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めた「デジタル手続法※」により各種関連法が改正された。

※デジタル手続法・・・「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等
の一部を改正する法律」

本計画は、これらの法令及び政府方針を踏まえ、デジタル・ガバメント実現に向けた財務省としての中長期的な取組を記載するものである。

なお、本計画期間中に実施した内容についても本計画の見直しのタイミングで順次反映していくこととする。

(2) 計画期間

本計画は、2018 年度から 2022 年度までを計画の対象期間とする。

(3) 現状の課題と本計画の対応

所掌分野の現状と課題は概要以下の通りであり、業務プロセスの見直し(BPR)を実施しつつ、システム更改の時期も勘案し、デジタル・ガバメントの推進に取り組む。

1. 税務行政

税務行政については、これまでも国税電子申告・納税システム（以下「e-Tax」という。）の整備等により電子申告を推進してきたが、経済社会のデジタル化が一段と進展する中、納税者が簡便・正確に手続を行うことができるよう利便性を高めるとともに、社会全体のコスト削減や企業の生産性向上を図る観点から、税務手続のデジタル化を一層推進する。

併せて、経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応した税務行政を実現するため、手続オンライン化の徹底や添付書類の撤廃、ワンストップサービスの実現など「納税者の利便性の向上」を図るとともに、組織内では書面中心からデータ中心の事務処理へと転換しつつ内部事務を集約処理するなど、「課税・徴収の効率化・高度化」を図る必要があり、そのために税務行政のインフラである国税情報システムの見直しを行う。

その見直しに当たっては、納税者の権利・義務に直結する税務行政の基幹となる極めて重要なシステムであることから、システムのセキュリティや安定運用に十分に配慮した上で、既存のメインフレーム中心の構成からオープンシステム化された構成への最適化を図り、運用コストや機能追加経費の低減と「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収の効率化・高度化」を実現するための基盤づくりを目指す。

なお、デジタル化の推進に当たっては、適正・公平な課税・徴収の実現という国民全体の利益を踏まえ、税務行政に与える影響に十分留意しつつ各種施策を実施する。例えば、申告納税制度の下、国税当局は納税

【機密性2】

者から提出された様々な機微な情報を有することから、システム整備等においてはこうした情報の保護に万全を期すことが必要である。

2. 税関行政

40年以上にわたり、官民連携の下、貨物の輸出入申告に関するオンライン化、ワンストップ化、システム統合等を推進してきた結果、輸出入申告の電子的処理率は100%近い水準に達している。輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）は既に株式会社（特殊会社）が運用主体となっており、引き続き官民で連携して利便性向上等に取り組むこととなる。

他方で、訪日外国人客の大幅な増加が続く中、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されることとなり、安全・安心確保等のため、限られた定員の下、適正通関と迅速・円滑な通関とを実現していく必要がある。

3. 会計業務

政府共通のシステムである官庁会計システム（ADAMS）を1977年に整備し、以来、予算執行から決算の作成に至る会計事務処理の一貫したデジタル化を実現するとともに、順次導入官署を拡大し2005年までにすべての官署支出官への導入を完了し、2009年にオープンシステム化を実施してADAMSⅡにシステムを刷新することにより運用コスト削減に努める等、会計事務処理の効率性向上に努めてきた。

2018年12月には、全銀EDIシステムにおいて金融機関や企業の取引関連情報を電子的に交換するための金融EDI情報が拡張され、今後この金融EDIによる商流情報を活用した会計事務手続きの簡素化、効率化も期待されるところである。

併せて会計事務手続きに関連する会計検査院への証拠書類の提出・保管を効率化することも検討していく必要がある。

4. その他

その他の所掌事務関連の行政情報システムについても、保守・運用業務のコスト削減に資する取組を省内において横断的に検討しつつ、情報システム関連の人材育成を着実に進める。

（4）計画目標

「デジタル・ガバメント実行計画」において、目指す社会像を実現するために必要となる電子行政の要素として、1）「利用者中心の行政サービス」及び

【機密性2】

2) 行政サービス・行政データ連携の推進、が定められていることを踏まえ、本計画に含まれる施策について、可能な限り上記の趣旨に適合した KPI を定めることとする。

Ⅱ 利用者中心の行政サービス改革

(1) サービス改革方針

「官民データ活用推進基本法」の基本理念や「デジタル手続法」、「デジタル・ガバメント推進方針」及び「デジタル・ガバメント実行計画」に示された、デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップの3原則等を踏まえ利用者の立場に立った行政サービスの実現を目指す。

これを可能とするシステムの構築にあたっては、利用者の実情を踏まえた利便性向上とともに、システムやデータの利活用と業務の効率化とを可能とする業務プロセスの見直しも求められる。特に、財務省所管の国税や税関に関する手続きは国民生活に密接に関係し、職員自身もシステム利用者として運用されている。このため、増大する業務を限られた定員で適切に処理すること、適正かつ公平な執行、安心・安全に遺漏なきを期すること等の要請にも併せて応えなくてはならない。業務プロセスの見直しは、システムの調達スケジュールを勘案しつつ適切に進める必要がある。利用者の視点を適切に把握し、業務効率も勘案してシステム化を進めるためには、業務プロセスのあり方を継続的に検討する。

これらを踏まえ、財務省中長期計画は、意味のある計画・実行・評価・改善のプロセスを通じて推進する。

(2) 横断的サービス改革

ア. 手続の制度等の見直し

2017年度における提出件数が0件であった手続（以下「ゼロ件手続」という。）は全体で1,361種類であり、制度自体の適用が終了した16種類については2018年度までに廃止したところ。なお、ゼロ件手続の中には、金融危機や災害発生時等の危機管理的な事態の下での政府の対応等を想定した例外的手続群が含まれており（543種類）、これらは維持することとしている。

ゼロ件手続以外は3,683種類と多数に上るが、複数の個別手続が一連のものとして事務処理されている場合、事務フロー全体を通じた検討が必要である。こうした手続の整理を行いながら、今後とも不断に手続の制度等の見直しについて検討を行う。特に税務手続に関する法令は、毎年度の税制改正プロセスで検討が行われるところ、その中で取りまとめられた見直しについて、本計画を改定する際に適切な反映を行う（後述の「イ. 添付書類の撤廃」及び「ウ. オンライン化の徹底」についても同様。）。

なお、行政手続のオンライン化等を進める際には、本人確認の方法と併せ、なりすまし対策を講じることが必要である。

このため「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」(2019 年 2 月各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議決定) 等を踏まえて適切な本人確認方法を検討する。

本人確認に関連する財務省の手続きの見直しとして、具体的には以下の取組を実施する。

✓ *e-Tax* 認証手続の簡便化

個人納税者がマイナンバーカードに搭載された電子証明書を用いて *e-Tax* を利用する場合において、*e-Tax* の ID・パスワード (PW) の入力を不要とした。また、マイナンバーカード及び IC カードリーダーの未取得者を念頭に、厳格な本人確認に基づき税務署長が通知した ID・PW のみによる *e-Tax* の利用を可能とした。(2019 年 1 月実施)

KPI: 所得税申告手続のオンライン利用率 (2019 年度 : 61%)

イ. 添付書類の撤廃

添付書類については、デジタル・ガバメント実行計画において「既に行政機関が保有している情報について、行政手続における添付書類の提出を一括して撤廃する」「民間が発行する各種書類等、行政機関が現時点で保有していない情報についても、情報連携による取得の可能性や、添付書類そのものの必要性を精査し、可能な限り添付書類の提出不要化を目指す」とされたことを踏まえ、財務省所管手続に関する添付書類の見直しを行う。

具体的には、提出を義務付けている添付書類について、①その必要性を改めて精査し可能な限り不要とする方向で見直し、②行政機関間の情報連携を積極的に活用し、添付書類に関連する情報を代替的な手段で取得することによって、添付書類の省略を推進する。但し、添付書類の提出不要化に当たっては、行政運営への影響に十分留意する必要があるほか、本人確認のための書類については提出不要化に伴いなりすまし等の問題が生じないよう適切な検討等が必要である。

上記の方針の下、財務省所管手続(別紙 2 において所管府省庁欄が「財務省」となっている手続を指す)について確認を行ったところ、現状で何らかの添付書類を求めている手続は 587 種類存在していた。

今後、行政機関間の情報連携等を通じて必要な情報が別途円滑に取得できるようになった場合等は、こうした添付書類についても提出の不要化が検討可能だが、情報連携の仕組みの整備状況は区々である。今回は、内閣官房から、「現時点で情報入手の仕組の構築が予定されていないものや情

報入手のための仕組の構築が想定しづらいもの」も含め、「「仮に当該添付書類に係る情報が電子的に入手可能な状態になった場合に当該書類を省略することができるかどうか」について検討を行うこと」との検討方針が示されたことから、上記 587 手続中 553 手続について「今後情報連携が可能となった際に省略が可能」と整理したが（注）、提出不要化の前提となる情報連携の仕組みの整備について、費用対効果や情報セキュリティの観点も踏まえ、政府全体として検討を進める必要があると考えられる。

（注）差分の 34 手続は、「既に情報連携している」又は「情報連携する予定」の手続。

特に、添付書類の中で提出件数が多い「住民票」・「戸籍謄抄本」について、財務省所管手続において添付不要化を推進するためには、内閣官房、総務省、法務省を中心として、マイナンバー制度等を活用して必要な情報が円滑に連携される仕組み等の存在が前提となる。なお、「登記事項証明書（商業法人）」については、法務省において、各省庁の手続の添付不要化に資するものとして、情報連携の仕組みが検討されている。

「住民票」・「戸籍謄抄本」・「登記事項証明書（商業法人）」以外の添付書類については、情報連携の仕組みの検討が開始されていないものが多いほか、行政手続を行う国民・事業者（又はその代理人）が当該行政手続のために自ら作成する書類や外国政府が発行する証明書など、情報連携の実現には相当な課題があるものが多数含まれていることに留意が必要である。

なお、行政機関への入札・契約に係る競争参加資格申請において事業者が添付書類として提出している「納税証明書」については、既に電子交付が可能となっており、この仕組みの利用も含め、行政機関間の情報連携に向けて関係省庁とともに検討を進めていく。

以上を前提に添付書類の撤廃に関し、具体的には以下の取組を実施する。

✓ 会計業務決裁基盤の構築

官庁会計システム及び同システムと連携する各府省の業務システムで利用可能な電子決裁基盤を構築し、現在紙で運用している会計業務の決裁について電子化を実現する。

併せて、支出負担行為、支出決定等の会計事務に係る決議書及び決議書の添付書類についても電子的に管理することで、会計業務に関するデータをシームレスに連携・管理できるようにする。これにより、会計検査院への証拠書類の提出についても電子化を図る。

また、行政文書ファイル管理簿に関する書誌情報を文書管理システムに情報連携できるように総務省と調整する。（2021 年度を目途に

電子決裁基盤を構築)

KPI: 官庁会計システムにおける国の行政機関の電子決裁率(2022 年度 : 100%)

✓ 会計業務にかかる証拠書類の電子化

支出負担行為、支出決定等にかかる決議等の業務（年間約 1,150 万件※）や、民間事業者等との契約書、請求書等、会計検査院に紙媒体で提出をしている証拠書類（年間約 4,400 万枚※）について、2021 年度を目途に電子的に提出・保管管理できる仕組みを構築する。その上で、原本データに紐づくメタデータで官庁会計システム及び各府省の業務で活用できるようするとともに、会計検査院側でも同じデータを活用できるようにする。

※件数、枚数は、全府省等の合計（2016 年調査）

ウ. オンライン化の徹底

①手続きオンライン化検討

財務省においては、5,044 種類の手続を所管しており、うち 1,595 種類（約 583 百万件）については既にオンライン利用が可能となっている（オンライン率は種類ベースで 31.6%、件数ベースで 93.5%）。

オンライン利用が可能となっていない 3,449 種類の手続についてはデジタルファーストの原則に基づき、業務プロセスの見直しを実施し、利用者の利便性向上の効果、業務効率化の効果、必要となるコストのバランスを勘案して、具体的な手法について検討を進め、可能なものから実施に向けて取り組んでいる。

具体的には、以下の手続について、オンライン化を進める。

✓ 消費税免税販売手続等の電子化

外国人旅行者の利便性向上及び免税販売手続の効率化の観点から、消費税免税販売手続等（購入記録票の提出等）を電子化するため、国税庁で免税店事業者等から免税販売データを受信・管理するシステムを開発する（2020 年 4 月以降実施予定）。

併せて、国税庁は免税店事業者等が免税販売データを送信するシステムを開発できるように API を提供する。

KPI: 免税店の電子化対応の割合（2021 年度 : 99%）

- ✓ 国税還付金支払手続のオンライン化の徹底
税務署における書面による国税還付金支払の手続きについて、現状、税務署・日本銀行代理店間で一部書面により行っている手続があるところ、当該手続について国税庁・日本銀行本店間のデータ送受信による処理を可能とすることで、さらなる事務の効率化を図る。
(2020 年 6 月以降実施予定)

KPI: 電子的に支払われる還付金の割合 (2021 年度: 99%)

- ✓ 会計業務にかかる証拠書類の電子化 (再掲)
支出負担行為、支出決定等にかかる決議等の業務 (年間約 1,150 万件) や、民間事業者等との契約書、請求書等、会計検査院に紙媒体で提出をしている証拠書類 (年間約 4,400 万枚) について、2021 年度を目途に電子的に提出・保管管理できる仕組みを構築する。その上で、原本データに紐づくメタデータで官庁会計システム及び各府省の業務で活用できるようするとともに、会計検査院側でも同じデータを活用できるようにする。
- ✓ 国庫金支払い等への金融 EDI の活用等
全銀 EDI システムが 2018 年 12 月より稼働しており、これにより、銀行間決済情報に商流情報が付与できることとなったため、今後順次民間事業者においてシステム改修により金融 EDI 情報の活用が進展すれば、紙の請求書や手作業による入金確認が電子化・自動化される予定である。民間事業者間の対応状況や活用状況等を踏まえ、官庁会計システムにおいて国庫金の支払い情報を金融 EDI に対応させる (実現時期については、次期官庁会計システム稼働開始後の 2022 年度に、金融 EDI の活用状況や関係諸機関の準備状況等を踏まえ決定する)。また、民間事業者や金融 EDI でカバーされない個人等への振込通知や納入告知書についても、電子的に通知できる仕組みを構築すべく検討する。
- ✓ 石油ガス税・揮発油税及び地方揮発油税の電子申告対応
石油ガス税・揮発油税及び地方揮発油税の申告について、提出方法の多様化による納税者利便の向上及び行政事務の効率化を図るため、

e-Tax による提出を可能とする（2020 年 6 月実施予定）。

KPI：石油ガス税・揮発油税及び地方揮発油税の申告手続のオンライン利用率（2021 年度：25%）

- ✓ マイナポータル等を活用した手続の更なる簡便化
雇用者の事務負担を軽減し、被用者の利便性を向上させる観点から、被用者が年末調整に必要な情報をマイナポータル経由で自動入手し、そのデータが国税庁が整備する「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」等で作成する年末調整に係る保険料控除申告書等の所定の項目に自動入力され、雇用者へ電磁的に提出可能となる仕組みを構築する。（2020 年 10 月実施予定）
また、納税者が確定申告に必要な情報をマイナポータル経由で自動入手し、そのデータが確定申告書等作成コーナー等で作成する確定申告書の所定の項目に自動入力され、e-Tax に送信が可能となる仕組みを構築する。（2021 年 1 月実施予定）

②オンライン実施中の手続の利便性向上

既にオンラインで実施している手続きについても、オンラインの利便性向上に向けた取組みを進めることとする。

具体的には、以下の手続について、オンラインの利便性向上等を進めている。

- ✓ 確定申告のスマートフォン対応
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」において、利用者数の多い一般的な給与所得者の医療費控除やふるさと納税等による還付申告を対象にスマートフォン専用画面を開発し、スマートフォンで申告書の作成から電子提出までの手続が完結する仕組みを導入した。（2019 年 1 月実施）。

KPI：所得税申告手続のオンライン利用率（2019 年度：61%）

- ✓ 法人の申告手続の電子化促進
法人が法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進める観点から、提出情報等のスリム化、データ形式の柔軟

化、提出方法の拡充、提出先の一元化（ワンスオンリー化）、認証手続の簡便化等の見直しを行う。（2020 年 4 月までの間に順次実施）

併せて、大法人（資本金の額等が 1 億円を超える内国法人等）について、法人税等の電子申告を義務化する。（2020 年 4 月以後に開始する事業年度（課税期間）から適用）

KPI：法人税申告手続のオンライン利用率（2019 年度：85%）

✓ QR コードを利用したコンビニ納付（納付手段の拡充）

自宅等において納付に必要な情報（税目や税額など）をいわゆる「QR コード」として出力することによるコンビニ納付を可能とした。
（2019 年 1 月実施）

KPI：QR コードを利用したコンビニ納付の確定申告期における利用
件数（2019 年分：25 万件以上）

③法令上オンライン化が認められていない民—民手続きの見直し

これまで民—民手続については、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の適用範囲外であったこともあり、意思確認の検証が求められる手続において書面主義が取られる一方、電子データによる代替の余地がなかった等の経緯があり、政府方針の下、民間の実情・要望も踏まえて継続的に検討を行っている。

なお、所得税の年末調整手続については、国民（給与所得者）・事業者（源泉徴収義務者）を含めた社会全体のコストを削減する観点から、平成 30 年度税制改正にて年末調整関係書類の電子提出を推進する法令整備を行うなど、以下の取組を進めている。

✓ 年末調整手続の電子化

源泉徴収義務者（雇用者）の事務負担を軽減し、給与所得者（被用者）の利便性を向上させる観点から、書面で源泉徴収義務者に提出されている生命保険料控除証明書等の年末調整関係書類について、電子提出を可能とする。

併せて、国税庁において、給与所得者が、関係機関から電子的に交付された控除証明書等を用い簡便・正確に控除申告書を作成し、源泉徴収義務者に対し電子提出することを支援する「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」を整備する。（2020 年 10 月実施予定）

④最新技術の活用

デジタル・ガバメントの実現においては、財務省においてもデータ利用の促進に資する手段として最新の ICT 技術を積極的に取り込んでいくことが必要となる。

定型業務においては、AI や RPA の活用などにより、業務を効率化し、真に必要な業務への人員配置の充実を図っていく必要がある。

✓ 税務相談における ICT や AI 技術の活用

税務相談について、利用者の利便性の向上が図られるよう、ICT や AI 技術を活用して、チャットボットなど時間の制約なく利用できる相談チャネルと相談内容に応じた回答ができる仕組みを導入する。

(2020 年 1 月試行実施予定)

エ. ワンストップサービス推進への協力

横断的サービス改革の一つとして、「死亡・相続」をはじめとした各種ワンストップサービスについても、政府全体の検討のなかで関係省庁の一つとして検討を進めていく。

✓ 法人設立手続オンライン・ワンストップ化への対応

マイナポータルを活用した法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて各関係省庁は、

①登記後の手続のワンストップ化 (2019 年度)

②定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化 (2020 年度) にそれぞれ取り組むこととしている。

このために

・マイナポータルを利用した場合の e-Tax の電子署名等の省略 (2019 年度)

・マイナポータルを利用した法人番号の指定・通知が可能とする法人番号システムの改修 (2020 年度)

に取り組む。

✓ 企業が行う従業員の社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化等への対応

従業員の採用、退職等のライフイベントに伴う社会保険・税手続等については、企業の負担軽減・生産性向上等を図る観点から、

- ・マイナポータルを通じたオンライン・ワンストップ化の開始（2020年11月頃）
 - ・クラウドを活用した企業保有情報の新しい提出方法の実現（2021年度後半以降から順次）
- を目指すこととされている。
- このために、対象となる国税関係手続のオンライン・ワンストップ化等を実現する。

（3）個別サービス改革（デジタル・ガバメント実行計画に掲げる個別施策）

✓ 相続税申告の電子申告対応

相続税の申告について、提出方法の多様化による納税者利便の向上及び行政事務の効率化を図るため、e-Tax による提出を可能とする（2019年10月実施予定）。

その後、相続税の申告書の e-Tax 受付状況や申告義務者等のニーズ等を踏まえ、対象となる帳票の拡大、添付書類の提出方法の拡充などを段階的に検討していく。

KPI： 相続税申告手続のオンライン利用率（2020年度：25%）

Ⅲ プラットフォーム改革

(1) 財務省のプラットフォームの概況及び今後の方針

「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（2017 年 5 月閣議決定）に基づく政府情報システムの統廃合について、財務省は 2012 年度の 121 システムから 2018 年度末までに 48 システムとし（政府共通プラットフォームへの部分移行を含む）、2012 年度比で 60% のシステム数の削減を目指し、これを達成した。

また、同計画に基づく運用等経費の削減について、財務省は 2013 年度の 609 億円から 2021 年度末までには 436 億円（2013 年度比 28% 減）まで削減することを目指しており、達成する見込みである。

今後とも、「デジタル・ガバメント実行計画」を踏まえ、行政サービス・行政データ連携の基盤の構築を前提に更なる連携を推進していく。特に、各分野の統計等のデータや、民間活動の基盤となる情報については、政府全体の標準化された形式で提供を進めることにより、行政のみならず民間事業者におけるデータ活用を促進する。

（参考）財務省システム経費（単位：億円）

経費区分	2013 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
整備経費	75.6	140.1	160.4	—	—
運用等経費	653.4	727.4	737.8	—	—
コスト削減対象	609.4	502.2	500.3	495.9	436.4
合計	729.0	867.5	898.2	—	—

（注 1）2019 年度までは各年度予算ベース（計数には特別会計分を含む）

（注 2）2020 年度、2021 年度は見込み額

(2) クラウドサービスの利用推進

「デジタル・ガバメント推進方針」に定めた政府における「クラウド・バイ・デフォルト」の方針の下、クラウドサービスの利用については、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」や、総務省と経済産業省のクラウドサービスの安全性評価に関する検討状況も踏まえ、主に利用者が財務省内外の多岐にわたる情報システムについて、クラウドサービスの利用メリットを最大限享受しつつ、システム経費の削減が図られるよう検討を進めることとし、以下の取組を実施する。

- ✓ 官庁会計システムと歳入金電子納付システムのクラウド化
官庁会計システム及び歳入金電子納付システムの次期システムにお

いて 2021 年度を目途に民間クラウドへ移行し、運用コストの低減と将来的なシステム開発コストの低減を図る。

特に、官庁会計システムのクラウド化に当たっては、国庫金の支払いを司るミッションクリティカルなシステムであることを踏まえシステムの安定運用に十分に配慮した上で、クラウドに最適化するように見直しを図るとともに、API 連携によるシステム連携を実現することで、運用コストや機能追加経費の低減と予算執行データの活用による各府省の戦略的な行政運営の実現など様々なサービスを提供可能となる基盤づくりを目指す。

(3) 保有データのオープン化

保有データのオープン化については、データ連携・標準化等に関する政府の方針を踏まえ、個人情報保護、守秘義務等に関する法令を遵守しつつ、利用者ニーズを踏まえた行政保有データのオープン化のための検討を進める。具体的には、各種統計において統計データの DB 化を順次実施している。

(4) API の整備

利用者が保有する電子データを活用し、手続等の利便性を図る観点から、国税関連では、e-Tax、少額投資非課税制度 (NISA) 等に関連し、仕様公開を進め、民間ソフトウェア事業者によるこれらを利用したソフトウェアの販売も行われている。また、法人番号の付番機関として、法人番号、商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地を既に API により提供している。

今後とも、内閣官房が作成する API 関連の各種ガイドラインを踏まえ、利用者の利便性等を勘案し、業務プロセスの見直しを行いつつ、API の整備・改善の検討を進める。なお、システム連携の際、データ提供・取得を容易にする API 整備を検討している。

✓ 消費税免税販売手続等の電子化 (再掲)

外国人旅行者の利便性向上及び免税販売手続の効率化の観点から、消費税免税販売手続等 (購入記録票の提出等) を電子化するため、国税庁で免税店事業者等から免税販売データを受信・管理するシステムを開発する (2020 年 4 月以降実施予定)。
併せて、国税庁は免税店事業者等が免税販売データを送信するシステムを開発できるように API を提供する。

KPI: 免税店の電子化対応の割合 (2021 年度 : 99%)

- ✓ 官庁会計システムと歳入金電子納付システムのクラウド化（再掲）
官庁会計システム及び歳入金電子納付システムの次期システムにおいて2021年度を目途に民間クラウドへ移行し、運用コストの低減と将来的なシステム開発コストの低減を図る。
特に、官庁会計システムのクラウド化に当たっては、国庫金の支払いを司るミッションクリティカルなシステムであることを踏まえシステムの安定運用に十分に配慮した上で、クラウドに最適化するように見直しを図るとともに、API連携によるシステム連携を実現することで、運用コストや機能追加経費の低減と予算執行データの活用による各府省の戦略的な行政運営の実現など様々なサービスを提供可能となる基盤づくりを目指す。

（5）標準化・共通化の推進

新たにシステムで保有する日付、時刻等共通的に使用されるデータ形式については、「行政基本情報データ連携モデル」（2019年3月内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室策定）や各種ガイドブックで定められたデータフォーマットの標準化を踏まえた方式で対応することとする。

財務省の各組織が作成するWebサイトについてはシステム更改時に「Webサイト等による行政情報の提供・利用促進に関するガイドライン」（2019年4月各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に準拠するよう見直すこととしている。

IV 価値を生み出す IT ガバナンス

(1) 推進体制の整備

所管行政に関連したデジタル・ガバメント推進のためには、基盤システムの整備やデータ連携のあり方等の検討にとどまらず、法律及び政策目的の実現に向けてデジタル技術の利用を前提とした業務プロセスの見直しを検討していく必要がある。そのためには、システムの運用・調達に携わる部局のみならず、業務・政策立案を担当する部局を含めた適切な連携・協力体制が必要となる。

このため、2017 年度に開始したシステム統括部局への各部局への併任を引き続き活用し、効果的な情報共有と連携を、CIO・副 CIO の下で確保する。

特に複数の担当部局が関係する業務プロセスの見直し、システム化、運用・保守コストの削減等の課題については、CIO・副 CIO をはじめマネジメントの関与が不可欠である。このため、副 CIO のリーダーシップの下、CIO 補佐官の知見等を組織横断的に共有しつつ、取組を推進する。また、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(2018 年 3 月 CIO 連絡会議決定、2019 年 2 月改定)を踏まえ、システム更改時期を展望しつつ、業務プロセスの見直し、検証、システム化の検討、予算要求等を適切なガバナンスの下で進めることとし、本計画を適切に推進している。

本計画は、CIO を委員長、副 CIO を委員長代理とし、各部局の総務課長等を構成員とする行政情報化推進委員会にて評価・改定を実施する。

(2) ガバナンスの強化

財務省における IT ガバナンスについては、2016 年度から「サイバーセキュリティ・情報化審議官」を副 CIO とした体制強化が図られたところ、本計画の取組みに当たり、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」による他、IT ガバナンスを一層機能させるため、「デジタル・ガバメント実行計画」に沿って、2019 年 4 月に予算要求、調達、プロジェクト管理の方針について、財務省内の手続を制定した。

特に、大規模システム等のプロジェクトに関しては、政府 CIO と協議しつつ取組を進めている。

(3) 人材確保・育成

セキュリティ・IT 人材の確保・育成については、「財務省セキュリティ・IT 人材確保・育成計画」(2016 年 8 月)に基づき着実に推進している。

(4) 情報セキュリティ対策

サイバーセキュリティの脅威が高度化・巧妙化している中、情報システムの

【機密性 2】

調達段階からその運用に至るまで、適切にセキュリティリスクへの対応を進める。その際には、「情報セキュリティ対策のための統一基準群」や財務省の定めるセキュリティポリシーを遵守し、「財務省情報セキュリティ対策推進計画」に沿った対応を進めている。

(5) デジタル・ワークスタイル

①テレワークの推進

財務省ではテレワークを推進するため、2014 年より順次、テレワーク環境を整備してきた。

具体的には、テレワークに関するハード面のインフラとして、財務省行政情報化 LAN システムにおいて、自宅等の端末からリモートアクセスが可能となる機能（シンククライアント）を業務基盤として整えており、また、2019 年 2 月には職員自身の携帯端末による業務メールの閲覧（BYOD）を可能とした。

2021 年 6 月に予定している次期更改においても、引き続き技術動向及びシステム利用者の意見を踏まえて働き方の多様化を推進する。

②デジタル・ワークスタイルを実現するための環境整備

既にペーパーレス会議は開催可能となっているが、現状が利用者ニーズに即した機能を提供できているのか、或いは真に効率化しているか等の観点から、職員の意見、技術動向等を踏まえ、改善について引き続き検討する。

また、業務プロセスの見直しの検討等の過程で、制度的・慣行的な制約要因を把握した場合には、働き方改革を積極的に推進する観点から、改善に向けた問題提起を行う。

V 計画の評価・改定

本計画の進捗状況については、個々の取組の進捗に応じて評価を実施し、CIO・副 CIO まで評価結果を報告するものとする。また、一年に一度は本計画の改定について検討し、必要に応じて改定するものとする。

なお、本計画の取組内容については、規制改革や統計改革に関連した財務省としての取組と関連・重複する部分が想定される。こうした他の計画・取組とも整合性を確保した形となるよう、評価・改定時には留意する。

VI 工程表（別紙 1～4）

- 別紙 1 サービス改革工程表
- 別紙 2 手続の見直し工程表
- 別紙 3 プラットフォーム改革工程表
- 別紙 4 主な投資事項一覧

（以 上）

デジタル手続法※（令和元年5月31日公布）の概要①

※正式名称：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、

- ①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、
- ②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。

①行政のデジタル化に関する基本原則等（行政手続オンライン化法の改正※）

※法律の題名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政推進法）」に変更

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

社会全体のデジタル化

国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現

デジタル化の基本原則

- ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続の原則オンライン化のために必要な事項

行政手続における情報通信技術の活用

行政手続のオンライン原則

- ・行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- ・本人確認や手数料納付もオンラインで実施（電子署名等、電子納付）

添付書類の撤廃

- ・行政機関間の情報連携等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、**添付を不要とする規定を整備**（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- ・オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**情報システム整備計画**、データの標準化、API（外部連携機能）の整備、**情報システムの共用化**

デジタル・デバイドの是正

- ・情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

民間手続における情報通信技術の活用の促進

- ・行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- ・法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、オンライン化を可能とする法制上の措置を実施

デジタル手続法の概要②

②行政のデジタル化を推進するための個別施策（住民基本台帳法、公的個人認証法、マイナンバー法）

本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大（住民基本台帳法）

公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用者の拡大（公的個人認証法、マイナンバー法）

- ・ **国外転出者の本人確認情報の公証**（戸籍の附票の記載事項の追加・記載された本人確認情報の保存・提供）
- ・ **国外転出者による公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用**
→ 国外転出者による公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードを活用したオンライン手続・本人確認の実現

本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大（住民基本台帳法）

- ・ **本人確認情報の長期かつ確実な保存及び公証**（住民票等の除票を除票簿として保存・安全確保措置等）
→ 情報通信技術を活用した個人の識別・認証を将来にわたり実現（オンライン手続・本人確認、添付書類省略の前提）

公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用者・利用方法の拡大（公的個人認証法、マイナンバー法）

- ・ **利用者証明用電子証明書の利用方法の拡大（暗証番号入力を要しない方式）**
- ・ **個人番号カードへの移行拡大（通知カードの廃止）**

個人番号利用事務及び情報連携対象の拡大（マイナンバー法）

- ・ **罹災証明書の交付事務等の個人番号利用事務への追加**
- ・ **社会保障分野の事務の処理のために、情報連携の対象の事務や情報を追加**

保 存 期 間 : 1 年
(平成 31 (2019) 事務年度末)
平成 31 年 3 月 29 日
企 画 課

デジタル手続法案について (国税庁における対応)

1 法案の趣旨について

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずるもの。

2 法案の建て付けについて

当初、新法としてデジタルファースト法案を定めることが想定されていたが、今般のデジタル手続法案については、その正式名称である「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案」のとおり、既存の法律を改正するものとなっている。

デジタル手続法案の本則においては、下記の 7 つの行政手続関係法の改正が行われている。

(本則第 1 条関係) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 (以下「オン化法」という。)

(本則第 2 条関係) 住民基本台帳法 (以下「住基法」という。)

(本則第 3 条関係) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 (以下「公的個人認証法」という。)

(本則第 4、5 条関係) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「マイナンバー法」という。)

(本則第 6 条関係) 中小企業退職金共済法 (※)

(本則第 7 条関係) 母子保健法 (※)

(本則第 8 条関係) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (※)

※本則第 6～8 条関係については、国税関係手続への影響なし

3 オン化法改正 (本則第 1 条関係)

行政手続の原則オンライン化や添付書類の撤廃について規定している。

なお、行政手続の原則オンライン化とは、国の行政機関等に行政手続のオンライン化を義務付けることにより、国民がオンラインで手続を行うことを選択することができるものである。ただし、手続件数が少なく、費用

対効果が低い手続については、オンライン化の対象としないことも認められている。

(1) 情報システム整備計画

政府は、情報システム整備計画において、手続オンライン化や添付省略の対象となる手続を定め、その計画に基づき、国の行政機関等がシステム整備する必要がある（また、手続件数が少なく、費用対効果が低い手続についても、手続オンライン化等を実施しない手続として、整備計画において定める見込みである。）。

【国税庁の対応】

国税庁は、オンライン化を義務付ける情報システム整備計画に基づき、システム整備する必要がある。

オン化法 4 条（情報システム整備計画）

- 1 政府は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る国の行政機関等の情報システム（次条第四項を除き、以下単に「情報システム」という。）の整備を総合的かつ計画的に実施するため、情報システムの整備に関する計画（以下「情報システム整備計画」という。）を作成しなければならない。
- 2 情報システム整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 （略）
 - 二 （略）
 - 三 申請等及び申請等に基づく処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うために必要な情報システムの整備に関する次に掲げる事項
 - イ 申請等及び申請等に基づく処分通知等のうち、情報システムの整備により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるようにするものの範囲
 - ロ イの情報システムの整備の内容及び実施期間
- 四 申請等に係る書面等の添付を省略するために必要な情報システムの整備に関する次に掲げる事項
 - イ 申請等に係る書面等のうち、情報システムの整備により添付を省略することができるようにするものの種類
 - ロ イの情報システムの整備の内容及び実施期間

オン化法 5 条（国の行政機関等による情報システムの整備等）

- 1 国の行政機関等は、情報システム整備計画に従って情報システムを整備しなければならない。

(2) 申請及び申請に基づく処分通知等の原則オンライン化

- 申請及び申請等に基づく処分通知等の手続については、国の行政機関等が整備計画に従って情報システムを整備することで、国民がオン

ラインで行うことを選択できる。

【国税庁の対応】

国税関係手続においては、手続件数が多い手続（所得税申告、法人税申告等）については、オンライン化実施済みである一方、申請等に基づく処分通知については、オンライン化に向けて今後検討を行う必要がある。

- また、申請等に係る手数料の納付についてもオンラインで行うことを選択できる。

国税関係手続においては、現在、オンラインによる納税証明書の交付申請を行った場合でも、その手数料を現金納付することは認めており、当該規定による影響は生じない。

オン化法 6 条（電子情報処理組織による申請等）

1. 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（中略）を使用する方法により行うことができる。
5. 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において収入印紙をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって主務省令で定めるものをもってすることができる。

オン化法 7 条（電子情報処理組織による処分通知等）

1. 処分通知等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他の方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（中略）を使用する方法により行うことができる。

(3) 適用除外

- 原則オンライン化の対象となる申請及び申請に基づく処分通知等について、手続の性質上、オンライン化が適当でない手続（例えば、面前での指紋採取等を行う必要がある手続など）については、政令において適用除外対象手続として列挙することとなる。

国税関係手続においては、手続の性質上、オンライン化が適当でない手続はない。

- 当該法案においては、国民がオンラインで手続を行うことを選択することが「できる」規定となっているところ、オンライン義務を個別法

等で定めている場合については、国民に手続のオンライン義務を課すことも認めている。

国税関係手続においては、例えば、大法人の電子申告の義務化がこれに該当する。

オン化法 10 条（適用除外）

- 次に掲げる手続等については、この節の規定は、適用しない。
- 一 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるもの
 - 二 手続等のうち当該手続等に関する他の法令の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項又は前条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(4) 添付書類の省略

行政機関等が、書面により確認すべき事項に係る情報について、代替措置（個人番号カードの利用、行政機関間の情報連携等）により入手・参照可能な場合、添付書類を省略することができる。

【国税庁の対応】

国税関係手続においては、これまで住民票の写し等の添付省略を行ってきたところであり、今後、平成 32（2020）年度内に運用開始予定としている、法務省からの登記情報提供の仕組みを活用して、登記事項証明書（商業法人）の添付省略を図るなど、添付書類の省略に向けた取組を進める必要がある。

オン化法 11 条（添付書面等の省略）

申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の政令で定める書面等であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、行政機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ政令で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

4 住基法・公的個人認証法・マイナンバー法改正（本則第2～5条関係）

行政のデジタル化を推進するための個別施策として、国外転出者によるマイナンバーカード及び公的個人認証（電子証明書）の利用の実現、マイナンバーの「通知カード」とその記載事項変更等の手続の廃止（マイナンバーカードへの移行促進）等が盛り込まれている。

【国税庁の対応】

国税関係手続においては、マイナンバーを記載した税務関係書類を提出する際、本人確認（番号確認）書類として「通知カード」を利用していることから、「通知カード」が廃止された場合には、その対応を検討する必要がある。

5 その他（本則附則）

(1) 施行期日

公布の日から9ヶ月以内で政令で定める日

本則附則1条（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(2) 予算一括要求

附則において、内閣官房IT室におけるシステム関係予算の一括要求を検討することとされている（現時点において、対象範囲等の具体的な内容については不明。）

本則附則9条（予算一括要求）

1 政府は、この法律の公布後速やかに、次に掲げる事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 新情報通信技術活用法第三条第二号に規定する行政機関等のうち同号イに掲げるもの（会計検査院を除く。以下この項において単に「行政機関等」という。）による情報通信技術に係る物品及び役務の調達並びに情報システムの整備及び運用（以下この項において「情報通信技術に係る政府調達等」という。）が適正かつ効率的に行われるよう、内閣官房において、当該行政機関等の所掌するそれぞれの事務の特性を勘案して、情報通信技術に係る政府調達等に必要な予算を一括して要求し、確保するとともに、当該予算を関係する行政機関等に配分することとすること。

以上

政府情報システムの予算要求から執行の各段階
における一元的なプロジェクト管理の強化について
【概要】

令和元年6月4日

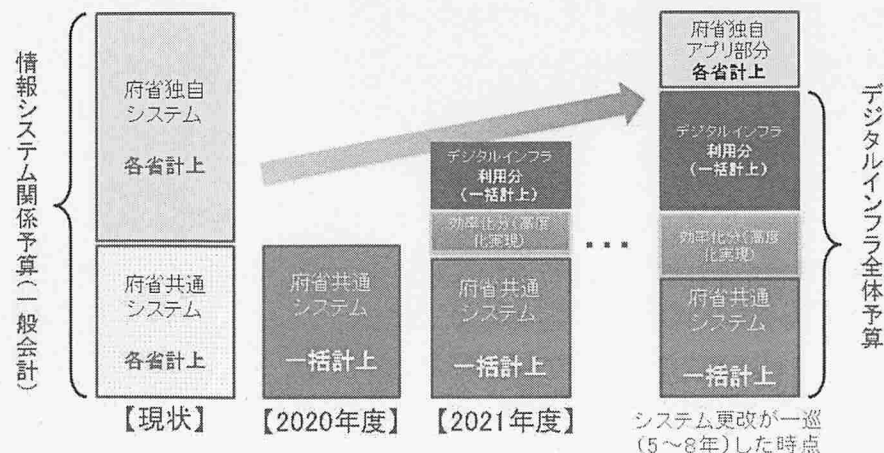
(資料6)

政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化

- ✓ 行政のデジタル化の目的は、単に紙をデジタルに置き換えることではなく、業務改革(BPR)を進めつつ、デジタル技術を前提とした政策手法の改革や行政サービスの質の向上を図ることにある。
- ✓ そのためには、政府情報システムの一層の改革を進め、データの標準化、情報システム間の互換性、スムーズな情報連携、高度なセキュリティ対応などの確保を、政府として統一性を確保しつつ効率的に実現していくことが必要。
- ✓ 統一的な政府情報システムの将来的な在り方(グランドデザイン)に基づく横断的かつ業務改革(BPR)を意識したサービス視点での政府情報システムの整備・運用を実現する観点から、政府情報システムの統一的管理のための取組を抜本的に強化。

情報システム関係予算の一括計上

- ・現行の府省共通システムを中心に、政府全体で共通的に利用するシステム、基盤、機能等を「デジタルインフラ」と位置づけ、デジタルインフラの整備・運用に係る予算は、原則として、内閣官房の下に一括計上。令和2年度(2020年度)予算から順次開始。
- ・内閣官房IT総合戦略室が横断的見地から執行に関与し、クラウドを始めとするデジタルインフラの活用、デザインやデータの標準化、セキュリティ・バイ・デザインなど、統一感あるデジタル化を実現。



一元的なプロジェクト管理への移行

- ・政府CIOの指揮の下、IT室が財政当局及び総務省行政管理局と連携しつつ、予算要求前から予算査定段階、予算執行段階まで、年間を通した一元的なプロジェクト管理を令和元年度(2019年度)から一部実施し、順次拡大。
- ・経費の妥当性のみならず、デジタルインフラの整備・利用、デザイン・データの標準化、セキュリティレベルの共通化等に寄与。

技術的対話を取り入れた調達・契約方法

- ・機動的かつ効率的、効果的なシステム整備に資するよう、契約締結前に、複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする調達・契約方法を、令和2年度(2020年度)から試行的に開始。

行政手続簡素化に関する国税の取組状況等について

会議	対応を要する事項	国税の取組状況等
規制改革推進会議(内閣府)		
行政手続部会		
国税【重点】	平成29年6月に財務省が策定・公表した『行政手続コスト』削減のための基本計画について、年度ごとに、行政手続部会のヒアリング結果及び基本計画策定後の取組状況を踏まえ、改定を行っており、令和元年6月に再改定版を公表した(原則、平成29年度以降の3ヵ年計画)。 国税庁が関係する分野は、「国税」、「調査・統計に対する協力」、「営業の許可・認可に係る手続」の3分野(行政手続取りまとめの重点分野)である。	【2019年3月末の再改定状況】 納税義務者等の申告、納付、申請・届出等に係る負担の軽減を図るべく、 - 電子納税の一層の推進策については、 ① ダイレクト納付の一層の利用勧奨【2019年順次実施】 - e-Taxの使い勝手の大幅改善策については、 ② 法人の設立届出書等に係る添付書類の削減【2019年4月実施予定】 ③ マイナポータルを利用した法人設立届出書等の提出に係る電子署名等の省略【2019年度中実施予定】 ④ e-Taxでの送信可能な添付書類の範囲の拡大【2019年度以降実施に向けて検討】 ⑤ 所得税等の確定申告書作成コーナーとマイナポータルとの連携【2021年1月実施予定(連携先機関等との所要の調整等が前提)】 等について、その検討・取組状況を追記したほか、 - その他、新たに実施に向けて検討を進めたものとして、 ⑥ 連結法人の異動届出書の提出先の一元化【2019年4月実施予定】 ⑦ 第三者作成書類の提出不要化【2019年4月実施予定】 等について、具体的な内容を追記した。 なお、実施開始時期について、予算措置や連携省庁側の開発等の状況に依存する施策については、現時点で記載できる範囲で記載した。
調査・統計に対する協力【重点】 (民間給与実態統計調査等)	なお、「国税」以外の分野については、令和元年度末までに行政手続コスト(事業者の作業時間)を20%削減することが求められている。	【2019年3月末の再改定状況】 - 報告者負担の軽減を図るべく実施予定としている以下の施策について、実施状況を記載した。 ① オンライン調査システム利用勧奨【平成30年分調査(2019年1月)で実施済み】 ② 標本給与所得者抽出の簡便化・デジタル化【平成29年分調査(2018年1月)で実施済み】 ③ オンライン調査システム調査票への事前【平成30年分調査(2019年1月)で一部実施済み】 ④ 紙媒体調査票への事前印字【平成30年分調査(2019年1月)で一部実施済み】 - その他、実施に向けて検討することとしていた以下の施策について、検討の結果、以下のとおり実施することとしたため、その内容を盛り込んだ。 ⑤ 源泉徴収票等のデータを調査票に転記するツールの提供等【令和元年分調査(2020年1月)で実施予定】 ⑥ 標本給与所得者数の削減【令和元年分調査(2020年1月)で実施予定】 上記施策の実施により、事業者による調査票作成時間が約23%削減される見込み。

行政手続簡素化に関する国税の取組状況等について

会議	対応を要する事項	国税の取組状況等
規制改革推進会議(内閣府)		
行政手続部会 営業の許可・認可に係る手続【重点】 (酒類免許等)	平成29年6月に財務省が策定・公表した「『行政手続コスト』削減のための基本計画」について、年度ごとに、行政手続部会のヒアリング結果及び基本計画策定後の取組状況を踏まえ、改定を行っており、令和元年6月に再改定版を公表した(原則、平成29年度以降の3カ年計画)。 国税庁が関係する分野は、「国税」、「調査・統計に対する協力」、「営業の許可・認可に係る手続」の3分野(行政手続取りまとめの重点分野)である。 なお、「国税」以外の分野については、令和元年度末までに行政手続コスト(事業者の作業時間)を20%削減することが求められている。	【2019年3月末の再改定状況】 ・ 酒類の製造・販売業の免許申請等に係る負担の軽減を図るべく実施予定としている以下の施策について、実施状況を記載した。 ① 財務諸表の添付省略【2018年7月実施済み】 ② 申請書の記載項目の削減【2018年7月実施済み】 ③ 法人の登記事項証明書の添付省略 【行政機関間の情報連携を前提に2020年度以降対応予定】 ・ その他、新たに実施に向けて検討を進めたものとして、 ④ 住民票の写しの添付省略【行政機関間の情報連携を前提に2020年度以降対応予定】 - について具体的な内容を追記した。 ・ 酒類の製造・販売業の廃止の免許取消申請等に係る負担の軽減を図るべく実施予定としている以下の施策について、実施状況を記載した。 ① 添付書類の見直し【2017年10月実施済み】 ② 酒類の製造・販売業の相続の申告における添付書類の簡素化 【2018年4月以降実施済み】 上記施策の実施により、事業者による申請書作成時間が20%削減される見込み。

行政手続簡素化に関する国税の取組状況等について

会議	対応を要する事項	国税の取組状況等
規制改革推進会議（内閣府） 投資等WG （年末調整・確定申告手続の電子化等）	「規制改革実施計画」（平成29年6月閣議決定）において、電磁的な方法による年末調整関係書類の提出を可能とすることや、団体特約に係る保険料控除の手続簡素化、マイナポータルを活用による手続簡便化等の実現可能性及び方策について、平成29年度中に検討し、結論を得ることとされた。 平成29年度の検討結果を踏まえ、平成30年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」においては、団体扱特約保険に係る年末調整手続の電子化・簡便化については、関係事業者の連携で成り立つことを踏まえ、令和2年10月（年末調整関係書類の電子化実施）以降順次事業者間の連携が進むよう、標準的なデータ形式の設定・公開等必要な対応を行うこととされた【施策①】。 また、本計画には平成30年2月の経団連提言「国民本位のマイナンバー制度への変革を求める」を踏まえ、以下の事項が盛り込まれた。 ○ 所得税の確定申告手続の電子化推進に向けて、医療費控除やふるさと納税に関して、マイナポータルを通じて申告に必要な情報を取得し、e-Taxへの自動転記を行う仕組みに関し、平成30年度以降順次検討し、令和2年度までに結論を得る【施策②】。 ○ 所得税の扶養是正事務に関して、税務署から雇用者に対する扶養是正通知につき、雇用者が従業員に対し是正内容をより簡便に伝えられるよう従業員別の個票を発行するなど、必要な方策について本年度中に検討し、結論を得る【施策③】。 なお、平成30年6月の「規制改革実施計画」に盛り込まれた上記施策①～③の取組状況については、平成31年3月の内閣府規制改革推進室によるヒアリング後、令和元年6月に「規制改革実施計画のフォローアップ結果について」として公表された。	【年末調整手続の電子化（施策①）】 被用者が関係機関から電磁的に交付された控除証明書を用いて簡便・正確に控除申告書を作成し、雇用者に対して電磁的に提出することを支援するソフトウェアを開発中（令和2年10月リリース予定）。 雇用者宛に送付される団体扱特約保険料に係る保険料控除証明書のデータフォーマットの統一化を通じ、雇用者が受領した控除証明書データを被用者に提供し、被用者が上記ソフトウェアを用いて簡便に控除申告書を作成できること等を目指して、引き続き各関係機関と連携しつつ検討を進めることとしている。 なお、被用者がマイナポータルを通じて控除証明書データを取得できる仕組みについても令和2年10月からの実施に向けて、引き続き検討を進めることとしている。 【確定申告手続の電子化（施策②）】 国税庁ホームページ上で提供している「確定申告書等の作成システム」と「マイナポータル」を連携させ、マイナポータルを通じて控除証明書等の申告に必要な情報を取得し、当該システムへの自動転記を行う仕組みについて、令和3年1月からの実施に向けて、各関係機関と連携しつつ検討を進めることとしている。 なお、上記の仕組を実現するためには、電子発行された情報がマイナポータルへ通知されることが前提となることから、医療費通知やふるさと納税の制度所管官庁である厚労省や総務省等とともに、令和2年度までに結論を得るべく協議を行っている。 【所得税の扶養是正事務の簡便化（施策③）】 本施策の実施に当たっては、国税当局側のシステム改修が必要であることから、平成31年4月からシステム改修に着手し、令和2年4月頃のシステムリリースを予定しており、令和2年秋以降の是正通知から対応可能となる見込み。

行政手続簡素化に関する国税の取組状況等について

会議	対応を要する事項	国税の取組状況等
未来投資会議(内閣官房) 法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会	「未来投資戦略2017」(平成29年6月閣議決定)において、法人設立時に利用者が全手続をオンライン・ワンストップで処理できるよう検討し、平成29年度中に結論を得ることとされた。 平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」においては、法人設立手続のオンライン化とマイナポータルを活用したワンストップサービスの提供に関して、具体策と実現に向けた工程について成案を得ることとされ、平成30年5月に「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて」が公表された。 これを踏まえ、「未来投資戦略2018(平成30年6月閣議決定)」及び「成長戦略フォローアップ(令和元年6月閣議決定)」において、 ① 登記後の手続(※1)のワンストップ化は令和元年度中 ② 定款認証及び設立登記を含めた全手続(※2)のワンストップ化は令和2年度中に実現するとされた。 (※1) 法人設立届出等のe-Taxを利用した国税関係手続のほか、地方税関係(総務省)、労務・社会保険・年金関係(厚労省)の手続が対象。 (※2) 法人設立登記手続(法務省)が対象。	マイナポータルを活用したワンストップサービスの提供に向けて、国税庁としても必要な整備を行うべく、関係府省庁と連携し、①令和元年度中に登記後の手続を、②令和2年度中に登記手続も含めた全手続をオンライン・ワンストップで完了できるようシステム改修等に取り組んでいる。 【①登記後の手続に係る取組状況】 平成31年度税制改正において、「マイナポータルを利用した法人設立届出書等の提出に係る電子署名等の省略」及び「添付書類の削減(法人設立届出書における定款等の写しなど)」が措置されたことを受け、e-Taxの改修を予定。 【②全手続に係る取組状況】 登記情報を基に指定される法人番号をマイナポータルへ連携し、情報連携のキーとして法人番号を活用するため、法人番号システムの改修を予定。 なお、国税に係る対象手続は、以下のとおり(全15手続)。 ①法人設立届出書 ②給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書 ③消費税の新設法人に該当する旨の届出書 ④青色申告の承認申請書 ⑤棚卸資産の評価方法の届出書 ⑥減価償却資産の償却方法の届出書 ⑦有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書 ⑧申告期限の延長の特例の申請書 ⑨消費税課税事業者選択届出書 ⑩消費税簡易課税制度選択届出書 ⑪消費税課税期間特例選択・変更届出書 ⑫源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書 ⑬電子申告・納税等開始届出書 ⑭消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書 ⑮事前確定届出給与に関する届出書

行政手続簡素化に関する国税の取組状況等について

会議	対応を要する事項	国税の取組状況等
中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議 中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するWG ※上記WGにおいて、「社保税ワンストップ」実現に向け、関係府省庁が連携して取り組むこととなったことを受け、平成30年7月にキックオフ会合が開催され、具体的検討を開始した。	「未来投資戦略2018」及び「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(ともに平成30年6月閣議決定)において、「企業が行う従業員のライフイベントに伴う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化」が盛り込まれ、平成31年4月に開催された各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議において、「企業が行う従業員の社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化等の推進に係る課題の最終整理」等が決定された。 上記最終整理等では、内閣官房IT総合戦略室が中心となり、関係府省庁と連携を図りながら、 ① 令和2年11月頃から順次、マイナポータルを通じて、従業員の採用、退職等のライフイベントに伴う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化を開始し、 ② 令和3年度後半以降から順次、企業が保有する情報のクラウドを活用した新しい提出方法の実現を目指すこととされた。 更に、「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月閣議決定)においても同様の記載が盛り込まれている。	閣議決定を踏まえ、左記のスケジュールに沿って、内閣官房IT総合戦略室が中心となり、当庁を含む関係府省庁が連携して検討を進めている。 なお、国税に係る対象手続は、以下のとおり。 ① オンライン・ワンストップ化に係る対象手続 〔採用時の手続〕 ・ 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書 ・ 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書 ・ 青色事業専従者給与に関する届出書 ・ 事前確定届出給与に関する届出書 〔退職時の手続〕 ・ 個人事業の開業・廃業等届出書 ・ 給与所得の源泉徴収票(同合計表) ・ 退職所得の源泉徴収票(同合計表) ・ 事業廃止届出書 ・ 退職手当金等受給者別支払調書(同合計表) ② クラウドを活用した新しい提出方法に係る対象手続 ・ 金融機関に係る法定調書

規制改革推進に関する第1次答申（平成29年5月23日 規制改革推進会議）[抄]

II 行政手続コストの削減に向けて

3. 今後の取組

（前略）各府省は、行政手続簡素化の3原則（「行政手続の電子化の徹底」、「同じ情報は一度だけの原則」、「書式・様式の統一」）を踏まえ、行政手続コストを2020年までに20%削減すること等を内容とする行政手続部会取りまとめに沿って、積極的かつ着実に行政手続コストの削減に向けた取組を進める。

規制改革会議行政手続部会取りまとめ（平成29年3月29日 規制改革推進会議行政手続部会）[抄]

2. 重点分野

【取組の内容】

重点分野は以下の9分野とする。

- | | |
|------------------------|--------------|
| ①営業の許可・認可に係る手続 | （各省庁に共通する手続） |
| ②社会保険に関する手続 | （個別分野の手続） |
| ③国税 | （個別分野の手続） |
| ④地方税 | （個別分野の手続） |
| ⑤補助金の手続 | （各省庁に共通する手続） |
| ⑥調査・統計に対する協力 | （各省庁に共通する手続） |
| ⑦従業員の労務管理に関する手続 | （個別分野の手続） |
| ⑧商業登記等 | （個別分野の手続） |
| ⑨従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行 | （個別分野の手続） |

なお、「従業員の納税に係る事務」については、規制改革推進会議（投資等ワーキンググループ）において、社会全体の行政手続コストの削減に向けた検討を別途行う。また、「行政への入札・契約に関する手続」については、行政手続部会において、別途検討を行う。

3. 削減目標

（3）取組期間

【取組の内容】

取組期間は、3年とする（平成31年度まで）。ただし、事項によっては5年まで許容する（平成33年度まで）。

（4）削減目標

【取組の内容】

削減目標は、削減率20%とする。

（注1）「国税」については、次の事情を踏まえ、削減目標とは別途の数値目標等を定める。

1. 「国税」については、以下の点に留意する必要がある。

- ① 我が国では、多くの諸外国と異なり、税務訴訟における立証責任が、通常、課税当局側にあるとされていること。
- ② 消費税軽減税率制度・インボイス制度の実施、国際的租税回避への対応等に伴い、今後、事業者の事務負担の大幅な増加が不可避であること。

2. 諸外国の税分野における行政手続コスト削減の要因は明確ではないが、少なくとも電子申告の利用率の大幅な向上が寄与していると考えられることに鑑み、次の数値目標を設定する。

- ① 電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人税・消費税の申告について、電子申告（e-tax）の利用率100%。
- ② 中小法人の法人税・消費税の申告について、電子申告（e-tax）の利用率85%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告（e-tax）の利用率100%。

3. 手続の電子化、簡素化等により、事業者の負担感減少に向けた取組を進める。

- ① 電子納税の一層の推進
- ② e-taxの使い勝手の大幅改善（利用満足度に係るアンケートを実施し、取り組む）
- ③ 地方税との情報連携の徹底（法人設立届出書等の電子的提出の一元化、電子申告における共通入力事務の重複排除等）

2019 年 3 月末改定

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	財 務 省
重点分野名	国 税

1 手続の概要及び電子化の状況

① 手続の概要

国税に関する手続については、国税通則法、所得税法、法人税法、消費税法等の各税法において規定されており、納税義務者等は、当該規定に基づき、申告、納付、申請・届出等の各行為を行う必要がある。

② 電子化の状況

所得税、法人税、消費税等の申告や申請・届出等の各種手続については、国税電子申告・納税システム（e-Tax）により、インターネット等を利用してオンラインで行うことが可能である。

（注）相続税の申告手続についても、2019 年 10 月以降対応予定。

オンライン利用が可能な申告や申請・届出等の手続は、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（オンライン化法）に基づき公表することとされており、2017 年度の実績では 407 手続（国税関係手続の 34.4%）（注）となっている。

（注）2011 年度におけるオンライン対象手続は 930 手続（国税関係手続の 87.1%）であったが、「新たなオンライン利用に関する計画」（2011 年 8 月 3 日 IT 戦略本部決定）に基づき、手続の発生頻度等の費用対効果を踏まえ、オンライン対象手続の範囲の大幅な見直しを行っている。

また、納付手続についても、ダイレクト納付（事前に税務署に届出をすることで、e-Tax による申告書等の提出後、指定した預貯金口座からの振替により電子納税を行う仕組み）やインターネットバンキング等を通じたオンライン納付を行うことが可能である。

なお、主な税目における申告や申請・届出等の手続のオンライン利用率（2017 年度実績）は次のとおりとなっている。

手続名	オンライン利用率
所得税申告	54.5%

法人税申告		80.0% ^(※)
消費税申告	個人	66.1%
	法人	81.6%
申請・届出等		57.8%
納付		9.1%

(出所)

・申告手続：平成 29 年度における e-Tax の利用状況等について（2018 年 8 月公表）

（※）なお、電子申告義務化の対象となる大法人（原則、資本金が 1 億円超の法人）について、法人税申告のオンライン利用率は 66.1%。

・申請・届出等：オンライン化法 10 条 1 項に基づく公表数値により算出。

・納付：国税庁調べ（「電子納付件数／（窓口納付件数＋電子納付件数）」により算出）

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

経済社会の ICT 化等を踏まえ、税務手続においても、ICT の活用を推進し、利便性の高い納税環境を整備するとともに、データの円滑な利用を進めることにより社会全体のコスト削減を図ることが重要である。

こうした観点から、以下に掲げたコスト削減のための取組内容について、スケジュールに沿って着実に進める。その際、財務省において所要の税制改正・予算措置等を前提として実施可能な施策については、特にタイムリーに実現を図る。また、省庁横断的な検討作業が必要であるなど、関係省庁の協力が必要となる施策については、その進捗を踏まえ、財務省としても積極的に対応する。

(1) 大法人の法人税・消費税の申告について、電子申告（e-Tax）の利用率 100%

平成 30 年度（2018 年度）税制改正において、大法人の法人税等の申告について電子申告の義務化を法制化した。具体的には、2020 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度（課税期間）について、内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人並びに相互会社、投資法人、特定目的会社、国・地方公共団体を対象として、法人税・地方法人税・消費税の申告に当たり、申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の提出を電子的に行わなければならないこととした。

併せて、申告データの円滑な電子提出のための環境整備として、提出情報等のスリム化、データ形式の柔軟化、提出方法の拡充、提出先の一元化（ワンスオンリー化）、認証手続の簡便化等の見直しを行うこととした（各施策の詳細は(4) (5)に記載のとおり）。

今後は、大法人の法人税・消費税の e-Tax 利用率 100%という目標達成に向け、電子申告が義務化されることに加え、上記の環境整備に関する取組についても引き続き周知を図る。

(2) 中小法人の法人税・消費税の申告について、電子申告（e-Tax）の利用率 85%以上。 なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告（e-Tax）

の利用率 100%

平成 30 年度（2018 年度）税制改正において、大法人の電子申告義務化と併せて措置することとした申告データの円滑な電子提出のための環境整備策（提出情報等のスリム化、データ形式の柔軟化、提出方法の拡充、提出先の一元化（ワンスオンリー化）、認証手続の簡便化等）は、中小法人にも適用される（各施策の詳細は(4) (5)に記載のとおり）。

こうした環境整備の周知も図りながら、税理士や未利用者への個別の利用勧奨や関係団体等を通じた利用勧奨、リーフレット等による広報・周知等、e-Tax の普及に向けた取組を一層進め、中小法人の法人税・消費税の「2019 年度において e-Tax 利用率 85% 以上」という目標を達成する。

また、電子申告の義務化も含めた、中小法人の更なる利用率向上のための方策については、こうした環境整備の効果や e-Tax 未利用法人の実態等を踏まえ、中小法人の ICT 環境も勘案しつつ、引き続き検討を行う。

(3) 電子納税の一層の推進

イ e-Tax の申告情報（納付税額等）の自動引継機能の整備【2017 年 6 月実施済み】

納付手続の簡便化の観点から、インターネットバンキング等を通じたオンライン納付について、ダイレクト納付と同様に、e-Tax による申告情報をシステム上で自動的に引き継ぐ機能を実装した。

ロ ダイレクト納付を利用できる預貯金口座の複数登録【2018 年 1 月実施済み】

ダイレクト納付において、複数の金融機関の預貯金口座の登録を可能とした。

ハ ダイレクト納付を利用した予納制度の拡充【2019 年 1 月実施済み】

ダイレクト納付を利用することで、予納（納期限前にあらかじめ納付を行うこと）を定期的に均等額で行うことや任意のタイミングで行うことを可能とした。

ニ ダイレクト納付の一層の利用勧奨【2019 年順次実施】＜新規＞

2019 年 10 月から eLTAX を活用した地方税共通納税システムの導入に伴い、地方税についてもダイレクト納付が可能となることを踏まえ、地方団体等と協力して利用勧奨を行っていく。

（参考）コンビニ納付の利用手段の拡充【2019 年 1 月実施済み】

コンビニ納付について、自宅等において納付に必要な情報（税目や税額など）をいわゆる「QR コード」として出力することにより行うことを可能とした。

(4) e-Tax の使い勝手の大幅改善（利用満足度に係るアンケートを実施し、取り組む）

事業者の負担感減少に向け、以下に掲げる施策を通じて e-Tax の使い勝手の改善を進める。併せて、ホームページ等を通じて e-Tax の操作性等の利用満足度に係るアンケー

トを引き続き実施し、e-Tax の使い勝手の検証を行うとともに、その検証結果を踏まえた更なる改善を検討・実施していく。

イ 提出情報等のスリム化

(イ) 土地収用証明書等の添付省略（保存義務への転換）【2018 年 4 月実施済み】

収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等の制度の適用を受ける場合に法人税の申告書に添付することとされている土地収用証明書等について、添付することに代えて保存することにより、制度の適用を認めることとした（書面申告の場合も含めて措置）。

(ロ) PDF 送信された添付書類の紙原本の保存不要化【2018 年 4 月実施済み】

e-Tax によりイメージデータ（PDF 形式）で送信する添付書類について、一定の解像度及び階調の要件を付した上で、税務署長による当該添付書類の紙原本の提示等を求める措置を廃止した。

(ハ) 勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化【2018 年 6 月実施済み】

法人税の申告書に添付する勘定科目内訳明細書について、記載省略の範囲拡充（個別記載の上限を 100 件とする）及び記載単位の柔軟化（取引先単位で記載する科目について、記載件数が 100 件を超える場合には、支店等毎の記載を可能とする）を行うほか、記載項目の一部を削除することにより、記載内容の簡素化を図った。

なお、当該簡素化については 2019 年 4 月以後開始する事業年度分の法人税の申告書から適用される（書面申告の場合も含めて措置）。

(ニ) 法人の設立届出書等に係る添付書類の削減【2019 年 4 月実施予定】＜新規＞

設立届出書等に添付することとされている書類について、定款等の写し以外の書類の添付を不要とする（書面申告の場合も含めて措置）。

ロ データ形式の柔軟化

(イ) 法人税申告書別表（明細記載を要する部分）及び勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化【2019 年 5 月実施予定】

法人税の申告において、e-Tax により別表等（49 帳票）の明細記載を要する部分及び勘定科目内訳明細書（上記イ（ハ）の記載内容の簡素化以降分を含む。）を送信する場合のデータ形式について、XML 形式のほか、CSV 形式を許容する。

なお、データの作成・処理等の円滑化を図るため、国税庁が標準フォーム（利用者が簡易な操作で電子ファイルを作成することができる雛形）を 2018 年 12 月に e-Tax ホームページに掲載した。

（注）

- ・ XML (eXtensible Markup Language)
情報の内容にタグを付加して構造的に記述しているコンピュータ言語。プログラムから扱いやすい文書（データ）を定義可能であるため、幅広い分野で利用されている。
- ・ CSV (Comma Separated Value)
各項目のデータをカンマで区切ったテキスト形式のファイル。エクセル等の表計算ソフトから作成が可能。

(ロ) 財務諸表のデータ形式の柔軟化【2020 年 4 月実施予定】

法人税の申告において、e-Tax により財務諸表を送信する場合のデータ形式について、XBRL 形式のほか、CSV 形式を許容する。

なお、データの作成・処理等の円滑化を図るため、国税庁が勘定科目コードを公表し、それを含んだ標準フォーム（利用者が簡易な操作で電子ファイルを作成することができる雛形）を提供する。

(注)

- ・ XBRL (eXtensible Business Reporting Language)
財務情報を効率的に作成・流通・利用できるよう、国際的に標準化されたコンピュータ言語。XML をベースとして開発されたもの。

ハ 提出方法の拡充

(イ) e-Tax の送信容量の拡大【2019 年 1 月実施済み】

e-Tax により申告書等を送信する場合において、以下のとおり 1 送信当たりのデータ送信容量を拡大した。

	現状：拡大後	参考：拡大前
申告書 (※1)	20 メガバイト (約 5,000 枚)	10 メガバイト (約 2,500 枚)
添付書類 (※2)	8 メガバイト (約 100 枚)	1.5 メガバイト (約 20 枚)

(※1) XML 形式において A 4 版 1 枚当たり 4 キロバイトで換算。

(※2) PDF 形式において A 4 版 1 枚当たり 75 キロバイトで換算。

(注) 大法人の電子申告義務化を見据え、更なる送信容量の拡大の必要性について、システム整備の費用対効果等を踏まえ、引き続き検討を行う。

また、申告書等データが大きく上記送信容量を超える場合、現状では申告書等データを 1 送信当たりのデータ送信容量の範囲内に分割して送信する必要があり、納税者等にとって煩雑であるとの指摘を踏まえ、より簡便に送信できる方策についても併せて検討する。

(ロ) 添付書類の提出方法の拡充（光ディスク等による提出）

【2020 年 4 月実施予定】

法人税の電子申告において、光ディスク等による添付書類の提出を可能とする。

二 提出先の一元化（ワンスオンリー化）[地方税との情報連携に係る施策は後掲]

(イ) 連結法人に係る個別帰属額等の届出書の提出先の一元化

【2020 年 4 月実施予定】

連結親法人が e-Tax 等により連結子法人の個別帰属額等の届出書を提出した場合には、連結子法人が当該届出書を提出したものとみなし、連結子法人による提出を不要とする。

(ロ) 連結納税の承認申請関係書類の提出先の一元化【2019 年 4 月実施予定】

次の書類について、連結子法人となる法人又は連結子法人による提出を不要とする（書面提出の場合も含めて措置）。

- ・ 連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書
- ・ 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類
- ・ 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類
- ・ 連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類<新規>

ホ 認証手続の簡便化

(イ) 法人納税者の認証手続の簡便化【2018 年 4 月実施済み】

- ・ 法人税の申告書における代表者及び経理責任者の自署押印制度を廃止し、代表者のみの記名押印制度の対象とした（書面申告の場合も含めて措置）。
- ・ 法人納税者が e-Tax を利用して申告手続を行う際、当該法人納税者の代表者から委任を受けた者（当該法人納税者の役員及び職員に限る）の電子署名等を送信する場合には、代表者の電子署名等の送信を要しないこととした。
なお、電子委任状のデータ形式については、現状の PDF 形式に加え、新たに XML 形式を国税庁で 2019 年度中に提供することとしている。

(ロ) 個人納税者の認証手続の簡便化【2019 年 1 月実施済み】

個人納税者がマイナンバーカードに搭載された電子証明書を用いて e-Tax を利用する場合において、e-Tax の ID・パスワード（PW）の入力を省略した。

また、マイナンバーカード及び IC カードリーダライタの未取得者を念頭に、厳格な本人確認に基づき税務署長が通知した ID・PW のみによる e-Tax の利用を可能とした。

（注 1）上記施策に併せて、e-Tax のメッセージボックスに格納している個人情報のセキュリティ強化を図るため、当該情報を閲覧する際には、納税者本人のマイナンバーカード等による認証を必要とする。その際、税理士業務の円滑な実施を確保するため、個人納税

者のメッセージボックスに格納する申告に必要な情報を、当該個人納税者が指定する税理士のメッセージボックスに転送する機能を併せて導入した。

(注2) 利用者の多い一般的な給与所得者の医療費控除又はふるさと納税等による還付申告を対象に、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」について、スマートフォン等の小さな画面でも容易に操作ができる専用画面(「スマートフォン等専用画面」)を提供し、スマートフォン等による申告を可能とした(2019年1月実施済み)。

また、今後においても、「スマートフォン等専用画面」の利用状況や、スマートフォンの電子証明書の読取機能に関する技術動向、システム整備の費用対効果等を踏まえて、「スマートフォン等専用画面」の対象範囲の拡大を図る(2020年1月実施予定)。

(ハ) マイナポータルを利用した法人設立届出書等の提出に係る電子署名等の省略 【2019年度中実施予定】<新規>

マイナポータルを利用してe-Taxにより法人設立届出書等の設立関係書類の申請等を行う場合において、その設立関係書類への記載事項等をマイナポータルに入力して送信する際に電子署名等の送信を行うときは、e-Taxにおいて電子署名等の送信を要しないこととする。

(注) 法人設立に必要な手続は、オンライン申請の場合であっても、「登記・供託オンライン申請システム」、「e-Tax」、「eLTAX」、「e-Gov」という4つの異なる申請システムにおいて個別に実施することが求められていたことから、マイナポータルを活用したワンストップサービスを提供すべく、「未来投資戦略2018」(2018年6月15日閣議決定)において、登記後の手続のワンストップ化は2019年度中、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化は2020年度中に実現することとされたことを踏まえた施策。

(ニ) オンラインによる本人確認の見直しへの対応

【内閣官房のガイドラインに沿って対応】

電子的な本人確認手続については、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関する認証ガイドライン」(2019年●月●日CIO連絡会議決定)において、各府省は、所管する行政手続について、オンラインを利用することに伴うリスクを評価した上で、本人確認等を選択することとされたことを踏まえ、財務省としても、上記政府方針に沿って、e-Taxにおける更なる本人確認手続の簡便化について、関係省庁と協議しつつ適切に対応する。

ヘ マイナポータルの利便性の向上

(イ) マイナポータルからe-Taxへのシームレスな認証連携

【2017年1月実施済み】

マイナンバーカードを用いてマイナポータルにログインすることにより、e-Tax用のID・PWを入力することなくe-Taxへのログインを可能とした。

(ロ) マイナポータルの「お知らせ」機能の活用

マイナポータルの「お知らせ」機能を活用して、以下の情報を他の行政機関に係る情報と併せて一元的に閲覧可能とすることを実施・検討。

- ・ e-Tax のメッセージボックスに格納している情報（予定納税額や振替納税利用金融機関名等の申告に関する情報）【2019 年 1 月実施済み】
- ・ 各種説明会の開催案内等の情報【2019 年 9 月実施予定】

ト その他の e-Tax の利便性向上策

（イ） e-Tax 受付時間の更なる拡大【2019 年 1 月実施済み】

e-Tax の受付時間の更なる拡大策として、2019 年 1 月から、

○ 確定申告期間

- ・ 全日（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）は、24 時間

○ 通常期（確定申告期間以外）

- ・ 月曜日から金曜日（休祝日を除く。）は、24 時間
- ・ 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日は、8：30 から 24：00

に拡大した（ただし、いずれも、12 月 29 日から 1 月 3 日を含むメンテナンス期間を除く。）。

なお、更なる e-Tax の受付時間の拡大については、利用者のニーズや費用対効果、システムの安定稼働の確保に向けた課題を整理しつつ検討を行う。

（注）2018 年 12 月までの e-Tax の受付時間については、

○ 確定申告期間

- ・ 全日（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）は、24 時間

○ 通常期（確定申告期間以外）

- ・ 月曜日から金曜日（休祝日を除く。）は、8：30 から 24：00
- ・ 5 月、8 月、11 月の最終土曜日及び翌日の日曜日は、8：30 から 24：00

としていた（ただし、いずれも、12 月 29 日から 1 月 3 日を含むメンテナンス期間を除く。）。

※ 二重下線部が拡大対象部分を示す。

（ロ） e-Tax メッセージボックスの閲覧方法の改善【2019 年 5 月実施予定】

納税者が e-Tax を利用する際、経理担当者が申告書等を作成・送信し、給与担当者が従業員の源泉徴収票を作成・送信するなど、部署単位で手続を行っている場合において、現状、メッセージボックスがどの部署でも閲覧可能な状態を改め、部署単位や担当者ごとで情報を管理できるようメッセージボックスの閲覧方法の改善を行う。

（ハ） 法人番号の入力による法人名称等の自動反映【2019 年 5 月実施予定】

e-Tax ソフトにより勘定科目内訳明細書における取引先の入力を行う場合等において、法人番号の入力により法人番号公表サイトで公表している最新の法

人情報（法人の名称及び所在地等の本店情報）を自動的に反映する機能を整備する。

（二） 財務諸表の勘定科目設定数の拡充【2020 年 3 月実施予定】

上記ロ（口）（財務諸表のデータ形式の柔軟化）の施策を活用し、作成した CSV データを提出する場合の財務諸表の勘定科目を現状の約 1,600 から約 6,400 に増加させ、簡易な操作により法人が保有する財務諸表データを電子的に提出できる機能を実装する。

（ホ） e-Tax での送信可能な添付書類の範囲の拡大

【2019 年度以降実施に向けて検討】＜新規＞

現状、e-Tax で送信できる添付書類は法令に規定されているものに限定していたところ、納税者等の利便性向上の観点から、申告書等の送信に併せて、法令に規定はないものの、納税者等から送信の要望がある資料等についても e-Tax で送信することを可能とすることについて検討する。

（ヘ） 所得税等の確定申告書作成コーナーとマイナポータルとの連携

【2021 年 1 月実施予定（連携先機関等との所要の調整等が前提）】＜新規＞

国税庁ホームページで提供している所得税等の確定申告書作成コーナーとマイナポータルを連携させ、確定申告に必要な控除証明書等の情報をマイナポータルから取得し、そのデータを確定申告書作成コーナーに自動転記して確定申告書の作成・送信が可能となる仕組みを構築する。

（注）国税庁において開発に着手している「年末調整控除申告書作成システム」（年末調整手続において被用者（従業員）が、保険会社等から電磁的に交付された控除証明書等を用いて簡便・正確に控除申告書を作成し雇用者に電磁的に提出することを支援するアプリケーション）についても、マイナポータルとの連携に向けた検討を進めている。

（5） 地方税との情報連携の徹底（法人設立届出書等の電子的提出の一元化、電子申告における共通入力事務の重複排除等）

イ 電子的提出の一元化等

（イ） 地方団体で作成した所得税確定申告書データの引継ぎの推進

【地方団体の理解・協力が前提】

地方税当局の申告相談会場において、申告書作成システムを利用して電子的に作成された所得税及び復興特別所得税申告書等について、e-Tax へのデータによる引継ぎを推進する。

（注）2017 年 1 月以降、地方税当局による本人確認を前提として、納税者の電子署名及び電子証明書を不要とするとともに、自宅等からの e-Tax と同様、第三者作成の添付書

類について、その記載内容を入力することで、当該書類の提出又は提示を省略可能としている。

(ロ) 給与・公的年金等の源泉徴収票及び支払報告書の電子的提出の一元化の推進

2017 年 1 月以降、国税当局と地方税当局それぞれに提出している給与・公的年金等の源泉徴収票及び支払報告書について、eLTAX によるデータの一括作成及び電子的提出の一元化を可能としたところ、この取組を引き続き推進する。

(ハ) 法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化

【総務省と連携して 2020 年 3 月実施予定】

法人納税者が設立又は納税地異動等の際に国税当局と地方税当局それぞれに提出している各種届出書等について、データの一括作成及び電子的提出の一元化を可能とする。

(注 1) 個人納税者の上記同様の手続について、地方税当局のデータ様式の統一化等の検討状況を踏まえ、データの一括作成及び電子的提出の一元化を可能とするよう検討する。

(注 2) 法人設立手続については、財務省としても、関係府省庁と連携し、上記(4)ホ(ハ)の政府方針に則って適切に対応しつつ、上記施策についても、政府全体によるワンストップサービスと整合性を図る。

(二) 法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除

【総務省と連携して 2020 年 3 月実施予定】

法人住民税・法人事業税（地方法人二税）の電子申告手続時の複数自治体への申告に共通する事項の重複入力の排除の検討・実現に併せ、総務省と連携して、法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除に向けて取り組む。具体的には、eLTAX ソフト（PCdesk）における民間ソフトベンダーへの仕様公開方法の改善や法人税申告情報のインポート機能の実装等と併せ、e-Taxにおいて重複項目に係るデータをeLTAXにエクスポートする機能を実装する。

(ホ) 財務諸表の提出先の一元化【総務省と連携して 2020 年 4 月実施予定】

法人事業税における外形標準課税対象法人等が法人税の申告をe-Taxにより行い、その際財務諸表を電子的に提出している場合には、国税・地方税当局が情報連携を行うことにより、法人事業税の申告において添付が必要とされる財務諸表の提出を不要とする。

(注) その他の法人税関係書類（法人税申告書等）についても、国税・地方税当局間の情報連携を推進する。

ロ e-Tax と eLTAX の連携

(イ) e-Tax と eLTAX の仕様の共通化の推進【2017 年度以降順次実施】

e-Tax と eLTAX 双方の利便性を向上させるため、民間ソフトベンダーの開発環境を改善する観点から、e-Tax と eLTAX との間で利用可能な文字、システム改修のリリース日、仕様書の記載方法等の統一化について、民間ソフトベンダー各社のニーズ等を踏まえつつ検討を行い、順次対応を進める。

(ロ) e-Tax ソフトと eLTAX ソフト (PCdesk) との連携の推進

【総務省と連携して 2020 年 3 月実施予定】

上記イ（電子的提出の一元化等）に掲げる開廃業・異動等に係る申請・届出手続など、利用者ニーズの高い手続について、e-Tax と eLTAX 双方のソフト間の連携等を図る。

(6) その他

「行政手続部会取りまとめ」において明記されている施策ではないが、国税手続に係る事業者等の負担感の軽減に資するものとして、以下の施策にも取り組む。

イ 異動届出書等の提出先の一元化【2017 年 4 月実施済み】

異動前後の所轄税務署に提出が必要とされていた異動届出書等について、異動元の所轄税務署へ提出先の一元化（異動後の所轄税務署への提出の省略）を実施した。

ロ 連結法人の異動届出書の提出先の一元化【2019 年 4 月実施予定】＜新規＞

連結子法人の本店等所在地に異動があった場合に、連結親法人が連結親法人及び連結子法人のそれぞれの所轄税務署長に提出することとされている異動届出書について、提出法人を連結子法人とした上、連結親法人による異動届出書の提出を不要とする。

ハ 登記事項証明書（商業）の添付省略【2017 年 4 月一部実施済み】

「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」（2016 年 10 月 31 日 CIO 連絡会議決定）に基づき、2017 年 4 月以降、法人納税者の開廃業に係る手続において必要とされる「登記事項証明書（商業）」の添付省略を実施した。

また、開廃業時以外の手続についても、当該アクションプラン及び「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき法務省が 2020 年度に構築することとされている各行政機関に登記情報を提供する仕組みを活用することにより、登記事項証明書（商業）の添付省略の実施に向けて、関係省庁と検討を行う。

二 住民票の添付省略【2017 年 1 月一部実施済み】

マイナンバー制度の導入を契機とした納税者利便の向上策として、住宅ローン控除等の所得税申告手続（16 手続）において、2016 年分の申告から住民票の写しの添付を不要とした。

また、税理士試験の受験資格の認定申請手続等（３手続）においては、2019 年度以降に提出する申請書等について、住民票の写しの添付を省略する。更に、相続時精算課税の贈与税申告手続においては、2020 年分の申告から住民票の写しの添付を省略する。

今後、残余の手続においても、行政機関間の情報連携を通じて住民票の写しの添付省略が可能となるよう、関係省庁と検討を行う。

（注）「デジタル・ガバメント実行計画」においては、添付書類として戸籍謄抄本等を求めている各種手続についても、マイナンバーカードの活用や行政機関間の情報連携により、それらの書類の添付省略の可能性を検討することとされており、更なる納税者利便の向上の観点から関係省庁と検討を行う。

ホ 第三者作成書類の提出不要化【2019 年 4 月実施予定】＜新規＞

次に掲げる①～⑤の書類については、現在、所得税の確定申告書の提出を e-Tax を利用して行う場合には、税務署への提出等を省略することができるものとされているところ、新たに、これらの書類及び⑥～⑧の書類の税務署への提出を不要とする。

- ① 給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
- ② オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- ③ 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ④ 上場株式配当等の支払通知書
- ⑤ 特定口座年間取引報告書
- ⑥ 未成年者口座等につき契約不履行等事由が生じた場合の報告書＜新規＞
- ⑦ 特定割引債の償還金の支払通知書＜新規＞
- ⑧ 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例を適用する際の相続税額等を記載した書類＜新規＞

（注）上記①～⑧の書類については、手続簡素化の観点から書面申告の場合も提出不要とする。

ヘ 差額課税に係る酒税納税申告書の提出頻度削減【2017 年 4 月実施済み】

「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」に規定する差額課税に係る酒税納税申告書について、都度申告のところを月ごとにまとめて申告することを可能とした。

ト 印紙税一括納付承認申請の提出頻度削減【2018 年 4 月実施済み】

毎年提出が必要とされる印紙税一括納付承認申請について、承認内容の変更がない限り、再度の申請を不要とした。

チ 揮発油税等に係る未納税移出・移入の手続の簡素化【2018 年 4 月実施済み】

揮発油等の未納税移出入時に必要な手続について、一定の要件に該当する場合には移入証明書等の税務署への提出を不要とした。

リ 石油ガス税・揮発油税及び地方揮発油税の電子申告対応【2020 年 6 月実施予定】

石油ガス税・揮発油税及び地方揮発油税について、電子申告を可能とする。

ヌ 税務相談における ICT や AI 技術の活用【技術動向を踏まえながら検討】

税務相談について、ICT や AI 技術を活用して、相談チャネルの多様化を図るとともに相談内容に応じた回答ができるよう、費用対効果等を踏まえて検討を行う。

〔補足〕 その他の分野に係る取組

行政手続部会取りまとめにおいて定められた重点分野である「国税」以外の分野に係る取組として、以下の施策にも取り組む。

○ 従業員に関する税・社会保険関係手続の簡便化（従業員の納税に係る事務）

従業員に関する税・社会保険関係手続については、次のとおり閣議決定されたことを踏まえ、内閣官房を中心として関係省庁とともに検討を進める。

① 「未来投資戦略 2018」（2018 年 6 月 15 日閣議決定）

企業が行う従業員の社会保険・税手続について、ライフイベントに伴う手続のオンライン・ワンストップ化を平成 32 年度から順次開始するとともに、企業と行政機関のデータ連携を実現する方向性を本年度にまとめ、以降順次、実現に向け取り組む。

② 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（2018 年 6 月 15 日閣議決定）

企業の生産性向上の観点から、従業員に関する社会保険・税手続の電子化・簡便化が重要である。

従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続について、平成 32 年度にワンストップサービスが開始できるよう取組を推進する。さらに、企業が有する従業員に関する情報について、企業と行政機関との間でのデータ連携を通じて各種手続における企業からの情報の重複提供を不要としワンスオンリー化を実現するためのシステム整備を進めるべく、企業が提出を要する情報等の棚卸や技術的課題の洗い出しなどを進め、平成 30 年度にロードマップを策定し、以降順次、実現に向け取り組む。

○ 競争参加資格申請時における納税証明書の提出省略（行政への入札・契約に関する手続）

行政機関間の情報連携による競争参加資格申請時の納税証明書の提出省略について、関係省庁とともに検討を進める。

なお、以上の取組の全体を通じて、下記の点に留意が必要。

※ システム開発を要する施策については、予算措置が前提となるため、実施時期等に変更が生じる場合があり得る。

※ また、制度改正を含め検討する施策については、制度改正に係る検討を行う中で、取

組内容等に変更が生じる場合があり得る。

※ 地方税との情報連携については、地方団体側の理解と協力が必要。

規制改革実施計画のフォローアップ結果について（抄）
（令和元年6月6日 規制改革推進会議）

1 はじめに

規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）に基づき、内閣府及び規制改革推進会議は、これまで決定された累次の規制改革実施計画に定められた事項の実施状況のフォローアップを行ったことから、当該フォローアップの結果について公表する。

（フォローアップ対象）

- ①規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）
- ②規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）
- ③規制改革実施計画（平成28年6月2日閣議決定）
- ④規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）
- ⑤規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）
- ⑥規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）

※（注・企画課）

次頁以降に記載の国税関係事項については、引き続き、内閣府及び規制改革推進会議による検討状況のフォローアップを受けることとされているところ、国税庁においては、いずれも手続簡素化に向けた取組みを着実に実施している。

① 税・社会保険関係事務の IT 化・ワンストップ化

閣議決定	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成 31 年 3 月 31 日時点)	今後の予定 (平成 31 年 3 月 31 日時点)	規制改革推進会議としての	
								評価	指摘事項
平成 30 年 6 月 15 日	所得税に係る年末調整手続の電子化の推進	規制改革実施計画（平成 29 年 6 月閣議決定）に掲げた団体扱特約保険に係る年末調整手続の電子化・簡便化については、関係する事業者（保険会社、雇用者等）の連携の上で成り立つことを踏まえ、年末調整関係書類の電子化が実施される令和 2 年 10 月以降順次事業者間の連携が進むよう、標準的なデータ形式の設定・公開等必要な対応を行う。	平成 30 年度措置	財務省	検討中	団体扱特約保険料の支払情報のデータ発行を促進するため、国税庁に対する要望等の有無について生命保険協会にヒアリングを行い、以下について聴取。 - 団体扱特約保険の支払情報のデータ発行については、契約先の企業（雇用者）からの強いニーズを受け、それに応える形で約 7 割の契約についてはデータ発行を行っている - データ形式は協会が定めるものが使用されている - 現在紙で発行している残りの 3 割については、契約先の企業（雇用者）が望めばすぐにでもデータ発行が可能であるが、契約先企業の給与システムが団体扱特約保険料のデータ取込み・利用が出来ないなど、年末調整手続の電子化が進んでいないため、電子発行できていない。 上記の現状を踏まえると、団体扱特約保険に係る年末調整手続の電子化・簡便化は概ね実現しており、国税庁において別途標準的なデータ形式を定める必要性は低いものと考えられる。 なお、生命保険協会等に対し、データ発行の割合の向上に向けた関係する事業者間の連携を進めるため国税庁として対応すべきものがあれば申し出るよう伝えた。	保険料控除証明書（個人契約分）のデータ発行に係る協力要請や、年末調整控除申告書作成用ソフトウェアの開発過程で生命保険協会やシステムベンダーと接触する機会があった際に、団体扱特約分の年末調整関係手続の電子化・簡便化についても、関係する事業者間の連携を進めるため国税庁として対応すべきものがあれば聴取する。 また、システムベンダーに対し、今回の年末調整手続の電子化に合わせ、団体扱特約保険データの取込み・利用が可能となるような開発を行うよう働きかけを行う。	継続フォロー	検討状況を要フォロー。

閣議決定	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成 31 年 3 月 31 日時点)	今後の予定 (平成 31 年 3 月 31 日時点)	規制改革推進会議としての	
								評価	指摘事項
平成 30 年 6 月 15 日	所得税の確定申告手続の電子化の推進	医療費控除に関して、医療費情報の電子発行の促進に向けた方策を検討するとともに、マイナポータルを通じて申告に必要な情報を取得し、e-Tax への自動転記を行うことができる仕組みに関し、技術的課題の洗い出し等を進めつつ検討し、結論を得る。また、ふるさと納税に係る仕組みについても、医療費控除の仕組みと併せて検討し、結論を得る。	平成 30 年度以降順次検討、令和 2 年度までに結論、結論を得次第速やかに措置	内閣官房 総務省 財務省 厚生労働省	検討中	【財務省】 国税庁ホームページで提供している「確定申告書等作成コーナー」においては、現在、下記の機能を提供しているところ。 - 医療保険者から交付された医療費通知データを読み込み、医療費控除の明細書に自動転記する機能(平成 30 年 1 月以降) - 寄附金控除の控除証明書データを読み込み、所得控除の入力画面に自動転記するとともに、添付書類データとして申告書等と併せて e-Tax 送信する機能(平成 31 年 1 月以降) 平成 30 年度において、「確定申告書等作成コーナー」とマイナポータルを連携させ、マイナポータルを通じて控除証明書等の申告に必要な情報を取得し、「確定申告書等作成コーナー」への自動転記を行う仕組みの実現に向けて、内閣府番号制度担当室との間で技術的課題の洗い出しを進め、実現方針について合意したところ。 なお、規制改革実施計画に掲げられた医療費控除やふるさと納税に係る仕組みの実現に向けては、電子発行された情報がマイナポータルへ通知されることが前提となることから、医療費通知やふるさと納税の制度所管官庁である厚労省や総務省等とともに、令和 2 年度までに結論を得るべく協議を行っている。	規制改革実施計画に掲げられた医療費控除やふるさと納税に係る仕組みの実現に向けて、引き続き関係省庁との協議を実施。 なお、確定申告書等作成コーナーについては、連携先機関との所要の調整等が前提ではあるが、令和 3 年 1 月からマイナポータルと連携させ、控除証明書等の情報をマイナポータルから取得し、そのデータを自動転記して申告書等を作成可能となるよう、今後改修を行う予定である。	継続フォロー	検討状況について要フォロー。

閣議決定	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成 31 年 3 月 31 日時点)	今後の予定 (平成 31 年 3 月 31 日時点)	規制改革推進会議としての	
								評価	指摘事項
平成 30 年 6 月 15 日	所得税の扶養是正事務における国・地方の連携強化等	扶養控除等の適用誤りに関する情報について地方から国へのデータ連携を一層推進するとともに、税務署から雇用者に対する是正通知について雇用者が従業員に対し是正内容をより簡便に伝えられるよう従業員別の個票を発行するなど、必要な方策について検討し、結論を得る。	平成 30 年度検討・結論	総務省 財務省	検討中	【財務省】 雇用者が従業員に対して是正内容をより簡便に伝えられるよう、従業員別に是正内容を記載した個票を税務署から雇用者に送付する仕組みを構築することとした。	【財務省】 左記の施策の実施に当たっては、国税当局のシステム改修が必要であり、平成 31 年 4 月からシステム改修を実施し、令和 2 年 4 月頃のシステムリリースを予定しており、令和 2 年秋以降の是正通知から対応可能となる見込みである。	継続フォロー	検討状況について要フォロー。

閣議決定	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
								評価	指摘事項
平成29年6月9日	所得税に係る年末調整手続の電子化の推進	I C Tの一層の活用等により、被用者・雇用者を含めた社会全体のコストを削減する観点から、電磁的な方法による年末調整関係書類の提出を原則全て可能とすることについて、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。 その際、被用者が電磁的に交付された控除証明書を活用して簡便に控除申告書を作成し、雇用者に提供することができる仕組みの構築についても検討し、結論を得る。 また、年末調整全体のプロセスの更なる合理化を図る観点から、 - 雇用者を対象とする団体扱特約により払い込んだ生命保険料等に係る保険料控除の控除申告書等について、事業者内における被用者から雇用者への控除申告書の提出手続の簡素化を図るとともに、 - 今後、マイナポータルと関連事業者や雇用者との間で効率的に情報の連携を行う仕組みの整備及び必要な法制上の措置を前提として、保険料控除・住宅ローン控除といった各種控除に係る情報をマイナポータルに通知し、当該情報を控除の証明書として活用する枠組み等を検討すること、 などについて、その可能性及び方策を、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。	平成29年度検討・結論	財務省	検討中	平成30年度税制改正により、生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る控除証明書及び残高証明書（以下「控除証明書等」という。）について、電磁的な方法による提出が可能とされたことを受け、国税庁において、被用者が電磁的に交付された控除証明書等を用いて簡便・正確に控除申告書を作成し、雇用者に電磁的に提出することを支援するアプリケーションを開発中である。（令和2年10月提供予定） 団体扱特約保険料については、その支払情報が保険会社等からデータ発行され、当該データを雇用者の有する給与システムに取込むことにより、事業者内における被用者から雇用者への控除申告書の提出手続が簡素化されると考えられる。生命保険協会に確認したところ、団体扱特約保険の支払情報は、契約先の企業（雇用者）からの強いニーズを受け、約7割の契約についてはデータ発行を行っており、現在紙で発行している残りの3割についても、契約先の企業（雇用者）が望めばすぐにでもデータ発行が可能であることが判明。 残りの3割についてデータ発行の要望がない理由を確認したところ、契約先企業で利用している給与システムが団体扱特約保険料のデータ取込み・利用が出来ないなど、年末調整手続の電子化が進んでいないことが主とのことであった。マイナポータルに関しては、平成30年度において、年末調整控除申告書作成用ソフトウェアとマイナポータルを連携させ、マイナポータルを通じて控除証明書等の申告に必要な情報を取得し、同ソフトウェアへの自動転記を行う仕組みの実現に向けて、内閣府番号制度担当室との間で技術的課題の洗い出しを進め、実現方針について合意したところ。	年末調整控除申告書作成用ソフトウェアは、令和2年10月のリリースを予定。 団体扱特約保険については、システムベンダーに対し、年末調整手続の電子化に合わせ、団体扱特約保険データの取込み・利用が可能となるような開発を行うよう働きかけを行う。 年末調整控除申告書作成用ソフトウェアは、連携先機関との所要の調整等が前提ではあるが、令和2年10月からマイナポータルと連携させ、控除証明書等の情報をマイナポータルから取得し、そのデータを自動転記して申告書等を作成可能となるよう、今後開発を行う予定である。	継続フォロー	規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、引き続き検討状況について要フォロー。

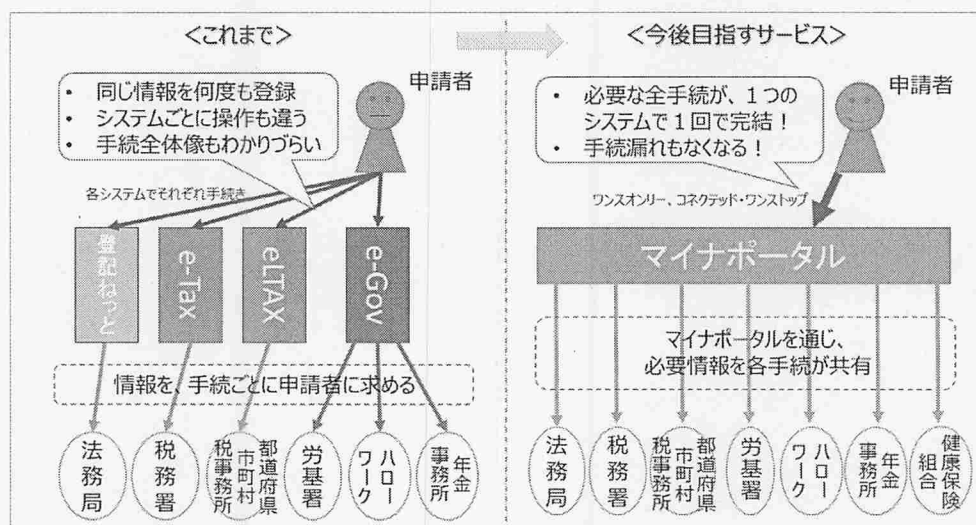
法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて（抄）
 （平成 30 年 5 月 法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会）

VI. マイナポータルを活用したワンストップサービスの提供

2. 具体策と工程

（前略）

法人設立のオンライン・ワンストップサービスの実現にあたっては、マイナポータルの基盤を活用すべきである。具体的には、利用者が一度手続（必要事項の入力・必要書類の提出・署名付与等）を実施すれば、法人設立に関する全手続をオンライン・ワンストップで完了できるサービスの実現を目指す。これにより、これまで各手続で求めていた同一情報は、一度の登録で済む。



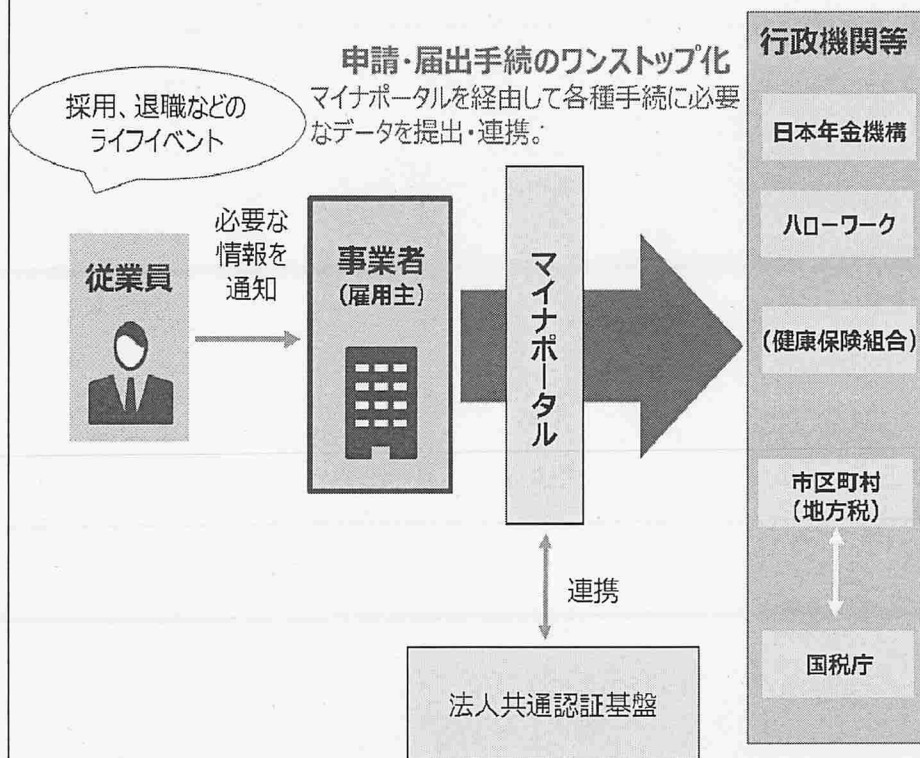
完全ワンストップサービスの実現に向けて、以下のような二段階のスケジュールで、既存のシステムを最大限活用するなど効率的かつ最適な手法を検討した上で、取り組むことを目指すべきである。（システム内部で全手続を処理するには、登記後の手続については、登記完了を確認したうえで進む必要があり、このための新機能追加等が必要となることから、二段階で開発を進めることを想定している）。

1. 平成 31 年度中に、まず登記後の手続をオンライン・ワンストップで完了できるようにするべく、開発等を進める。
2. 平成 32 年度中に、登記手続も含め、全手続をオンライン・ワンストップで完了できるようにするべく、開発等を進める。

（後略）

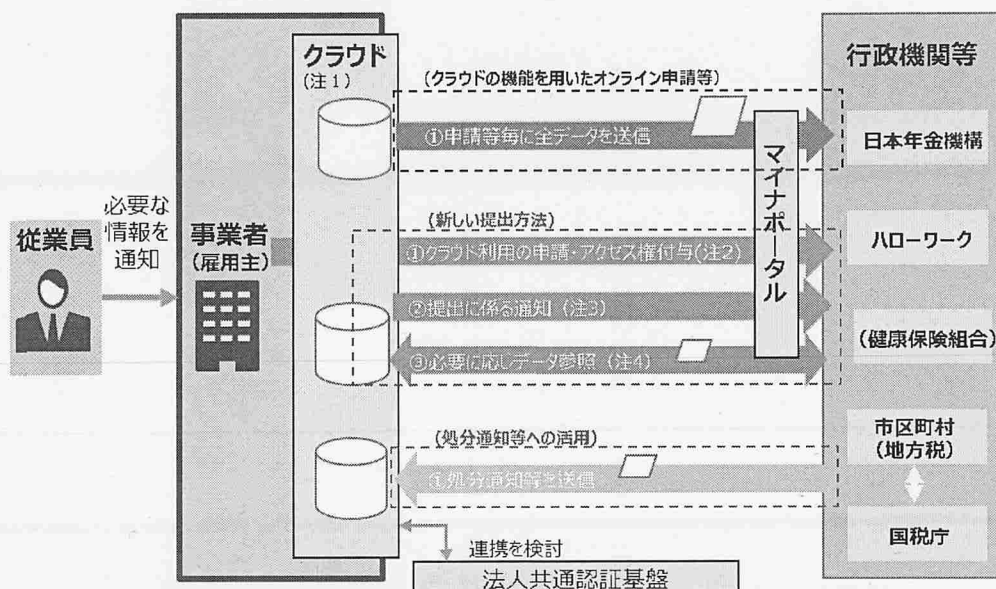
企業が行う従業員のライフイベントに伴う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化等

ワンストップ化(フェーズ1)※2020年11月頃開始予定



クラウドを活用した新しい提出方法(フェーズ2) ※2021年度後半以降を目指す

新しい提出方法では、民間事業者から各行政機関等に対し、調書類、添付書類等を提出させることに代えて、必要なデータをクラウド(注1)に記録した場合、自動的に行政機関等に対して、提出に係る通知を送信(注2)し、行政機関等が必要に応じて情報を参照(注3)する仕組みを構築する。
クラウドを行政機関等から民間事業者への処分通知等の送付にも活用することを想定する(ほか、クラウドの機能を活用したオンライン申請等も可能となる想定である(第二章参照))。



- (注1) 「クラウド」とは、民間クラウドサービスのほか、大企業のデータセンター等も想定し、企業が有する企業保有情報の提出に使用できるものであり、その要件はデジタル行政推進法第6条第1項に基づく主務省令で規定することを検討する。
- (注2) アクセス権付与の時期については、事前に行うことを原則としつつ、別途②提出に係る通知と同時にする場合についても、法的整理を検討する。
- (注3) クラウドに提出データが提出された場合、自動的に行政機関等に対して、提出に係る通知が送信される。
- (注4) 各行政機関等が参照・取得可能な情報は、法令に基づき提出を受けている届出事項、添付書類、調書類等で取得している情報の範囲内。行政機関等がクラウドから直接情報を参照・取得する仕組みとするか、マイナポータルを経由させる仕組みとするかという点については、今後検討していく。

【フェーズ2以降】

- 企業がクラウドを活用して行政機関に対する提出が可能となる仕組みのみならず、従業員が、企業によってクラウド上に格納された情報をマイナポータル経由で活用できるようになれば、従業員の利便性の向上や更なる企業の負担軽減が見込まれる。例えば、企業がクラウド上に格納した従業員の給与等の支払情報(源泉徴収票情報)を従業員自身の所得税等の確定申告手続の際に利用し、マイナポータル経由で従業員の確定申告手続ができるようになれば、確定申告手続の簡便化のほか、企業も従業員に対する源泉徴収票交付を省略できるなどのメリットが見込まれる。
- これを踏まえ、企業がクラウドを活用して行政機関に対する提出が可能となる仕組みが構築されることを前提に、従業員が、企業によってクラウド上に格納された情報を活用できる仕組みについても検討する。

成長戦略フォローアップ（抄）
（令和元年 6 月 21 日閣議決定）

I. Society 5.0 の実現

5. スマート公共サービス

（2）新たに講ずべき具体的施策

i) 個人、法人による手続の自動化

② 法人向けワンストップサービスの実現

- ・世界最高水準の起業環境を実現するために、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化を行うこととし、以下の事項に取り組むとともに、定期的に取り組状況を検証し、2021 年度目途で見直しを行い、必要な措置を講ずる。
 - －2020 年 1 月目途で、登記後の手続のワンストップ化を開始するとともに、2021 年 2 月目途で、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化、設立登記における印鑑届出の任意化、一定の条件の下で全国での定款認証及び設立登記のオンライン同時申請を対象にした 24 時間以内に設立登記が完了する取組及び完全オンライン化による添付書類のペーパーレス化を開始する。この際、印鑑届出のオンライン化を検討する。
- ・法人の住所及び役員等の変更時の登記・社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化に向けたシステム対応として、マイナポータルの API を活用したワンストップ化を 2020 年度中に開始する。
- ・従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続について、マイナポータルの API を活用したオンライン・ワンストップ化を 2020 年 11 月頃から開始し、順次、対象手続を拡大する。また、社労士の電子署名等が必要な手続についても 2020 年度中にマイナポータルから行えるようにする。

③ 税・社会保険手続の電子化・自動化

- ・年末調整・所得税の確定申告に関して、2020 年分から、マイナポータルを活用したデータ連携により、生命保険料控除証明書等の一括取得、各種申告書への入力・添付を自動化するとともに、保険会社等が発行する当該証明書については、関連するシステム対応状況に応じて電子交付を原則とする。
- ・税・社会保険手続の自動化については、金融機関に係る法定調書の提出に関して、クラウドを活用した企業保有情報の新しい提出方法に係るシステムの利用を 2021 年度以降開始し、事業者の事務作業の負担を軽減する。また、国民・事業者の負担軽減が見込まれるその他の手続についても、2022 年度以降の対象拡大に向けて検討し、2020 年度中に結論を得る。さらに、年金関係をはじめ、行政機関等から事業者への処分通知等について、電子化の課題や方策等を検討し、2021 年度以降の順次対応を目指すとともに、活用拡大を検討する。
- ・税・公金のキャッシュレス化等について、以下の取組を行う。
 - －税・公金収納・支払に関し、金融機関、関係府省庁、地方公共団体などの関係者が連携した税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会において、これま

で抽出した IT による利便性の向上・効率化に向けた課題の解決方策等について、2019 年度中に、検討を進め、今後の道筋を得る。＜再掲＞

- ・事業者における経理・税務手続を電子化・自動化し、そのバックオフィスの効率化等を実現するため、中小企業のオンラインバンキングの利用促進や電子的な請求書、領収書の普及に向けた電子帳簿等保存制度の改善等を含めて、オンラインでの請求・支払・領収、関連する書類等の電子保存及び電子申告・納税の更なる推進とともに、中小企業のスマート化を促進するための課題や方策を検討し、2019 年度中に結論を得る。

規制改革実施計画（抄）
（令和元年 6 月 21 日閣議決定）

II 分野別実施事項

7. 行政手続コストの削減

（１）規制改革の観点と重点事項

我が国を「世界で一番企業が活動しやすい国」とすることを目指し、事業者の生産性向上を後押しするため、事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、ＩＴ化を一体的に推進し、事業者の行政手続コストを 2020 年までに 20%以上削減する。

（２）行政手続コスト 20%削減の対策強化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	行政手続コスト20%削減の対策強化	各府省は、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コスト削減に向けて～」（平成29年 3 月 29 日 規制改革推進会議行政手続部会決定）に定めた 3 年間の取組期間の最終年度である今年度において、以下の事項に留意しつつ、「行政手続コスト削減に向けて」（昨年 4 月 24 日 作成、<u>本年 6 月改定（※）</u>）及び部会における指摘事項を踏まえて、行政手続コスト 20%削減が確実に実現するよう、対策を更に強化する（来年 3 月時点で行政手続コストの実績値を計測・評価）。特に、コスト削減効果が十分に期待できていない手続については、他分野における様々な取組事例（応用可能なベストプラクティス）を参考にして、抜本的に対策を強化する。 （留意事項） ・法人向けの手続等においては、法人共通認証基盤（G ビズ I D）を活用した一つの ID・パスワードによる簡易な認証について、内閣官房 IT 総合戦略室が策定した「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（平成 31 年 2 月 25 日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を活用したリスク分析を行い、セキュリティ上問題ないと評価される場合には、原則全て導入する。 ・事前のモニター調査、広範な民間ソフトウェア事業者に開発環境を提供するための API の HP 上への公開等により、使い勝手の良い電子申請システムを構築する。	取組期間は令和 2 年 3 月まで	全府省

（※） 7 月 8 日時点において未公表。 7 月下旬頃公表見込み。

「行政手続コスト削減に向けて（改定版）」においては、別紙のとおり、「『行政手続コスト』削減のための基本計画（国税分野・再改定版）」（資料 9）の各種施策の概要が、総務省における「地方税」分野の取組と併せて記載される予定。また、平成 31 年 4 月の行政手続部会のヒアリングにおいて指摘を受けた、①e-Tax の認証手続として法人共通認証基盤の活用の検討や②地方税当局から国税当局への情報連携について、引き続き行政手続部会によるフォローアップが行われる旨記載される見込み。

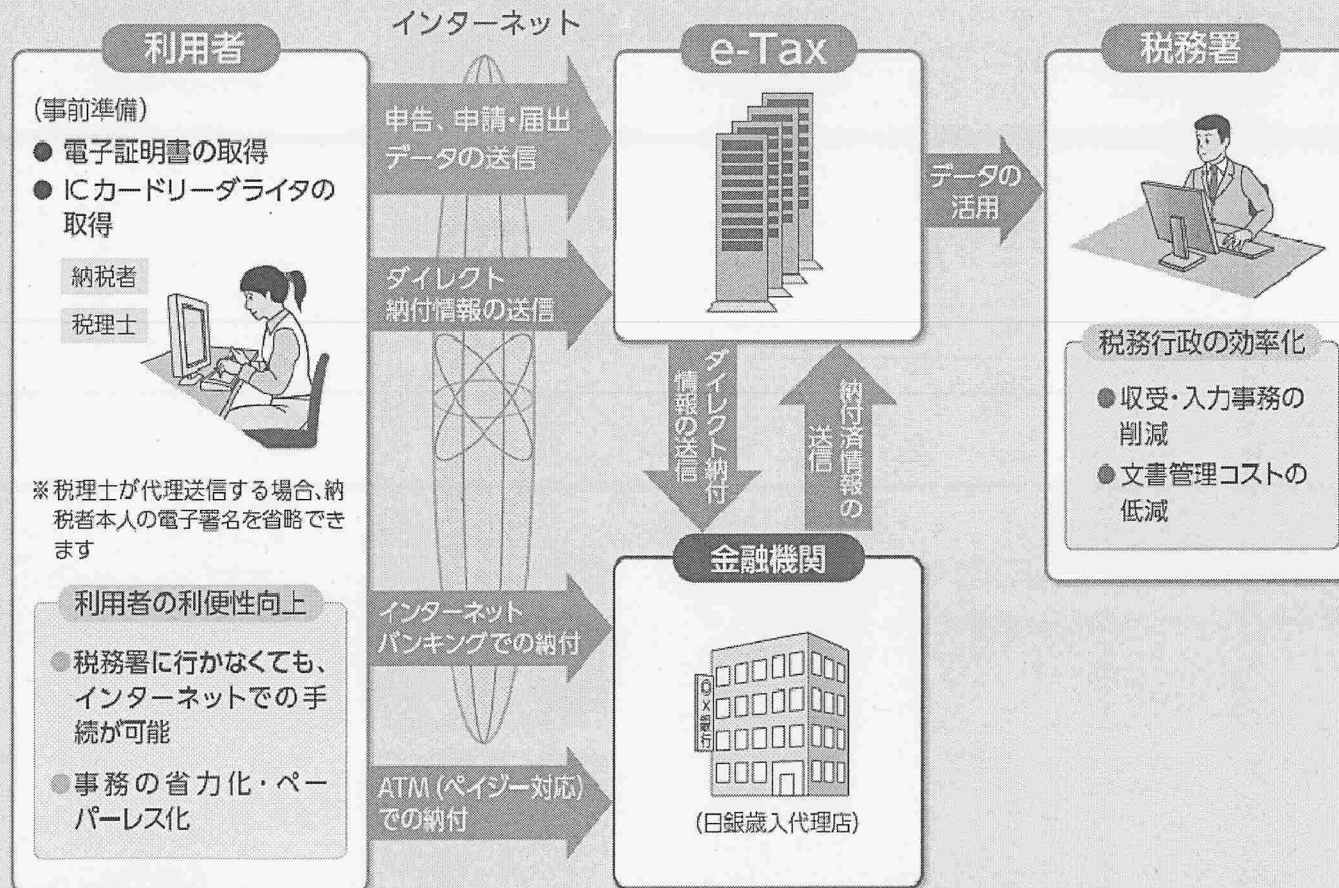
なお、「国税」分野については、行政手続コスト 20%削減の対象外となっており、大法人の電子申告利用率 100%など、別途の数値目標が設定されている。

国税・地方税

	取組事項	取組時期
国税・ 地方税	資本金の額等が1億円を超える法人等につき、国税（法人税・消費税等）及び地方税（法人住民税・法人事業税）の申告に関し、電子申告の利用率100%。 あわせて、提出情報等のスリム化、認証手続の簡便化等、申告データの円滑な電子提出のための環境整備。	令和2年（2020年）4月以後に開始する事業年度（課税期間）から ※環境整備策は令和2年（2020年）4月までに順次実施
国税・ 地方税	中小法人につき、電子申告の推進へ向けた取組（国税の電子申告利用率85%、地方税の電子申告利用率70%）。	
国税・ 地方税	①法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化、②法人税・地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除、③財務諸表の提出先の一元化。	①②：令和2年（2020年）3月 ③：令和2年（2020年）4月
国税	個人納税者につき、①マイナンバーカードに搭載された電子証明書を用いてe-Taxを利用する場合において、e-TaxのID・パスワードの入力を省略、②マイナンバーカード等の未取得者を念頭に、厳格な本人確認に基づき税務署長が通知したID・パスワードのみによるe-Taxの利用を可能とする。	平成31年（2019年）1月
地方税	法人住民税等に関し、全地方団体に対し、一度の手続で電子納税を行える仕組み（地方税共通納税システム）を導入。	令和元年（2019年）10月

e-Taxの概要

■ e-Taxの概要



【利用可能時間】

- 確定申告期間（平成30事務年度においては、平成31年1月4日（金）から平成31年3月15日（金）まで）
 - ・ 全日（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）は、24時間
- 通常期（確定申告期間以外）
 - ・ 月曜日から金曜日（休祝日を除く。）は、24時間
 - ・ 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日は、8：30から24：00
- ※ ただし、いずれも、12月29日から1月3日を含むメンテナンス期間を除く。

【お問い合わせ】

- よくある質問
 - e-Taxホームページにおいて、キーワードを入力することで、「よくある質問(Q & A)」内を検索することができます。
- ヘルプデスク
 - e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方に関する問い合わせに対して、電話で対応する専門窓口としてヘルプデスクを設置しています。

e-Taxに関するこれまでの計画の概要

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
計画	オンライン利用促進のための行動計画 (平成18年3月財務省決定)			オンライン利用拡大行動計画 (平成20年9月IT戦略本部決定)			業務プロセス改革計画 (平成24年5月財務省決定)		財務省改善取組計画 (平成26年9月財務省決定)			—	財務省デジタル・ガバメント中長期計画 (平成30年6月財務省決定)				
対象 手続	・所得税・法人税等申告手続 ・源泉所得税関係手続 ・申請・届出等手続 全48手続			・所得税、印紙税申告、納税証明書 交付請求等4手続 ・法人税申告等先行11手続 全15手続			・所得税申告、納税証明書交付請求等 3手続 ・法人税申告等12手続 全15手続		・所得税申告等2手続 ・法人税、印紙税、酒税申告等4手続 ・申請・届出等9手続 全15手続			—	・所得税申告 ・法人税申告 ・相続税申告 全3手続				
目標値	○ オンライン利用率 ①平成22年度までに50%以上 ②上記目標に向けた各年度の目標 値を設定			○ オンライン利用率 ①平成25年度までに65%以上 ②上記①のうち、先行11手続につ いては、平成23年度までに70%以上			○ オンライン利用率等 ① 所得税申告等3手続: 50% ② 法人税申告等12手続: 76% ③ ICT活用率(※): 65% ○ オンライン利用率等以外の目標値 ④e-Taxの利用満足度 ⑤確定申告書等作成コーナーの利用 満足度 ⑥オンライン申請の受付1件当たりの 費用 ⑦事務処理(削減)時間		○ オンライン利用率等 ① 所得税申告等2手続: 58% ② 法人税申告等4手続: 72% ③ 申請・届出等9手続: 62% ④ ICT活用率: 72% ○ オンライン利用率等以外の目標値 ⑤e-Taxの利用満足度 ⑥確定申告書等作成コーナーの利用 満足度 ⑦オンライン申請の受付1件当たりの 費用 ⑧事務処理(削減)時間			—	○ オンライン利用率 【令和元年度まで】 ① 所得税申告: 61% ② 法人税申告: 85% 【令和2年度まで】 ③ 相続税申告: 25% 【令和3年度まで】 ④ 石油ガス税申告及び揮発油税・ 地方揮発油税申告: 25%				
実績	○ 平成20年度のオンライン利用率 29.4%(8%) ※かっこ書きは目標値 (注)本計画は平成20年度で終了した ため、平成21年度以降の利用率につ いては未集計。			○ 平成23年度のオンライン利用率 先行11手続: 79.3%(70%) ※かっこ書きは目標値 (注)本計画は平成23年度で終了した ため、平成24年度以降の利用率につ いては未集計。			○ 平成25年度のオンライン利用率等 ① 所得税申告等3手続: 48.6%(50%) ② 法人税申告等12手続: 77.8%(76%) ③ ICT活用率: 68.8%(65%) ※かっこ書きは目標値		○ 平成28年度のオンライン利用率等 ① 所得税申告等2手続: 54.0%(58%) ② 法人税申告等4手続: 78.0%(72%) ③ 申請・届出等9手続: 64.3%(62%) ④ ICT活用率: 76.8%(72%) ※かっこ書きは目標値			—	平成30年度の利用率については、現 在集計中。				

※ 所得税申告及び消費税申告(個人)の総件数のうち、

① e-Tax利用件数

② 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成した申告書を印刷して書面により税務署に提出した件数
の合計件数が占める割合です。

2018 年 6 月 25 日
2019 年 6 月 25 日改定
財務省行政情報化推進委員会

財務省デジタル・ガバメント中長期計画

Ⅱ 利用者中心の行政サービス改革

(2) 横断的サービス改革

ア. 手続の制度等の見直し

本人確認に関連する財務省の手続きの見直しとして、具体的には以下の取組を実施する。

✓ e-Tax 認証手続の簡便化

個人納税者がマイナンバーカードに搭載された電子証明書を用いて e-Tax を利用する場合において、e-Tax の ID・パスワード (PW) の入力を不要とした。また、マイナンバーカード及び IC カードリーダライタの未取得者を念頭に、厳格な本人確認に基づき税務署長が通知した ID・PW のみによる e-Tax の利用を可能とした。(2019 年 1 月実施)

KPI: 所得税申告手続のオンライン利用率 (2019 年度: 61%)

ウ. オンライン化の徹底

① 手続きオンライン化検討

具体的には、以下の手続について、オンライン化を進める。

✓ 石油ガス税・揮発油税及び地方揮発油税の電子申告対応

石油ガス税・揮発油税及び地方揮発油税の申告について、提出方法の多様化による納税者利便の向上及び行政事務の効率化を図るため、e-Tax による提出を可能とする (2020 年 6 月実施予定)。

KPI: 石油ガス税・揮発油税及び地方揮発油税の申告手続のオンライン利用率 (2021 年度: 25%)

②オンライン実施中の手続の利便性向上

具体的には、以下の手続について、オンラインの利便性向上等を進めている。

✓ 確定申告のスマートフォン対応

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」において、利用者数の多い一般的な給与所得者の医療費控除やふるさと納税等による還付申告を対象にスマートフォン専用画面を開発し、スマートフォンで申告書の作成から電子提出までの手続が完結する仕組みを導入した。(2019年1月実施)。

KPI: 所得税申告手続のオンライン利用率 (2019年度: 61%)

✓ 法人の申告手続の電子化促進

法人が法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進める観点から、提出情報等のスリム化、データ形式の柔軟化、提出方法の拡充、提出先の一元化(ワンスオンリー化)、認証手続の簡便化等の見直しを行う。(2020年4月までの間に順次実施)

併せて、大法人(資本金の額等が1億円を超える内国法人等)について、法人税等の電子申告を義務化する。(2020年4月以後に開始する事業年度(課税期間)から適用)

KPI: 法人税申告手続のオンライン利用率 (2019年度: 85%)

(3) 個別サービス改革(デジタル・ガバメント実行計画に掲げる個別施策)

✓ 相続税申告の電子申告対応

相続税の申告について、提出方法の多様化による納税者利便の向上及び行政事務の効率化を図るため、e-Taxによる提出を可能とする(2019年10月実施予定)。

その後、相続税の申告書のe-Tax受付状況や申告義務者等のニーズ等を踏まえ、対象となる帳票の拡大、添付書類の提出方法の拡充などを段階的に検討していく。

KPI: 相続税申告手続のオンライン利用率 (2020年度: 25%)

○ オンライン(e-Tax)利用率

区分		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前年対比
			%	%	%	%	ポイント
主要手続	所得税申告①		52.1	53.5	54.5	集計中	
	消費税申告(個人)②		58.8	63.2	66.1		
	公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告2手続(①～②の計)③		52.5	54.0	55.1		
	法人税申告④		75.4	79.3	80.0		
	消費税申告(法人)⑤		73.4	77.3	81.6		
	酒税申告⑥		91.1	82.0	81.2		
	印紙税申告⑦		62.3	60.5	59.2		
	上記以外の国税申告4手続(④～⑦の計)⑧		74.3	78.0	80.0		
	給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑨		54.9	57.9	59.5		
	利子等の支払調書⑩		29.7	27.4	23.1		
	納税証明書(交付請求)⑪		8.0	9.9	10.8		
	電子申告・納税等開始(変更等)届出書⑫		99.4	99.3	99.4		
	申請・届出等9手続(⑨～⑫の計)⑬		61.7	64.3	77.4		

(注) 1 「法人税申告④」及び「消費税申告(法人)⑤」のオンライン利用率については、分母となる年間申請等件数の確定時期の便宜上、前年度の年間申請等件数により利用率を算出しています。

2 「給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑨」とは、「給与所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「退職所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(及び同合計表)」、「不動産の使用料等の支払調書(及び同合計表)」、「不動産等の譲受けの対価の支払調書(及び同合計表)」及び「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書(及び同合計表)」の6調書をいいます。

○ e-Tax の普及・定着に向けた主な取組

認証の簡便化

- ・個人納税者について、認証手続の簡便化として、マイナンバーカードを利用することで e-Tax の ID・パスワードの入力が不要となる「マイナンバーカード方式」と税務署の職員との対面による本人確認を行った際に交付された ID・パスワードのみで e-Tax が利用できる「ID・パスワード方式」を導入（平成 31 年 1 月～）
- ・法人納税者について、代表者の電子署名に代えて、電子委任状を添付することにより、委任を受けた当該法人の役員・社員の電子署名により e-Tax の利用を可能（平成 30 年 4 月～）

添付書類

- ・e-Tax による所得税申告において、医療費の領収書や生命保険料控除証明書等の記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の添付を省略（平成 20 年 1 月～）
- ・別途書面による提出が必要であった出資関係図や住宅借入金等の残高証明書の添付書類などの添付書類について、イメージデータによる提出が可能【法人税法等による添付書類（平成 28 年 4 月～）】【所得税法等による添付書類（平成 29 年 1 月～）】

電子署名

税理士が納税者の依頼を受けて税務書類を作成し、e-Tax で申告等を行う場合の納税者本人の電子署名の省略（平成 19 年 1 月～）

インセンティブ措置

- ・自宅等からの e-Tax 還付申告について、処理期間を通常の 6 週間程度から 3 週間程度に短縮（平成 18 年 11 月～）
- ・個人の自宅等からの e-Tax 還付申告のうち、1 月・2 月申告分については、2～3 週間程度で処理（平成 26 年 1 月～）

利用可能時間

- ・所得税確定申告時期について、e-Tax の 24 時間受付（平成 19 年 2 月～）及び日曜日のヘルプデスクの受付を実施（平成 22 年 2 月～）
- ・所得税確定申告時期以外について、月曜日から金曜日は 24 時間、毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日は 8 時 30 分から 24 時まで受付（平成 31 年 1 月～）

システム改善等

- ・e-Tax ホームページ及び納付手続等について、タブレット端末等のスマートデバイスに対応（平成 26 年 6 月～）
- ・国税庁ホームページの所得税確定申告書を作成するシステムのスマートフォン専用画面を導入（平成 31 年 1 月～）

マイナポータルと e-Tax との認証連携

マイナポータルと e-Tax との認証連携を開始し、メッセージボックスの閲覧などの一部機能の利用開始（平成 29 年 1 月～）

e-Tax利用の簡便化（出典：国税庁レポート2018）

1 認証手の簡便化

(1) 個人納税者のe-Tax利用の認証手の簡便化【平成31(2019)年1月実施予定】

イ マイナンバーカードによるe-Tax利用(マイナンバーカード方式)

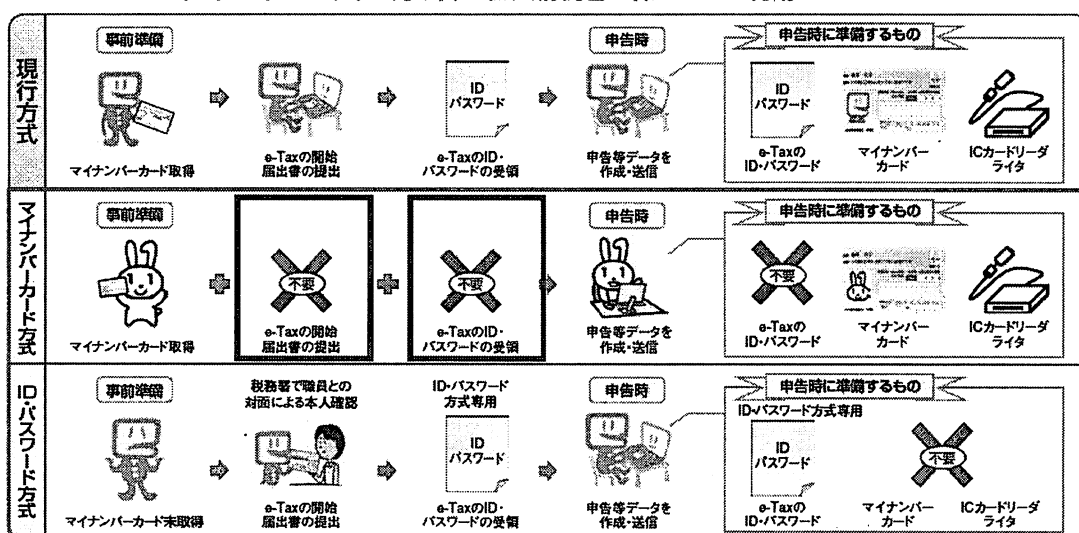
マイナンバーカードを用いてマイナポータル¹経由又はe-Taxホームページなどからe-Taxへログインするだけで、より簡単にe-Taxの利用を開始し、申告等データの作成・送信ができるようになります。

ロ ID及びパスワードによるe-Tax利用(ID・パスワード方式)

マイナンバーカード及びICカードリーダライタをお持ちでない方については、税務署で職員との対面による本人確認に基づいて税務署長が通知したe-Tax用のID・パスワードのみで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxによる送信ができるようになります。

1 マイナポータルとは、マイナンバー制度の導入に合わせて新たに構築された国民一人ひとりがアクセスできるポータルサイトのことです。

～平成31(2019)年1月以降の個人納税者に係るe-Tax利用のイメージ～



※ 上記に併せて利用者の多い給与所得者(年末調整済み)の医療費控除やふるさと納税による還付申告について、スマートフォン等による申告を可能とする予定です。

(2) 法人納税者のe-Tax利用の電子認証の簡便化【平成30(2018)年4月実施】

イ 法人税申告等における自署押印制度の見直し

法人税申告等における代表者及び経理責任者の自署押印制度が廃止され、法人納税者がe-Taxを利用して申告手続を行う際、当該法人納税者の経理責任者の電子署名及び電子証明書の送信が不要となりました。

ロ e-Taxにおける法人の認証方式の簡素化

法人納税者がe-Taxを利用して申告手続を行う際、当該法人納税者の代表者から委任を受けた者(当該法人納税者の役員及び職員に限ります。)の電子署名及び電子証明書を送信する場合には、代表者の電子署名等の送信が不要となりました。

《国税庁HP「『税務行政の将来像』に関する最近の取組状況（平成30年6月）」から抜粋》

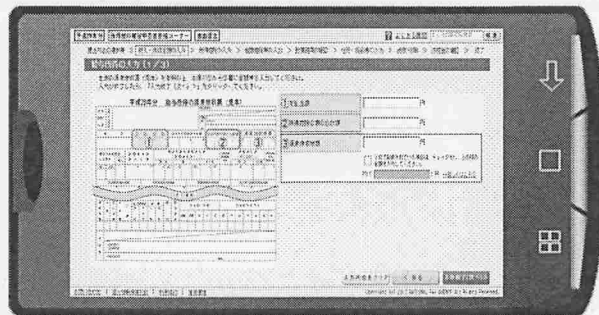
I 納税者の利便性の向上（スムーズ・スピーディ）

申告手続のデジタル化の推進（個人の皆様向け）

【取組例①】スマートフォン・タブレットによる電子申告

利用者の多い一般的な給与所得者の医療費控除又はふるさと納税等による還付申告を対象としたスマートフォン・タブレット専用画面を開発し、電子申告の普及を進めます。

現行の源泉徴収票入力画面



スマホ専用画面



申告データの円滑な電子提出のための主な環境整備施策

施策名	No.	概要	施行予定(利用開始)
提出情報等のスリム化	①	イメージデータ(PDF形式)で送信された添付書類の紙原本の保存不要化	平成30年4月以後の申請等(実施済)
	②	土地収用証明書等の添付省略(保存義務への転換)【書面申告も同様】	平成30年4月以後 終了事業年度の申告(実施済)
	③	勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化【書面申告も同様】	平成31年4月以後 終了事業年度の申告(実施済)
データ形式の柔軟化	④	法人税申告書別表(明細記載を要する部分)のデータ形式の柔軟化(CSV形式)	令和元年5月以後の申告(実施済)
	⑤	勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化(CSV形式)	令和元年5月以後の申告(実施済)
	⑥	財務諸表のデータ形式の柔軟化(CSV形式)	令和2年4月以後の申告
提出方法の拡充	⑦	e-Taxの送信容量の拡大	平成31年1月以後の申告(実施済)
	⑧	添付書類の提出方法の拡充(光ディスク等による提出)	令和2年4月以後の申告
提出先の ワンスオンリー化	⑨	連結納税の承認申請関係書類の提出先の一元化【書面申告も同様】	平成31年4月以後の 加入・離脱等(実施済)
	⑩	連結法人に係る個別帰属額等の届出書の提出先の一元化	令和2年4月以後 終了事業年度の申告
	⑪	法人事業税の申告における財務諸表の提出を不要	令和2年4月以後の申告
認証手続 の簡便化	⑫	委任を受けた役員又は社員の電子署名による電子申告を可能	平成30年4月以後の申請等(実施済)
	⑬	法人税申告における自署押印規定の見直し【書面申告も同様】	平成30年4月以後 終了事業年度の申告(実施済)
その他	⑭	e-Tax受付時間の更なる拡大	平成31年1月以後の申告(実施済)
	⑮	法人番号の入力による法人名称等の自動反映	令和元年5月以後の申告(実施済)
	⑯	法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除	令和2年3月以後の申告

税制改正に向けた対応

1 概要

毎年度の税制改正に向けて、国税庁は、各国税局（所）等の第一線における意見を踏まえ、税務行政の簡素・効率化、申告水準の維持・向上など、適正・公平な税務執行を円滑に行うために必要と考えられる税制上の措置（執行要望）を税制改正意見として取りまとめ、8月末を目途に主税局へ申し入れを行っている。

2 これまでの申入れの実績

税制改正意見の申入れに当たっては、「重要度及び緊急度の観点」や「実現可能性の観点」から選定の上、主税局へ申し入れているところ、近年の申入れ件数等は以下のとおり。

【税制改正意見の申入れ件数と改正件数、改正割合の推移】

改正年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
申入れ件数	31 件	30 件	31 件	31 件	35 件
改正件数	16 件	9 件	19 件	15 件	12 件
改正割合	51.6%	30.0%	61.3%	48.4%	34.3%

3 令和2年度税制改正に向けて

(1) 政府税制調査会への対応等

平成 28 年秋の政府税制調査会（以下、「政府税調」という。）において、近年、I C T化や金融技術を活用した多様な商品やサービスの市場への登場、マイナンバーの導入等の新たな制度インフラの整備等、納税実務や行政を巡る環境が変化する中、「納税者利便の向上」や「税務行政の効率化」を図ると同時に、「適正・公平な課税」を確保すべきとの問題意識の下、「納税実務等を巡る近年の環境変化への対応」について、議論が開始された。

平成 29 年 11 月に、個人所得課税の見直しとともに、「税務手続の電子化に向けた取組」、「経済取引の多様化等に伴う納税環境の整備に向けた対応」等の推進を

柱とする政府税調の中間報告が取りまとめられ、平成 30 年度以降の税制改正において、以下の各種施策が措置された。

① 平成 30 年度税制改正で措置された主な施策

- ・ 大法人による電子申告の義務化
- ・ 電子化促進のための環境整備
- ・ 年末調整手続の電子化

② 平成 31 年度税制改正で措置された主な施策

- ・ 住民票の写しの添付不要化
- ・ 電子帳簿保存及びスキャナ保存制度の申告手続の簡素化
- ・ 情報照会手続の整備

平成 31 年 4 月の政府税調においては、税務手続の電子化やコンプライアンスの自主的な向上に関する国税庁のこれまでの取組及び今後の取組の方向性について説明を行ったところである。

今後も政府税調の動向を注視し、主税局と適時・適切に連携を図りながら、政府税調の議論に的確に対応していくこととする。

(2) 令和 2 年度税制改正意見の申入れについて

令和 2 年度税制改正に向けては、8 月末の主税局への申入れに向けて、現在、庁内各課（室）において、税制改正意見項目を検討しているところであり、早期の対応を要すると見込まれる項目については、あらかじめ主税局との間で必要な情報共有・協議を行い、問題点等を整理した上で、積極的に盛り込むこととしている。

社会保障・税番号制度

1 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入による国税分野への影響

(1) マイナンバー制度の導入に係る周知・広報

マイナンバー制度については、平成27年10月から個人番号（マイナンバー）及び法人番号の通知が開始され、平成28年1月から申告書等の税務関係書類に番号が記載されて提出されるなど、国税分野においても番号の利用が開始された。（資料1、2）

国税庁においては、これまでマイナンバー制度に対する納税者の認知度・理解度が向上するよう、関係民間団体等のニーズや理解度に応じた説明会を開催するとともに、税務署が実施している既存の各種説明会や税を考える週間を通じた周知・広報を実施するなど、番号制度の効果的な周知・広報に取り組んできたところである。（資料3）

(2) 本人確認

本人からマイナンバーの提供を受ける場合には、番号法上、なりすましを防止する観点から、厳格な本人確認が求められており、①番号確認（マイナンバーが正しい番号であることの確認）、②身元確認（マイナンバーの提供者が本人であることの確認）を行う必要がある。

国税庁においては、税務関係書類へのマイナンバーの記載が税法上義務付けられていることから、マイナンバーの提供を受ける際には本人確認を行う必要がある。

なお、本人確認に必要な書類の詳細については、番号法施行規則において規定されているところ、一部、個人番号利用事務実施者（国税の場合は国税庁長官）に委任されていることから、国税関係手続に係る本人確認に必要な書類について、国税庁告示において定めているところである。

2 マイナンバー制度の定着に向けた取組

(1) マイナンバー制度の一層の普及・定着に向けた周知・広報に係る取組

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための重要な社会基盤であることから、制度の一層の普及・定着に

向けて、番号記載の必要性やマイナンバー提供時の本人確認書類の提示等について、引き続き、関係民間団体等との連携・協調を図りつつ、署の窓口や各種説明会等を通じて、積極的に周知・広報を実施するとともに、番号不記載者に対する適切な指導を行うこととしている。

(2) マイナンバーカードの普及に向けた取組

マイナンバーカードの普及に向けた取組については、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）（資料4）などにおいて示されたところである。

国税庁においては、これまでも、地方公共団体からの協力要請に基づき、確定申告会場に「マイナンバーカード申請コーナー」を設置するなど、マイナンバーカードの普及に向けて積極的に取り組んできたところ、今後は、これらの政府決定方針を踏まえた上で、マイナンバーカードの普及に向けた取組を実施していくこととしている。

3 マイナンバーの利活用に向けた取組

(1) これまでに実現した利活用施策

国税庁におけるマイナンバー制度の導入を契機とした納税者の利便性向上策として、これまで以下の施策を実施してきたところ。

- イ 住宅ローン控除等の申告手続において住民票の添付を省略【平成28年分～】
- ロ マイナポータルにログインすれば、e-Tax用のID・パスワードを入力することなく、e-Taxのメッセージボックスの閲覧等を可能とする「マイナポータルとe-Taxとの認証連携」を実施【平成29年1月～】
- ハ e-Taxのメッセージボックスに格納された申告等に係る情報等を、マイナポータルの「お知らせ機能」に通知し、閲覧を可能【平成31年1月～】

(2) 今後の取組

国税庁では、マイナンバー制度を活用した更なる納税者利便向上や行政事務の効率化の実現に向けて、今後、以下の施策を実施することとしている。

- イ これまで書面により案内していた個人向け説明会の開催案内等について、マイナポータルの「お知らせ機能」へ通知【令和元年9月～】
- ロ 年末調整・確定申告手続に必要となる生命保険料控除証明書などの情報について、マイナポータルを通じて一括入手し、控除証明書や確定申告書へ自動入力できる仕組みを構築【令和2年10月より運用を開始し、順次入力情報を拡大予定】（資料5）

4 法人番号の付番機関としての取組等

(1) 法人番号の指定・通知・公表

国税庁は、番号法に基づき、法人番号の付番機関として、法人番号の指定・通知・公表に関する業務を実施している。（資料6）

法人番号の指定対象は、①国の機関や地方公共団体、②設立登記法人（株式会社、

有限会社、合同会社等)、③設立登記法人以外の法人又は人格のない社団等のうち、給与支払事務所等の開設届出書等を提出することとされている団体などに大別される。指定件数(約 482 万件:令和元年 5 月末現在)の大宗(約 98%)は設立登記法人であり法務省から日次で提供される登記情報に基づいて番号の指定が行われる。

また、公表は、インターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」(以下「公表サイト」という。)に、商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号(基本 3 情報)を掲載する方法により行われる。公表サイトを法人情報のデータベースとして利用する者がデータを自動更新できるよう、公表サイトは Web-API 機能も備えている。

(注 1) 人格のない社団等については、「法人番号等の公表同意書」の提出があった場合のみ公表する。(番号法 39④)

(注 2) Web-API とは、利用者が構築しているシステムからインターネットを経由して、簡単なリクエストを送信することで、指定した条件に合致する情報を取得するためのシステム間連携インタフェースのことをいう。

(2) 法人番号の利活用促進のための取組

法人番号は、マイナンバーと異なり、官民における自由な利用を前提としており、行政手続等において、法人情報を紐付けるキーとして利用されることが期待されており、次のような取組が進められている。(資料 7)

- ・ 行政機関が保有する法人情報の公表に当たっての法人番号併記
- ・ 法人番号をキーとして許認可・補助金情報等の横断的な検索が可能なデータベース(法人インフォメーション)の Web サイトからの提供等
- ・ 税関が輸出入時の通関に使用している NACCS(通関情報処理システム)に、輸出入申告書等における輸出入者符号の欄に記載するコードを、法人については、法人番号に切替

(注 1) 経済産業省は、平成 31 年 2 月から、法人番号を活用し、一つの ID、パスワードで複数の行政サービスにアクセスでき、ワンスオンリーが可能となる「法人共通認証基盤」の運用を開始している。今後は、令和元年度中には省内手続、令和 2 年度中には他省庁手続も含め、法人共通認証基盤による電子手続の利用が開始される予定。

(注 2) 金融庁の EDINET(金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム)や民間の信用調査機関のデータ基盤等において、法人番号を利用した法人情報の検索が可能となっている。

こうした中で、国税庁としては、関係民間団体等を通じてリーフレットを活用して法人番号の利活用を呼びかける(資料 8)とともに、政府全体の方針に沿って以下のような利便性向上策に取り組んでいる。

平成 27 年 10 月	法人番号を国際商取引でも企業コードとして利用できるよう、国連及び国際標準化機構(ISO)に国税庁を発番機関として登録。
平成 29 年 4 月～	希望する法人からの申込みに基づき、名称及び所在地の英語表記の公表が可能となるよう、英語版 web ページを開設。

平成 30 年 4 月～	役員の変更等、登記申請の際にフリガナが記載された場合において、当該フリガナを公表サイトで公表。
令和元年 5 月～	法人番号を入力することにより、法人名・本店所在地情報を自動反映する機能を e-Tax ソフトに実装。

(3) 消費税の適格請求書等保存方式における登録番号での利用

令和 5 年 10 月に導入されるいわゆるインボイス制度において、適格請求書発行事業者に付される「登録番号」が、法人番号を保有する課税事業者については、登録番号を「T+法人番号」とすることとされている。

(注) 法人番号を保有しない課税事業者（個人事業者等）の登録番号は、「T+（法人番号と重複しないよう新たに生成される）13 桁」。

5 個人事業主番号

(1) 背景事情等

番号制度の導入前後から、①法人番号を、取引先管理等の企業コードとして利用するに当たって、個人事業主に番号がなければ一元的に管理できないとの観点や、②法人番号は、オープンデータから事業者の情報を収集するキーとなるが、付番されない個人事業主は外部から情報収集されにくいとの観点から、法人番号を保有する法人と保有しない個人事業者の間で競争上の不公平が存在するとして、個人事業者にも法人番号と同様に利用制限が少ない「個人事業者番号」を付与すべきとの声が根強くある。

また、日税連の税制改正に関する建議書や、経団連の提言等にも「個人事業主への付番」について記載があるところ。（資料 9）

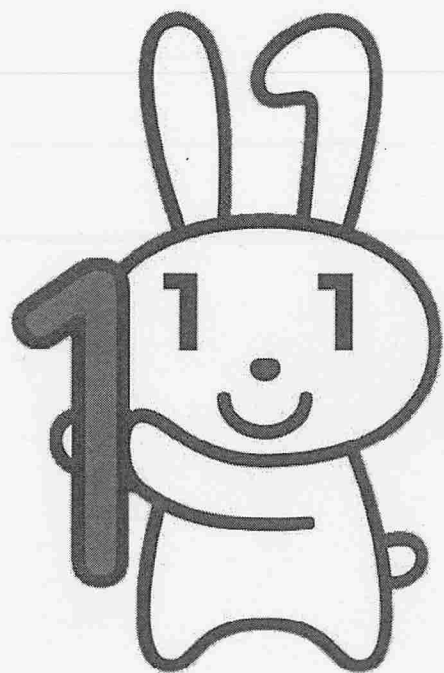
(2) 政府の方針等

個人事業主番号については、「デジタル・ガバメント実行計画」（平成 30 年 7 月 デジタル・ガバメント閣僚会議決定）において、経済産業省を中心に、具体的なニーズの洗い出しを行い、法人番号の利用状況等を踏まえ、要否も含めて検討を行うこととされている。（資料 10）

(注) 経済産業省において開発、運用されている「法人共通認証基盤」では個人事業主にも利用者 ID を付与することについて検討が進められている。

マイナンバー

社会保障・税番号制度



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

概要資料

平成30年 8月

内閣官房 番号制度推進室

内閣府 大臣官房 番号制度担当室

マイナンバー制度は、
行政を効率化し、国民の利便性を高め、
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

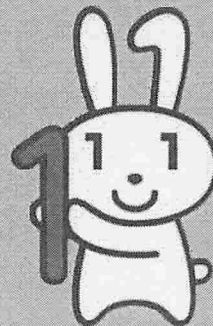
公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

マイナンバー制度の意義について

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報が同一人の情報であることを確認するための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

I

納税者番号 (納税改革)

- ・ 税務当局が取得する所得や納税の情報をマイナンバーで名寄せし、所得把握の精度を向上。

社会保障番号 (給付改革)

- ・ マイナンバーを活用し、年金・福祉・医療等の社会保障給付について、真に支援を必要としている者に対し迅速かつ適切に提供。

公平公正な
負担と給付

II

情報連携 (バックオフィス改革)

(平成29年7月～
試行運用開始
／11月～
本格運用開始)

- ・ 国の行政機関や地方公共団体がそれぞれで管理している様々な同一人の情報をオンラインで紐付けし、相互に活用。
 - ・ 行政手続を行う際の添付書類の削減(ペーパーレス)、複数行政機関にわたる手続きのワンストップ化を実現。
- (例)
- 介護保険の保険料の減免申請で住民票の写し、課税証明書等の添付を省略
 - 里親の認定の申請で住民票の写し、課税証明書の添付を省略

より効率的な
住民サービス

III

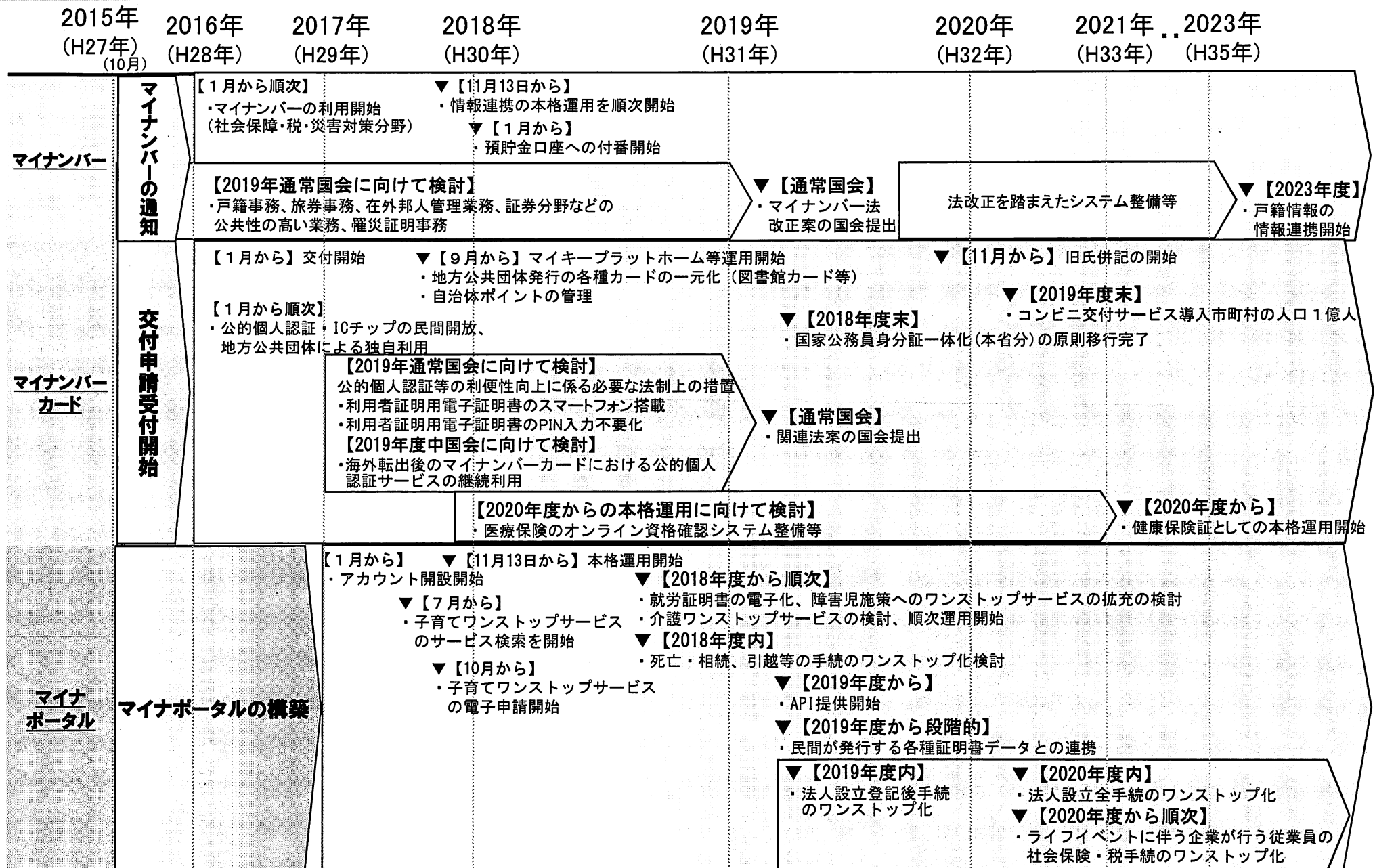
マイナポータル

政府が運営するオンラインサービス。国民一人一人に用意されたポータルサイトで、行政機関への各種申請や行政機関からのお知らせ(プッシュ型)サービスが可能。(平成29年7月～試行運用開始／11月～本格運用開始)

※ I～IIIを支える共通のツールが「マイナンバーカード」

マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)

H30.7月現在



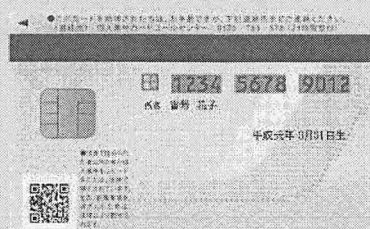
※本ロードマップは「経済財政運営と改革の基本方針2018」、「未来投資戦略2018」、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」等を元に内閣官房において作成。



マイナンバー取得の際の本人確認では、
番号確認と身元(実存)確認を行います。

番号確認

身元(実存)確認



マイナンバーカード



通知
カード

or

住民票の写し
(マイナンバー付き)

等

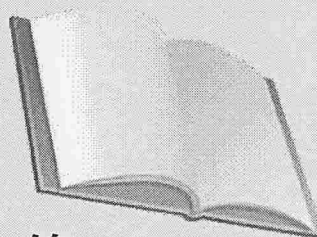
運転
免許証

or

パス
ポート

等

※上記が困難な場合は、
過去に本人確認の上で作
成したファイルの確認



等

※上記が困難な場合は、
健康保険の被保険者証と年金手帳など
の2以上の書類の提示

※雇用関係にあるなど、人違いでないこと
が明らかと個人番号利用事務実施者が
認めるときは、身元(実存)確認書類は
要しない

等

マイナポータルのメインメニュー

マイナポータルにログインすることで、平成29年7月以降様々なサービスが利用可能となっています。

A 情報提供等記録表示 (やりとり履歴)

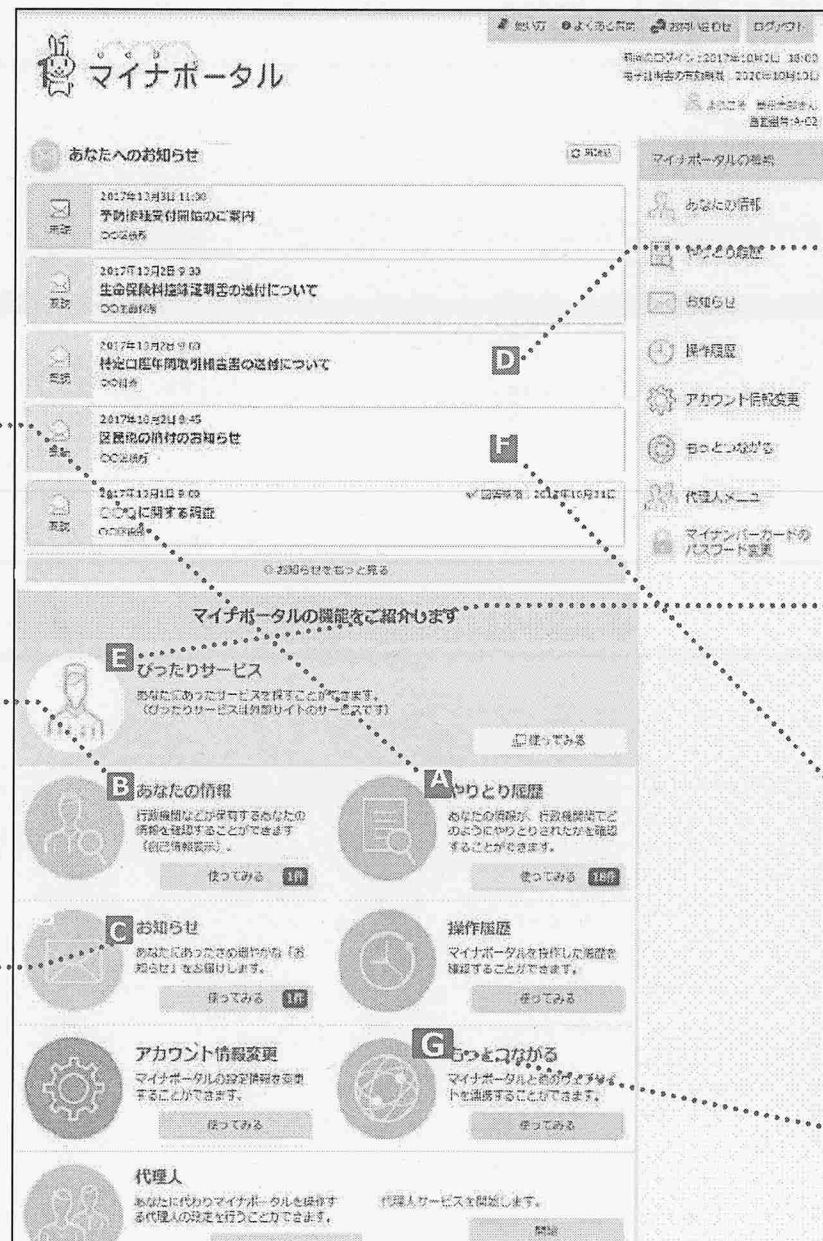
あなたの個人情報を、行政機関同士がやりとりした履歴を確認することができます。

B 自己情報表示 (あなたの情報)

行政機関等が保有するあなたの個人情報を検索して確認することができます。

C お知らせ

行政機関等から配信されるお知らせを受信することができます。



D 民間送達サービスとの連携

行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができます。

E サービス検索・電子申請機能 (ぴったリサービス)

子育てに関するサービスの検索やオンライン申請（子育てワンストップサービス）ができます。

F 公金決済サービス

マイナポータルのお知らせからネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードでの公金決済が可能となります。

G もっとつながる (外部サイト連携)

外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能となります。

マイナンバー制度における「情報連携」

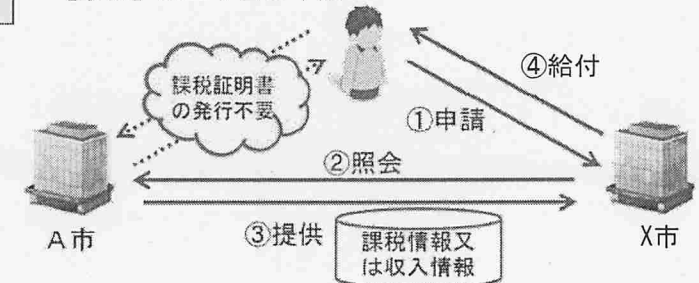
マイナンバー制度における「情報連携」とは、各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類（住民票の写し、課税証明書等）を省略可能とする等のため、マイナンバー法に基づき、異なる行政機関等の間で専用のネットワークシステムを用いた個人情報やり取りを行うことです。

地方税関係情報（住民税の課税情報又はその算定の基礎となる収入情報）

⇒社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、所得要件の審査に利用。
⇒住民が申請する際、課税証明書等の証明書類が不要に！

- 児童手当法による児童手当の支給に関する事務
- 介護保険料の減免の申請に関する事務 等

【事例】児童手当の申請

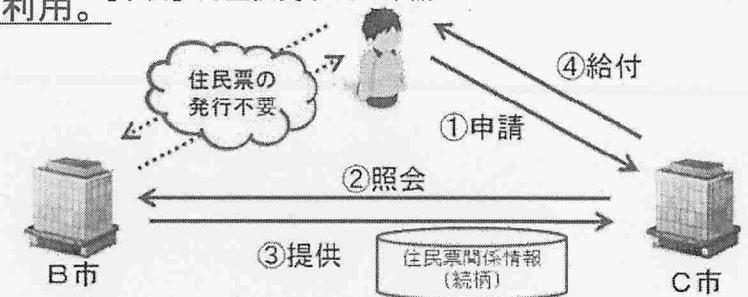


住民票関係情報（続柄など住民票に記載される基本4情報（住所、氏名、生年月日、性別）以外の情報）

⇒社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、世帯が同一であるかの審査に利用。
⇒住民が申請する際、住民票の写しが不要に！

- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 健康保険法による保険給付の支給に関する事務 等

【事例】児童扶養手当の申請



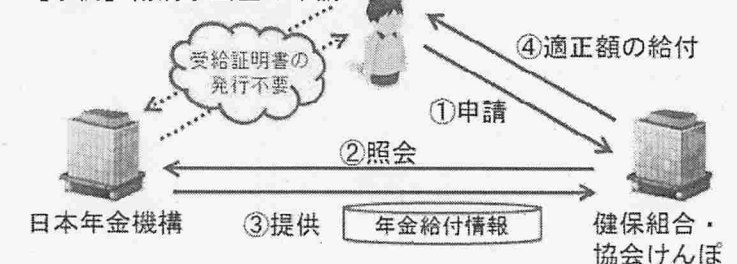
他の社会保障給付に関する情報

⇒社会保障給付の申請があった際、審査・併給調整に利用。
⇒住民が申請する際、年金の受給証明書等の提出が不要に！

※日本年金機構は、情報連携の実施に向けた準備を進めており、現時点では開始されていない。

- 健康保険法による保険給付の支給に関する事務
- 労災保険法による保険給付の支給に関する事務 等

【事例】傷病手当金の申請



番号制度の経緯

平成 25 年 5 月 31 日	番号法及び関係法律整備法の公布
平成 26 年 1 月	特定個人情報保護委員会設置
平成 26 年 5 月 14 日	番号法等の施行に伴う財務省関係政令の改正
平成 26 年 7 月 9 日	国税関係省令の改正
平成 27 年 10 月 2 日	所得税法施行規則等の改正 ※個人情報の漏えい又は滅失等の防止のためのコスト増や、郵便事故等による情報流出のリスクへの配慮のため、給与などの支払を受ける方に交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載を不要とした。
平成 27 年 10 月 5 日～	個人番号、法人番号の通知
平成 28 年 1 月 1 日	社会保障、税、災害対策分野で順次利用開始 マイナンバーカードの交付手続開始 個人情報保護委員会設置（特定個人情報保護委員会を改組）
平成 28 年 4 月	個人番号記載の対象書類の見直し（平成 28 年税改） ※納税者の個人番号記載に係る本人確認手続や個人番号記載書類の管理負担に配慮するため見直しが行われたもので、所得税法等の個別法令等の改正が行われた。なお、国税通則法施行規則第 15 条第 1 項では個人番号の記載を要しない書類の指定について、国税庁告示に委任していることから、国税庁告示を定めた。
平成 29 年 1 月～	税務関係書類への番号記載の本格化 マイナポータルアカウント開設開始 マイナポータルと e-Tax の認証連携開始 ※e-Tax のメッセージボックスの閲覧や源泉所得税に関する手続きなどの一部の手続を利用可能とした。
平成 29 年 11 月 13 日	情報連携とともに、マイナポータル本格運用開始

- 平成 29 年 12 月 8 日 **番号法施行規則の改正**
※過去に開業届出書などを提出し、番号法上の本人確認が行われている者は、番号確認書類の提示や郵送提出時の写しの添付の省略が可能とされた。
- 平成 30 年 1 月～ **預貯金口座への付番開始**
- 平成 31 年 1 月～ **マイナンバーカードを用いた e-Tax 利用の簡便化**

マイナポータルと確定申告書等作成コーナーの認証連携開始

マイナポータルの「お知らせ」への通知開始
※e-Tax のメッセージボックスに格納している情報を通知
- 令和元年 5 月 31 日 **デジタル手続法の公布**
※公布の日から 1 年以内で政令で定める日以降、「通知カード」と記載事項変更等の手続が廃止。
- 令和元年 9 月～【予定】 **マイナポータルの「お知らせ」への通知拡大**
※個人事業者向けの「各種説明会の案内」や「法定調書の提出期限のお知らせ」を通知
- 令和 2 年 4 月 1 日【予定】 **国税通則法の改正**
※証券保管振替機構は、税務当局からの照会に効率的に対応できるよう、証券口座情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理することとされた。
- 令和 2 年 10 月～【予定】 **マイナポータルを活用した申告手続等の簡便化について
順次開始**
※年末調整や確定申告のマイナポータル連携

国税庁におけるマイナンバー制度に関する周知・広報

- ① 国税庁HPに「マイナンバー制度の特設サイト」を開設、税務分野におけるFAQ等を掲載
- ② 関係民間団体等に対するマイナンバー制度の周知
- ③ マイナンバー制度の周知に関するリーフレットを作成
- ④ 国税庁の取組や税務手続を番組形式で紹介するインターネット番組（Web-Tax-TV）において、マイナンバー制度の概要等について紹介
- ⑤ 税務署の窓口「番号（マイナンバー）制度相談コーナー」を設置
- ⑥ 確定申告期に向けた周知・広報策
 - ・ 確定申告の手引きなどにマイナンバー制度に関するお知らせを掲載
 - ・ e-Taxメッセージボックスに、マイナンバーの記載等に関するメッセージを格納
 - ・ 確定申告のお知らせはがきに、マイナンバーの記載等に関するお知らせを掲載
 - ・ 申告相談会場にマイナンバーの記載等に関する周知用ポスターを掲示
 - ・ 内閣府大臣官房番号制度担当室と連携して、新聞の記事下に広告（中小企業者向け広報）を掲載
 - ・ 政府広報として、①ヤフーのバナー広告、②新聞突き出し広告、③政府広報ラジオ番組を実施

マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針

令和元年6月4日
デジタル・ガバメント閣僚会議

I 基本的考え方

国民にマイナンバー制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図るとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る。

このため、令和2年度に実施するマイナンバーカードを活用した自治体プレミアムポイントによる消費活性化策について、利便性が高く、将来のポイント利用の拡張性も担保したシステム基盤を目指し、マイナンバーカードの普及につなげる。

令和3年3月からは、マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを本格運用する。その際、全国の医療機関等が円滑に対応できるよう、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備を十分に支援する。さらに、国家公務員や地方公務員等によるマイナンバーカードの率先した取得を促すとともに、各保険者による取得促進策の速やかな具体化を推進する。

これらの施策が円滑に実施されるよう、マイナンバーカードの普及を強力に推進する必要がある。市区町村毎のマイナンバーカードの交付円滑化計画の策定の推進と定期的なフォローアップを行うとともに、必要な支援を行う。また、国が自らマイナンバーカードの利便性の向上や安全性の理解促進に向けた積極的な広報をあらゆる媒体を通じて継続的に展開する。

さらに、マイナンバーカードやマイナポータルを活用した①デジタル・ハローワーク・サービスの推進による教育訓練給付金の電子申請の推進、各種申請書類等の簡素化、②デジタル・キャンパスの推進による大学におけるデジタル化の推進、マイナンバーカードの教員免許管理等への活用、③納税手続のデジタル化（年末調整・確定申告手続に必要となるデータの一括取得、各種申告書への入力・添付の自動化等）の推進、④建設キャリアアップシステムとの連携等の施策を順次実現し、マイナンバーカードの利便性の向上と活用シーンの拡大を推進する。

各府省は、本方針を踏まえ、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進を強力に推進するとともに、各業所管官庁から関係業界団体等に対してマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけ、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す。

Ⅱ マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

1. 自治体プレミアムポイントの活用

(1) 制度設計等

マイナンバーカードを活用した自治体プレミアムポイントによる消費活性化策について、自治体プレミアムポイント実施のためのマイキープラットフォーム等の改修、地方公共団体や利用店舗の参加促進による利用環境の整備、利用者への効果的な広報、マイナンバーカードの取得の平準化等の観点を踏まえ、自治体プレミアムポイントの基本的な制度設計（ポイント利用のための準備・購入条件等、購入対象者、プレミアム率、ポイントの利用環境、ポイントの使途、有効期限等）について、検討を加速し、マイナンバーカードの早期申込みにつながるよう、結論を得次第、順次広報を行う。特にプレミアム率については、事業の国民への周知やマイナンバーカード取得の平準化の観点から重要な要素となることに留意しつつ、早期申込者へのプレミアム率の割増しも含めて検討する。

(2) 環境整備

マイナンバーカードを活用した自治体プレミアムポイントによる消費活性化策が円滑に実施されるよう、本年末までに、マイキープラットフォーム運用協議会への全地方公共団体の参加を促すとともに、市区町村と都道府県の連携体制を整備する。

また、マイキーID設定の簡素化（「かんたん設定アプリ」の開発等）を進めるとともに、マイナンバーカード取得時におけるID設定の支援等をマイナンバーカードの取得促進と健康保険証利用とあわせて実施する。

これに併せ、国は、政府広報などを積極的に活用し、国民に対するテレビCMやウェブ動画、新聞広告などあらゆる媒体を通じた自治体プレミアムポイントについての広報や利用店舗の参加促進のための広報を、今夏から積極的に行う。また、総務省は、各業所管官庁と連携し、関係団体等に対して、本施策や積極的なマイナンバーカードの取得促進について周知を図る。

2. マイナンバーカードの健康保険証利用

(1) 医療の質と利便性の向上等

①医療の質の向上等

顔写真入りの身分証明書であるマイナンバーカードを健康保険証として利用することにより、診療時における確実な本人確認と保険資格確認が可能になる。また、マイナンバーカードの公的個人認証機能により、オンラインで保険資格を確認できることで、転職などにより加入する保険者が変わっても、医療機関・薬局で受診できるとともに、保険者と医療機関・薬局の間では、失効した保険証の利用等による過誤請求を防止しその事務コストを低減できる。さらに、正確な診療・医療データの基礎となる。

令和3年3月より、マイナポータルにおいて特定健診の情報の閲覧を開始し、

同年10月からは、薬剤情報、医療費情報の閲覧を開始する。あわせて、薬剤情報の中で、後発薬への切替え効果額等の薬剤情報を提供する。

受診時において、こうした取組を通じて、本人の同意の下、マイナンバーカードの活用により、服薬履歴や特定健診情報を医療機関等で閲覧可能とし、診療の質の向上につなげる。

②被保険者の利便性の向上等

令和3年10月より、マイナンバーカードをお薬手帳として代替的に活用することを可能とする（薬剤費の節約につながる）。また、顔認証の活用、マイナンバーカードの診察券としての活用等のモデル実施により、医療機関におけるマイナンバーカードの利便性向上を通じて、待ち時間の解消等につなげる。さらに、マイナンバーカードの民間サービスにおける活用（健康管理、マイナポータルを活用した本人同意に基づく特定健診情報の活用・連携、民間保険サービスにおける健診情報の活用等）を推進する。

令和4年1月からは、確定申告手続において、マイナポータルを活用した医療費情報を取得した場合には、その医療費に係る領収書の保存が不要となる。

（2）マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた環境整備

①医療機関側の健康保険証利用のための読み取り端末、システム等の早期整備等

マイナンバーカードの健康保険証利用について、円滑な移行を図り、被保険者の診療の制約につながらないようにするためには、医療機関側においてマイナンバーカードの健康保険証利用のための読み取り端末、システム等の早期整備が必要である。

このため、医療情報化支援基金も活用し、令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指すこととし、具体的な工程表について、関係団体、地方公共団体、所管官庁等による協議を進め、8月を目途に公表する。また、小規模診療所等への利用支援、重点的な補助等について、検討する。

②保険者毎の取組

マイナンバーカードの健康保険証利用に向け、本年7月に、関係団体、地方公共団体、所管官庁等による協議会を設置し、概ね全ての医療機関における読み取り端末、システム等の導入を目指すこととしている令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者毎の被保険者のカード取得促進策について、本年8月を目途に公表する。

その上で、保険者から事業主、加入者等へのマイナンバーカード取得要請とそのフォローアップを行うとともに、保険者による被保険者のマイナンバーカードの初回登録の推進を図る。国家公務員及び地方公務員等（国家公務員共済組合・地方公務員共済組合）については、本年度内に、マイナンバーカードの一斉取得を推進する。

また、マイナンバーカードの健康保険証利用に伴う運営費については、可能な限り縮減に取り組むこととし、J-LIS の手数料の在り方についても検討する。

③円滑な移行等

マイナンバーカードの健康保険証利用については、被保険者の診療の制約につながらないように、利用環境の早期整備等に取り組む。

また、マイナンバーカードの健康保険証としての利用のための初回登録等の手続の簡素化を図る。具体的には、令和2年4月より、マイナンバーカード交付時におけるマイナポータルを通じた健康保険証利用に係る予約同意による一括処理を進めるとともに、令和3年3月からは、一定の病院等の窓口における本人確認（顔認証方式）による登録処理を進める。さらに、初回登録等の手続における直接的なメリットの付与の在り方（ポイント等）についても、検討する。

本年8月より、各保険者は被保険者に対するマイナンバーカードの健康保険証利用に関する周知広報を積極的に展開する。この際、厚生労働省は、各業所管官庁と連携し、関係団体等に対して積極的なマイナンバーカード取得促進と初期登録の推進などについて、継続的、かつ、きめ細やかに周知を図る。

なお、マイナンバーカードの健康保険証利用は、医療機関等でマイナンバーカードのICチップの中の電子証明書を読み取る仕組み（公的個人認証の利用）としており、医療機関等ではマイナンバーカードは預からず、マイナンバー自体は利用しないので、マイナンバーと診療情報が紐付くことはない。マイナンバーカードの健康保険証利用が円滑に進むよう、仕組みの安全性についても、国から丁寧に周知する。

（3）企業の総務事務の効率化の促進等

企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につながることを期待される。さらに、マイナンバーカードの民間活用等を通じて社員の健康管理への活用等が促進されるよう、モデル事業等を行う。

また、マイナンバーカードの社員証等の各種証明としての活用が促進されるよう、利用手続の簡素化等を実施するとともに、令和2年11月頃より、企業が行う従業員の社会保険・税手続のワンストップ化を開始できるよう取組を推進する。

あわせて、令和2年4月より、情報システムに係る調達等において、マイナンバーカードの普及実績等を評価する仕組みを導入する。

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

（1）交付円滑化計画の策定・推進等

令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定し、国として、市区町村の関係人員増員への対応、取得申請事務の簡素化等への対応（補助金の対象経費の拡大等）等、必要な財政支援を行うこととし、具体的な工程表について、8月を目途に公表する。

マイナンバーカードの円滑な交付を図っていくためには、市区町村において、住民の来庁を単に待つのではなく、日常生活において多様な申請機会を設け、住民目線で、できる限り申請しやすい環境作りを図っていく必要がある。

こうした視点に立って、全市区町村における交付円滑化計画の策定を推進し、その中で、交付スケジュール想定、これと整合性のあるマイナンバーカード取得機会の拡大等の具体策、体制等を明確化するとともに、マイナンバーカードの普及状況等のフォローアップを行う。

あわせて、マイナンバーカードの円滑な発行に万全を期すべく、J-LISにおけるマイナンバーカードの発行体制の強化を図る。

（２）全業所管官庁等を通じた計画的な取組と定期的なフォローアップ

マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に向け、全ての企業において必要な手続が円滑に進むよう、本年７月に、全業所管官庁等の局長級会議を設置する。

業所管省庁毎に、工程表等を作成し、各団体等への要請、説明会の開催、カード申請出張サービスの案内等を進めるとともに、定期的なアンケート調査等を通じて、マイナンバーカードの普及状況等のフォローアップを行う。

また、健康保険証利用が円滑に進むよう、各業所管省庁から業界団体等を通じて、初回登録、医療機関へのシステム対応等の働きかけ、被保険者への周知等を実施する。

あわせて、主要経済団体等を通じて、同様の取組を行う。

（３）マイナンバーカード申請・交付機会の拡大等

交付円滑化計画の着実な達成に向け、行政手続のための市区町村来庁時を捉えた申請勧奨・申請受付を進めるとともに、本年８月より、企業等への出張申請サービスの積極的展開を図る。

さらに、臨時措置として、他の行政機関等との連携強化により、申請窓口の拡大（市区町村の出張窓口の設置）と申請勧奨・一体的手続等を進めることとし、本年８月より順次、市区町村の要請等に応じ、以下の取組を行う。さらに、これらの取組以外にも、市区町村における申請・交付機会の拡大を積極的に進めていくこととする。

① ハローワーク

ハローワークにおいて、市区町村の要請を受けて、雇用保険受給説明会にあわせて申請窓口を設置すること等を通じ、ハローワーク利用者へのマイナンバーカード取得を奨励する。

このため、本年度より、一部のハローワークにおいて、市区町村と連携した申請窓口の設置等をモデル事業として実施して円滑な事務フローを作成し、市区町村の要請を受けて、他のハローワークへの横展開を行う。

② 税務署

e-Tax の普及とあわせて、全国の税務署において、市区町村の要請を受けて、確定申告等の機会に、申請窓口の設置等を行う。

また、法人会・青色申告会等に対して、市区町村の要請を受けてその会員企業等が出張申請サービスを行う場を提供することや、説明会の開催、アンケート調査の実施等について、協力を依頼する。

③ 運転免許センター等

運転免許証の更新手続の際に、写真を活用する等、一体的にマイナンバーカードの交付申請を市区町村が受け付けるモデル事業を運転免許センター等において実施して円滑な事務フローを作成し、市区町村の要請を受けて、横展開を行う。

あわせて、運転免許証を返納して運転経歴証明書の交付を受けた自主返納者が受けられる各種サービスをマイナンバーカードの提示によって受けられるよう、運転経歴証明書に代えて運転免許証の自主返納に関する事実が識別できる措置の導入について検討する。

④ 病院、介護施設等

マイナンバーカードの健康保険証利用の周知等とあわせ、市区町村と連携して、出張申請サービスの実施等を推進する。

⑤ 学校等

学校等において、生徒等に対して、社会科等において、情報化、社会保障、個人情報保護等の理解とあわせ、マイナンバー制度を取り上げるなどにより、マイナンバーカードの周知を図る。また、マイナンバーカードの申請・交付の機会を拡大するため、入学式や運動会等の住民が学校等に集まる機会での出張申請サービス等を積極的に推進する。

⑥ 郵便局

全国の郵便局ネットワークを活用し、市区町村の要請を受けて、郵便局の空きスペースの提供等を行い、出張申請サービス等を推進する。

⑦ 地方出入国在留管理局及び在外公館

地方出入国在留管理局において、在留資格認定証明書交付時に代理申請者である全ての受入れ機関等に対してマイナンバーカードの申請案内等を行うとともに、在外公館における査証申請時にマイナンバーカード申請書の確認等を通じ再度周知等を行う。さらに、新規上陸時において、全ての中長期在留者に対して、市区町村での住居地届出義務の案内とあわせてマイナンバーカードの取得の周知等を行う。これらにより、中長期在留者のマイナンバーカードの円滑な取得を図る。

なお、1号特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関等に対し、当該外国

人への生活オリエンテーションでのマイナンバー制度の情報提供、その手続履行に当たっての必要に応じた窓口への同行等の必要な支援を行わせる。

また、地方出入国在留管理局において、在留期間更新許可申請時等に来庁する全ての中長期在留外国人に対して、マイナンバーカードの交付申請等を周知するとともに、特に中長期在留外国人の来庁者が多い地方出入国在留管理局において、所在地の市区町村と連携して申請支援を行うモデル事業を実施し、実施状況等を踏まえて、市区町村の要請を受けて、横展開を行う。

（４）住民票作成時のマイナンバーカード申請手続整備

新生児の住民票作成時において、住民票作成手続等と一体的にマイナンバーカードの取得促進を図ることにより、マイナンバーカードの円滑な取得が可能な環境を整備する。引越しの際の転入時にも、住民票作成手続等とあわせて確実にマイナンバーカードの書き換え手続等を行う。

新規に上陸する中長期在留外国人についても、上記の取組と同様、住民票作成時における円滑な取得環境を整備する。あわせて、在留カードとマイナンバーカードとの一体化についても、引き続き、検討する。

（５）取得申請事務の簡素化等

タブレット活用、無料写真撮影、入力支援等により、申請に要する時間の大幅短縮を実現するとともに、平日夜間・休日の窓口開庁や臨時窓口の設置等を推進することとし、総務省は、全市区町村に要請する。さらに、申請書 ID の再取得を容易にするなど、申請しやすい環境を整備していく。

（６）電子証明書等の更新への対応

多様な手段による更新時期のお知らせを実施するとともに、電子証明書の更新と手数料等の在り方を検討する。

4. マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大

（１）デジタル・ハローワーク・サービスの推進

①ハローワーク・サービスのデジタル化

マイナンバーカードを基盤として安全・安心で利便性の高いデジタル社会を構築していく中で、ハローワーク・サービスのデジタル化を推進する。

このため、本年度より、マイナンバーカード保持者について、雇用保険の求職者給付の申請時の写真添付を不要とするとともに、教育訓練給付金について、マイナンバーカードによる認証で電子申請が可能であることを周知する等により、電子申請を推進する。さらに、令和３年度から順次、マイナポータルのお知らせ機能等を活用し、教育訓練給付金等に係る情報発信を充実させる。

さらに、令和４年度以降、マイナンバーカードをハローワークカードとして利用可能にする。また、令和２年１月から、ハローワークインターネットサービスに「求職者マイページ」を新設し、ハローワークの職業紹介・職業訓練受講の履

歴確認、マイナポータルとの連携などオンラインサービスを順次充実する。

こうした取組とあわせ、ハローワークにおける雇用保険等の各種業務のフローについて、ペーパーレス化等の検討を行い、ハローワーク業務の BPR を推進し、相談サービスの充実を図る。

② デジタル化による長期のキャリア形成支援

人生 100 年時代を見据えた長期にわたるキャリア形成に資するため、令和 4 年度以降順次、安全衛生関係各種免許、技能講習修了証明書、技能士台帳、ジョブ・カード等のデジタル化を進め、マイナポータルを通じて、マイナンバーカードとの連携を図る。

(2) デジタル・キャンパスの推進等

大学等における職員証・学生証へのマイナンバーカードの活用を推進することとし、内閣官房・文部科学省において、本年度から大学関係者等への周知を行う。

国立大学については、マイナンバーカードの活用等による事務システムの効率化等を検証するモデル事業について検討する。このモデル事業とあわせて、通学定期券の購入に当たり、駅窓口でマイナンバーカードを活用して、大学の保有する学生情報のデータベースから通学定期券発売に必要な情報の確認を行い、購入を可能とする仕組みの検討を行う。

さらに、令和 4 年度からの国立大学法人の第 4 期中期目標にマイナンバーカードの活用やロボテックス化等を通じた IT 化・デジタル化による事務システムの効率化を盛り込む。

また、高等学校等就学支援金等においてマイナンバーを活用することにより、課税証明書等の毎年の提出を不要にするなど、利用者の負担軽減や事務の効率化等を推進する。また、マイナンバーカードの教員免許管理への活用を推進する。

(3) 納税手続のデジタル化の推進

① e-Tax 等の自動入力情報の拡大

年末調整・確定申告手続に必要な情報（保険料控除証明書、住宅ローン残高証明書、医療費情報、寄附金受領証明書、収入関係情報等）について、マイナポータルを通じて一括入手し、各種申告書へ自動入力できる仕組みを構築することとし、令和 2 年 10 月より開始し、順次入力情報を拡大する。

② 確定申告等に関するマイナポータルのお知らせ機能の積極的活用

マイナポータルのお知らせ機能を積極的に活用し、確定申告等に関する情報や各種説明会の開催案内等について、マイナポータルからの閲覧を可能とする。

③ 電子納税証明書の利用拡大

マイナンバーカードを用いて自宅等で納税証明書の出力を可能とする仕組み

を整えるなど電子納税証明書の交付手段の拡大を図るとともに、金融機関等における電子的に発行された納税証明書の利用拡大に向け、引き続き、業界団体に対して協力要請等を実施する。

（４）建設キャリアアップシステムとの連携

マイナンバーカードでも建設キャリアアップシステムを利用できるよう措置するとともに、登録情報の自動入力等、同システムとマイナポータルとの連携を推進する。

また、建設キャリアアップシステム等を活用して、外国人建設労働者の適正就労等を推進する。

（５）各種カード、手帳等との一体化等によるデジタル化の推進

安全・安心で利便性の高いデジタル社会の構築に向け、マイナンバーカードを基盤として、既存の各種カード、手帳等との一体化等を推進する。

本方針に基づき、健康保険証利用のほか、お薬手帳、ハローワークカード、ジョブ・カード、教員免許状等との一体化等により、デジタル化を推進するとともに、運転経歴証明書、障害者手帳等、各種カード、書類等についても、マイナンバーカードとの一体化等を検討する。

また、地方公共団体の行政サービスにおいて、図書館カード等の先行事例の横展開を進めるほか、自治体プレミアムポイントの活用、健康保険証利用等とあわせ、本方針に基づき、マイナンバーカードの一層の活用を推進する。

また、民間サービス等においても、社員証や診察券等、多様な活用を推進するほか、たばこ自動販売機のタスポ方式に加えてマイナンバーカード方式について、マイナンバーカードの普及にあわせ、業界団体における開発・導入を検討する。

（６）公的サービス等での利用拡大の推進

高齢者向けの公共交通サービスにおける資格確認や精算、検診結果や予防接種情報等の母子保健情報を閲覧できるサービスでの本人確認、大規模音楽・スポーツイベント等でのボランティアの入場管理における本人確認等、公的・民間サービス提供における様々な場面でマイナンバーカードを活用する機会を創出し、その横展開を推進する。

また、マイナンバーカードを活用した旅券発給申請における戸籍情報の添付省略等により利便性の向上を推進する。

（７）マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンの拡大等の公的個人認証の利便性向上

通信事業者や端末メーカー等に対する働きかけを行い、マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンの更なる拡大等により、いつでもどこでもスマートフォンを用いて公的個人認証サービスを利用できる環境を整備するなど、公

的個人認証の利便性の向上を推進する。

5. マイナンバーカードの安全性や利便性、身分証明書としての役割の拡大と広報等

(1) マイナンバーカードの安全性の周知等

マイナンバーの秘匿に対する誤解の解消を図るため、関係ガイドライン等の見直しを含め、マイナンバーカードの普及促進とあわせて、制度の周知を積極的に進める。また、マイナンバー利用時の厳格な本人確認等を通じて、マイナンバーカード利用の安全性を確保する。

さらに、24 時間 365 日一時停止が可能であることなど、マイナンバーカードの安全性の周知を徹底する。

同時に、金融取引、クレジットカード契約や携帯契約時のコピー等のアナログ慣行の見直し、公的個人認証をはじめとした本人確認手続電子化の普及促進等について、関係業界等へ要請し、マイナンバーカードを用いた身分証明における電子化の普及促進を図る。

(2) マイナンバーカードの広報の積極的展開

国は、上記 3. (1) の市区町村における交付円滑化計画の策定・推進等や 3. (2) の全業所管官庁から業界団体等を通じたマイナンバーカードの普及のための計画的な取組等を積極的に進める前提として、自ら率先して政府広報をはじめ活用できるあらゆる媒体を通じ、マイナンバーカードの取得促進のための広報を、本年 8 月以降、積極的に実施する。その際、自治体プレミアムポイントを活用した消費活性化策や健康保険証利用をはじめとするマイナンバーカードの利便性の向上や、マイナンバーの秘匿に対する誤解払拭をはじめとしたマイナンバー制度の理解促進とマイナンバーカードの安全性等に関する広報については、広く国民一般に対して呼びかける必要があることから、テレビ CM やウェブ動画など政府広報をはじめとする広報を積極的・継続的に展開する。さらには、全業所管官庁から業界団体等を通じた周知広報を効果的に展開するため、マイナンバー制度に関する広報の充実を図り、これを活用して業界団体等の従業者（被保険者）などに対する広報資料などの提供を早急に行う。

(3) 券面表記の見直し等

身分証明書としての役割の拡大等を踏まえ、日本国表記、元号・西暦等の券面表記の見直しを検討する。

さらに、ふりがな、ローマ字の券面表記に向けた制度化を検討する。

6. マイナンバーの利活用の推進

(1) マイナンバー法に基づく情報連携の推進

マイナンバー法に基づく情報連携は、複数の機関に存在する特定の個人の情報が同一人のものであるということを確認するための基盤であり、公平・公正な

社会保障制度や税制の基盤であるとともに、デジタル社会のインフラとして国民の利便性の向上や行政の効率化に資するものであることから、その効果を早期に最大限発揮することが重要である。

現在、児童手当や介護保険など 1200 以上の行政手続において情報連携の本格運用が開始されており、今後年金関係の 1000 以上の行政手続が順次加わることが想定されていることから、その着実な運用と添付書類の削減等を徹底し、国民の負担軽減や利便性の向上の実現を図る。さらに今国会で拡充された戸籍に関する情報などの情報連携対象事務についても、その施行に向け着実に取り組む。

（２）マイナンバー法等に基づくマイナンバーの利活用等

マイナンバーについては、安全・安心で利便性の高いデジタル社会において、社会保障の公平性の実現や適正・公平な課税の観点等から、所得のみならず資産を適切に評価しつつ能力に応じた負担を求める公平な社会保障等を目指し、マイナンバーの利活用を進めている。

今後ともマイナンバー法の着実な実施を図るため、金融機関における預貯金付番ガイドラインの遵守の徹底等を行うとともに、付番の進捗状況等の必要なフォローアップを行う。また、保険契約者の生前のマイナンバー収集に向けた要請とフォローアップを行う。あわせて、行政機関と金融機関の間のオンライン・ワンストップ化を検討する。

また、平成 27 年改正マイナンバー法の法施行後 3 年後見直しの規定に基づき、預貯金付番等の実効性を確保するための制度について、他の金融資産の取扱いを踏まえつつ検討・整備する。あわせて、本人から多様な手法によりマイナンバーを提供する方法について検討を行う。

（３）マイナンバーの利活用による行政の利便性向上・運用効率化の推進

今後は、国・地方を問わず、利用者の視点に立って、業務フローを見直す業務改革（BPR）を徹底した上で、マイナンバー制度等の活用により、最初から最後までデジタル完結する行政サービスを提供し、利用者の利便性向上や行政運営の効率化を図ることとする。あわせて、政府の IT 調達や、国・地方の関係機関のシステム改修・運用経費を含めた IT に係る補助金の執行に当たっては、内閣情報通信政策監（政府 CIO）の関与の下、適正を確保することとする。

社会全体としてデータの共同利用の促進・重複管理コストの削減を目指す観点から、クラウド等を活用した企業と行政機関等との間のデータ共有による新しい提出方法について、企業が行う社会保険・税手続において順次実施するとともに、行政機関等による処分通知等への活用も検討の上、順次実施する。（令和 3 年度以降順次実施）

Ⅲ フォローアップ等

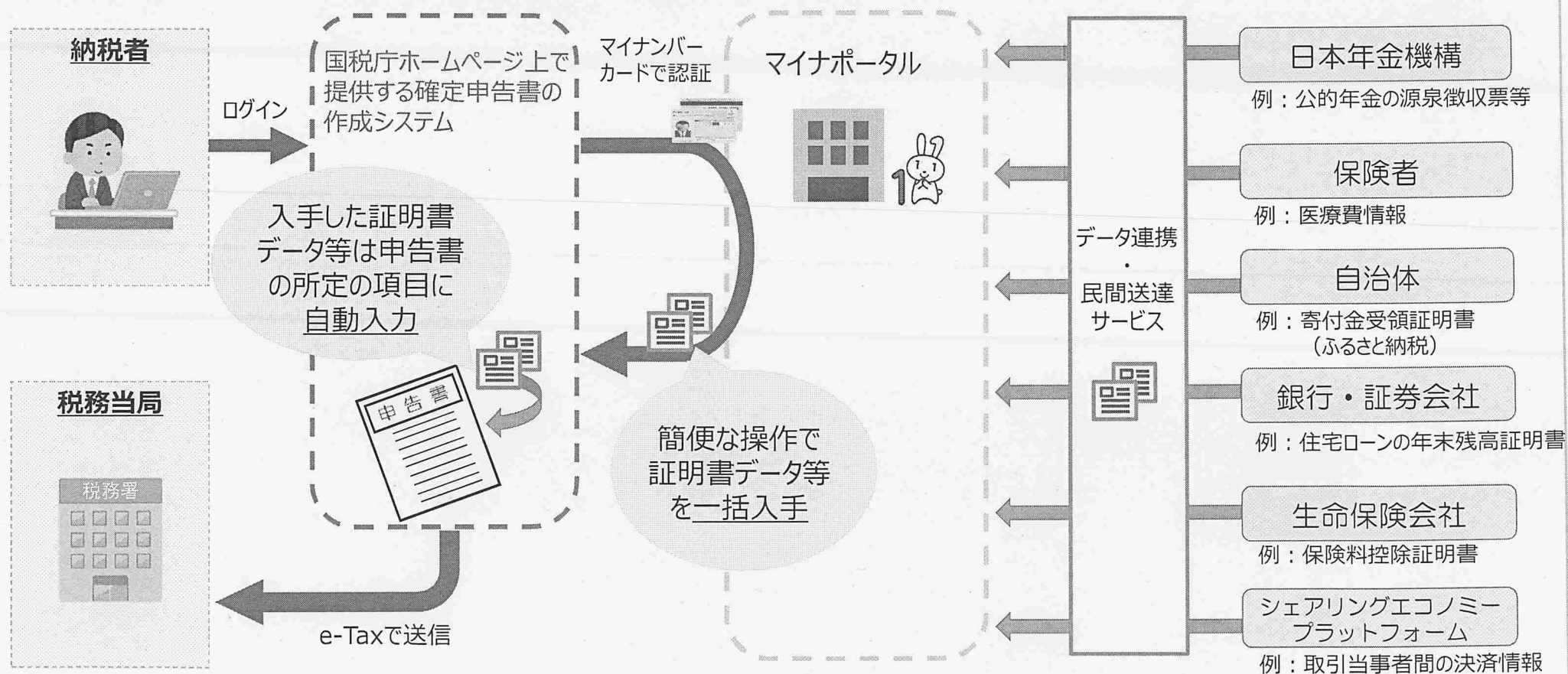
本方針に基づき、各府省は必要な施策を講じていくとともに、検討課題について、関係省庁等において具体的な検討を行う。また、これらの施策の実施に当たっては、真に効率的・効果的な手法によることとする。

内閣官房は、各府省の施策の実施状況等について定期的にフォローアップしていくこととし、その結果はデジタル・ガバメント閣僚会議に報告することとする。

税務手続のデジタル化（個人の皆様向け）

【取組例②】マイナポータルを活用した確定申告の簡便化のイメージ

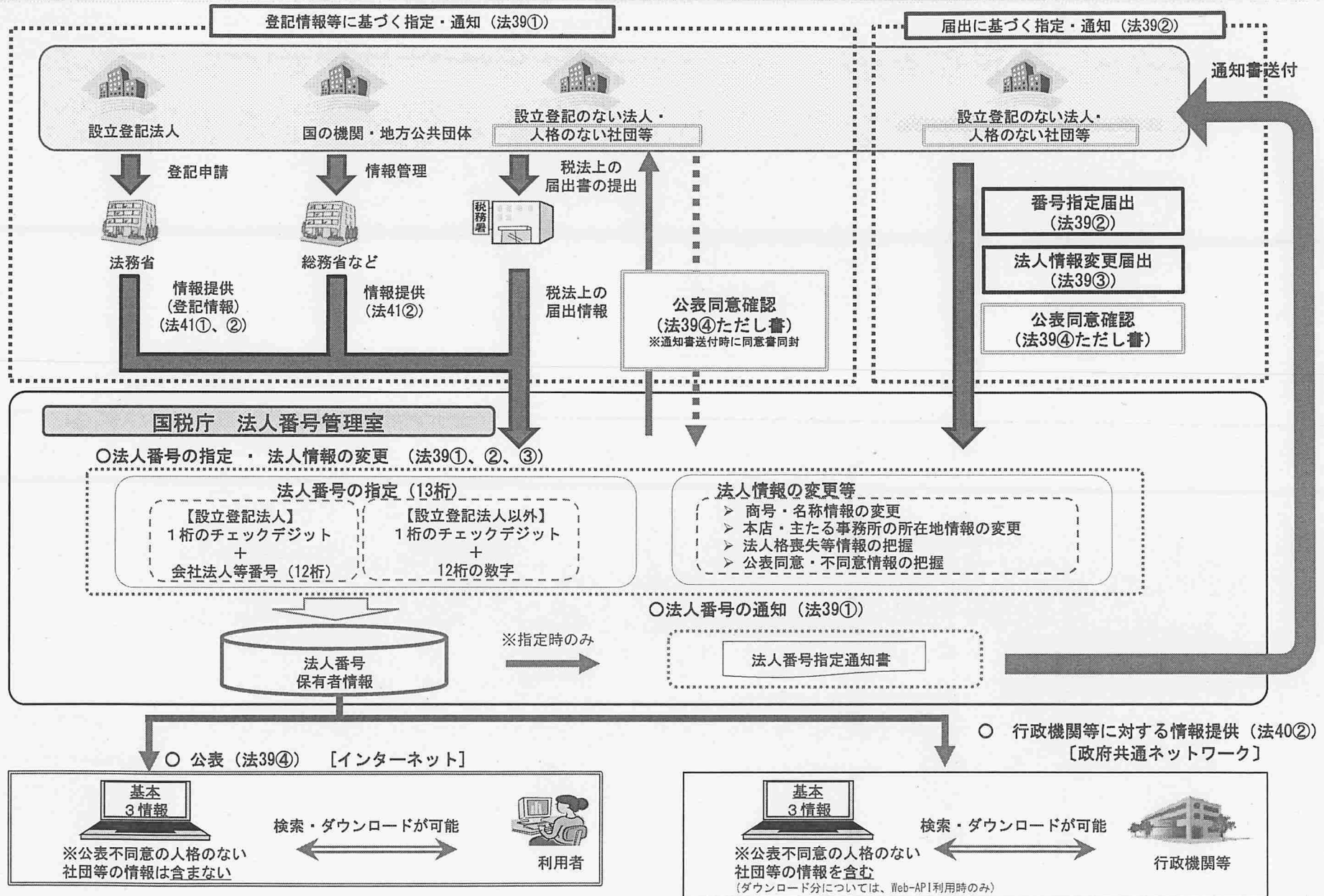
確定申告に必要な控除証明書等の情報をマイナポータル経由で一括入手し、そのデータを確定申告書に自動入力できる仕組みの実現に向けた検討を行っています。



(注) 実施に当たっては、データ連携先機関等との所要の調整等が前提。

※ この他、支払調書データについても今後、可能なものから連携対象としていく予定

法人番号の指定・通知・公表の事務フロー



行政機関における活用例

行政機関における利活用～公開情報への法人番号の併記～

平成30年1月以降、Webページで公開する法人情報には法人番号が原則として併記されます。

概要

- 目的：法人番号による検索・収集・利用を容易にし、公開情報の利用価値を高める
- 対象者：行政機関・独立行政法人等・地方公共団体
- 対象：行政機関・独立行政法人等・地方公共団体がWebページ等で公開する法人情報
(具体例 調達、免許・許認可、処分・勧告、補助金交付、リコール届出、求人等)

併記方法

- 表形式のデータの場合、法人番号を記載する列を追加します。

※ 列を挿入することが困難な場合は、法人名欄に記載します。

〈例〉〇〇に関する指定法人一覧

<Before>				<After>				
№	団体名	所在地	電話番号	№	団体名	法人番号	所在地	電話番号
1	株式会社〇〇	東京都千代田区〇〇	03-〇〇	1	株式会社〇〇	7000012050002	東京都千代田区〇〇	03-〇〇
2	...	...	...	2	...	...	...	...

- 文書形式のデータの場合、法人名が記載されている箇所に続いて法人番号を記載します。

〈例〉文中に併記する場合

〇〇法違反に係る措置命令の実施

〇〇省は〇〇に違反して〇〇を行った、株式会社〇〇（法人番号 7000012050002）に対して、〇〇の規定に基づき措置命令を行いました。

行政機関における利活用～法人インフォメーション～

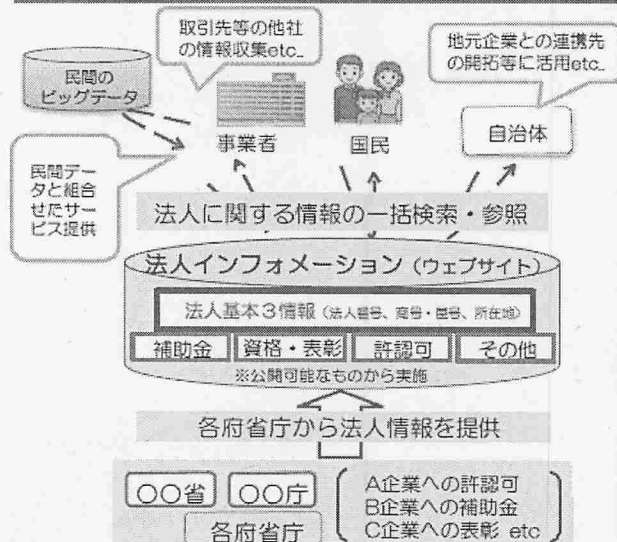
経済産業省

法人インフォメーションとは (hojin-info.go.jp)

経済産業省において運用されている法人インフォメーションは、政府が保有し公開している法人活動情報を一括検索・閲覧できるサイトです。

法人インフォメーションでは、法人番号や法人名から特定の法人活動情報を検索でき、所在地や営業項目等の属性からも法人を抽出することができます。

また、API機能を利用して法人活動情報を取得することも出来ます。

掲載されている法人活動情報数
(令和元年5月30日現在)

- ◆特許情報 ……約1,092,000件
- ◆補助金情報 ……約 238,000件
- ◆調達情報 ……約 163,000件
- ◆届出・認定・行政処分情報 ……約 129,000件
- ◆表彰情報 ……約 55,000件
- ◆勤務実態情報 ……約 37,000件
- ◆財務情報 ……約 4,000件

約171万件の法人活動情報を掲載しています。

今後も、順次追加していきます。

行政機関における活用例

行政機関における利活用～NACCSでの活用～

財務省関税局・税関

(※詳細はHPより参照)

JASTPROコード(法人)及び税関発給コード(法人)から「法人番号」への切替について

- ▶ 平成29年10月(※)から、輸出入申告書等の輸出入者符号の欄には、JASTPROコード(法人)及び税関発給コード(法人)に代わって、社会保険・税関発給コード(マイナンバー制度)における「法人番号」が記載されることになりました。
- ▶ 平成29年10月に予定されているNACCSの運用に伴って、輸出入申告書(「法人番号」が記載されていた)は、(※)「法人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の付与等に関する法律(「個人情報保護法」)で規定する法人番号です。
- ▶ 現在、JASTPROコード(法人)及び税関発給コード(法人)を登録している方につきましては、事前に「法人番号」への切替処理を行うことにより、NACCSにおいて法人番号への自動変換が可能となります。平成29年10月以降も引き続き、当該コードを利用して輸出入申告書を行うことが可能となります。また、NACCSの各種サービス(税関・法人番号、住所等の関連業務機能、オンライン口座開示等)に引き続き利用いただけます。
- ▶ 「法人番号」への切替にあたっては、取消されているコード(JASTPROコード(法人)又は税関発給コード(法人))により05年分がそれぞれ異なります。

● JASTPROコード(法人)をお持ちの方

本年3月以降、JASTPROコード(法人)と法人番号との紐付け作業のため「法人番号」確認の登録を、順次実施が行われていますので、必要な手続きをお願いします。

(※詳細はJASTPROホームページ <http://www.jastpro.org/> をご確認ください)

● 税関発給コード(法人)

税関において「法人番号」への切替処理を行います。

各店コードにのみ対応し、法人番号への切替に合わせて、支店コード情報の切替処理を行います。

特段必要な手続きはございませんが、切替処理にあたり、

「法人番号」確認の登録をさせていただく必要があります。

※ なお、平成29年10月以降、税関で法人番号を有する輸出入税関発給コードに関する業務(確認、変更等)を行うこととなりますので、登録内容(法人名、住所等)の変更が必要な場合には、JASTPROを通じて税関に登録手続きを行う必要があります。

平成29年10月から、輸出入申告書等における輸出入者符号の欄に記載するコードが、法人については、法人番号に切り替わりました。

(ご参考)

税関が輸出入税の課税に使用しているNACCS(通関情報処理システム)において、輸出入業務を行う当事者を特定するコードとして、「日本輸出入者標準コード」及び「税関発給コード」が採用されています。「日本輸出入者標準コード」又は「税関発給コード」がなくても通関はできますが、通関処理が迅速化するなどメリットが数多くあるため、輸出入を行う法人において、幅広く取得されています。

～JASTPROコード～

一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会(JASTPRO)が発行しているコードであり、JASTPROコードとも呼ばれています。

～税関発給コード～

「税関発給コード」には、貨物を輸出又は輸入しようとする者を対象とする税関輸出入者コードと、海外の仕出人又は仕受人を対象とする海外仕出人・仕向人コードがある。

税関輸出入者コードは登録料、更新手数料が無料という点を除き、JASTPROコードと違いはない。(海外仕出人・仕向人コードについては、JASTPROコードでは対応していない。)

法人番号で



わかる。



つながる。



ひろがる。

法人番号の利活用

法人番号公表サイトの利用方法のご案内

Application of Japan Corporate Number

『いつでも・どこでも』

スマホでも

法人番号を調べる

ことができるよ

『世界中で使える』

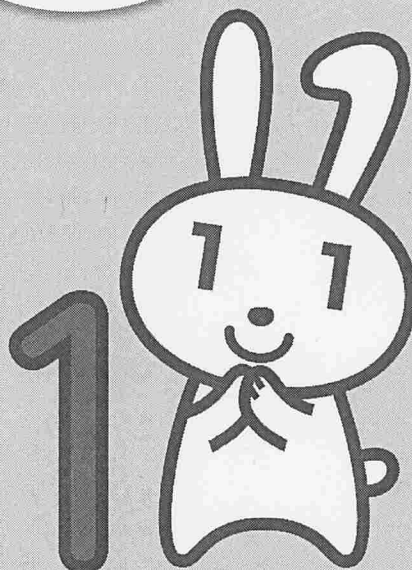
海外との取引でも

使えるよ

『かんたん・便利に』

取引先の住所などの

入力作業がかんたん



マイナンバーキャラクター マイナちゃん

法人番号は、マイナンバーとは異なり、利用範囲の制約がなく、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

国税庁法人番号公表サイト

(www.houjin-bangou.nta.go.jp)

法人番号公表サイト



QRコード対応の携帯電話
をお使いの方は、こちらから
アクセスしてください。



※「Japan Corporate Number」(略称は「JCN」)は法人番号の英文表記です。



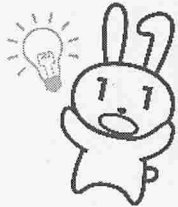
国税庁 (法人番号 7000012050002)

法人番号の概要 ～法人番号の指定・通知・公表～

1 法人番号（13桁）の指定

法人番号は、①設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④これら以外の法人又は人格のない社団等のうち給与支払事務所等の開設届出書を提出することとされている団体（以下「法人等」といいます。）に指定されます。

※ ①～④に該当しない場合であっても、一定の要件を満たす場合には、国税庁長官に届け出ることによって法人番号の指定を受けることができます。

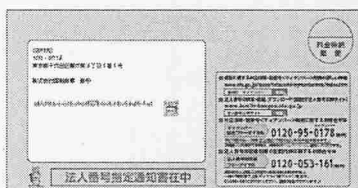


ポイント！

- 法人番号は、1法人に対し1番号のみ指定されます。
- 設立登記法人の法人番号は、登記事項証明書に記載されている会社法人等番号（12桁）の前に、検査用数字（1桁）を付した13桁の番号となります。

2 法人番号の通知（書面）

「法人番号指定通知書」は、法人番号の指定を受けた法人等に送付されます。



ポイント！

- 設立登記法人の通知書は、設立登記完了後1週間程度で、登記上の本店又は主たる事務所の所在地へ送付されます。

3 法人番号の公表（国税庁法人番号公表サイト）

法人番号の指定を受けた法人等※の①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地、③法人番号の基本3情報は、国税庁法人番号公表サイト（以下「法人番号公表サイト」といいます。）で公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

※ 公表に同意していない人格のない社団等を除きます。



ポイント！

- 基本3情報のほか、法人番号の指定を受けた後の所在地変更などの変更履歴も併せて公表されます。

参 考 インボイス制度の登録番号に「法人番号」が利用されます

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。適格請求書等保存方式の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

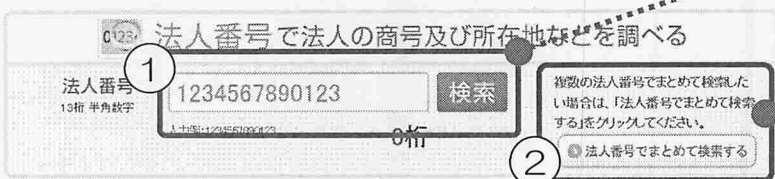
この適格請求書には、適格請求書発行事業者の名称や「登録番号」などを記載する必要があります。この登録番号の構成が「T＋法人番号」（適格請求書発行事業者が法人番号を有する場合）となります。

自社や取引先などの基本3情報を調べたい方

法人番号公表サイト (www.houjin-bangou.nta.go.jp) にアクセスし、自社や取引先などの法人の基本3情報 (名称・所在地の変更履歴を含みます。) を調べることができます。

また、検索結果画面の印刷物は、所得税法などで規定されている法人番号等の告知事項の確認書類の一部として使用することもできます。

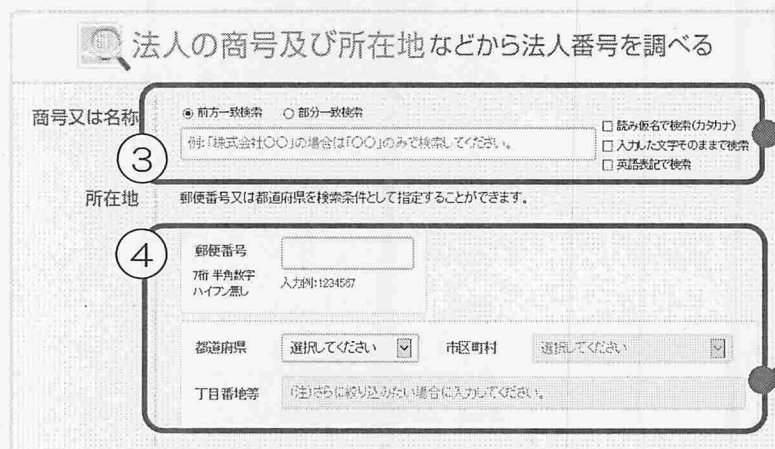
1 法人番号から基本3情報を調べる



① 法人番号から法人の商号・所在地を調べることができます。

② まとめて10社分の法人番号を入力して検索できます。

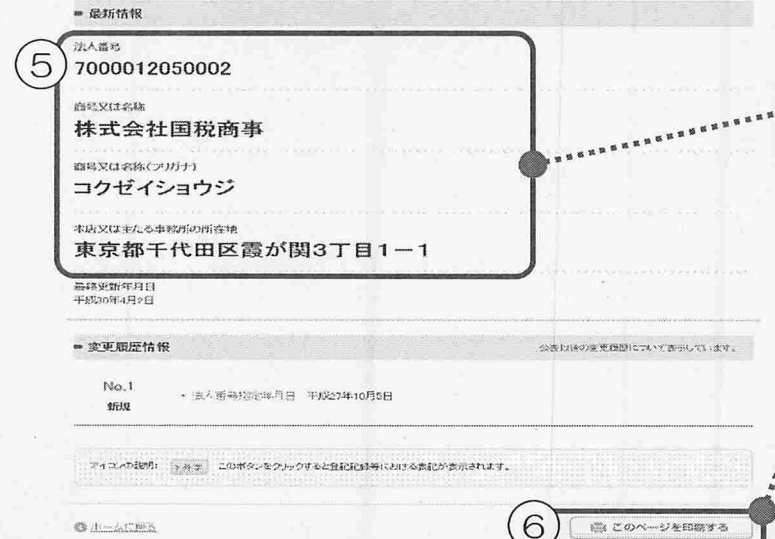
2 法人名や所在地から基本3情報を調べる



③ 商号又は名称から法人番号や所在地を調べることができます。
※ 商号又は名称を入力する際は、「株式会社」などの文字を除いて入力してください。

④ 所在地から、法人名や法人番号を調べることができます。
※ 所在地のみ入力して検索することで、自社の営業エリアなどにある法人等を抽出できます。

3 検索結果



⑤ 基本3情報が表示されます。
※ 商号変更などの変更情報がある場合は、変更履歴情報に変更内容が表示されます。

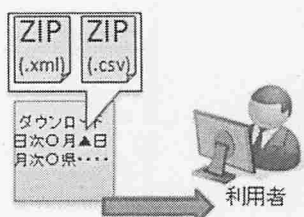
⑥ 検索結果画面の印刷物は、所得税法などで規定されている法人番号等の告知事項の確認書類の一部として使用することができます。

基本 3 情報をデータで取得したい方

法人番号公表サイトでは、以下のような方法で法人等の基本3情報のデータを無償で取得することができます。

1 データのダウンロード

法人番号公表サイトから、以下のデータを CSV 形式及び XML 形式でダウンロードできます。



➤ 全件データ

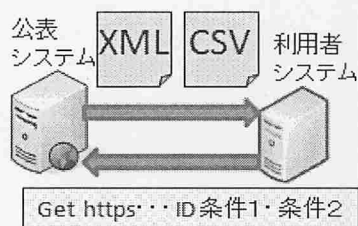
法人番号公表サイトで公表される全ての法人の前月末時点の最新情報（全件データ）を、全国（都道府県別）及び国外の単位に分けて月次で提供しています。

➤ 差分データ

新規に法人番号を指定した団体の情報のほか、名称・所在地の変更や、登記の閉鎖といった日々の異動情報（差分データ）を、全国及び国外のデータを一括りにして日次で提供しています。

※ 全件データは、情報記録媒体で取得することもできます。この場合、事前にデータを記録するための DVD-R(又は DVD+R)、データ提供依頼書及び返信用封筒（切手貼付済）を国税庁法人番号管理室に郵送等で提出していただく必要があります。

2 Web-API



インターネットを経由して、簡単な条件を指定してリクエストを送信することで、指定した条件に合致する法人等の基本3情報や、指定した期間及び地域で抽出した法人等の更新情報を取得することができる、Web-API（システム間連携インターフェース）を提供しています。

※ 利用に当たっては、事前に法人番号公表サイトの入力フォーム又は書面によりアプリケーション ID の発行届出をしていただく必要があります。

➤「アプリケーション ID の発行届出フォーム」 www.houjin-bangou.nta.go.jp/webapi/riyo-todokede/

参 考 Web ページで公開される法人情報には、原則、法人番号が併記されます

平成 30 年 1 月以降、行政機関が法人に関する情報（補助金情報、調達情報、届出・認定・行政処分情報等）を Web ページ等で公開する際には、法人番号を併記することが原則とされています。

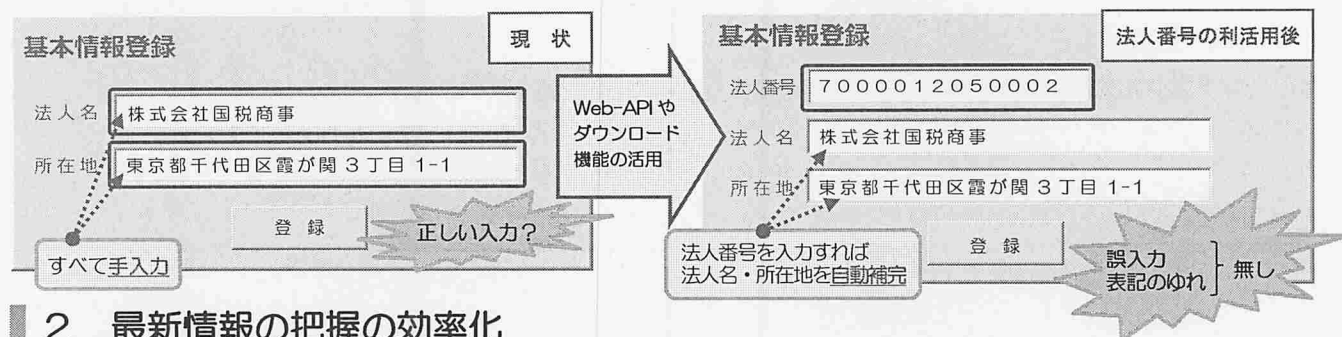
これは、法人番号による情報の検索・収集・利用を容易にし、公開情報の利用価値を高めることを目的とするものです。

提供データを活用して事務の効率化を図りたい方

前ページで取得した法人等の基本3情報の活用例について、ご紹介します。

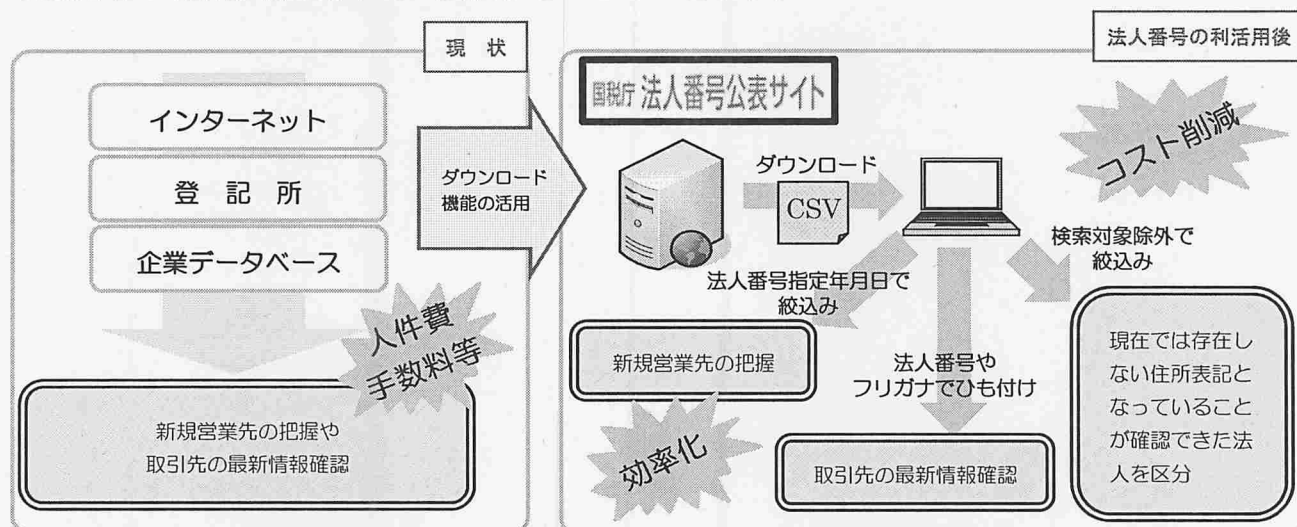
1 取引先情報等の入力補助による効率化

Web-API機能等を活用することで、「法人名」「本店所在地」の情報を自動的に補完入力する機能を追加することができます。これにより誤入力や表記のゆれによる問題が解消できるほか、入力作業の効率化にもなります。



2 最新情報の把握の効率化

法人番号公表サイトからダウンロードできる法人情報のデータを活用することで、新規営業先や取引先等の最新情報を効率的に把握することができます。



「法人番号指定年月日」で絞り込みを行うことで、新たに法人番号が指定された法人（新規設立法人※）の抽出が可能となり、新規営業先等を把握することができました。

※ 新規設立時以外にも、新たに法人番号が指定される場合があります。



「法人番号」や「フリガナ」をキーに、ダウンロードした法人情報データと企業内の顧客リスト等をひも付けることで、顧客リスト等を最新の情報に更新することができました。



営業エリア内の法人を抽出する際、「検索対象除外」項目を活用し、登記上の本店所在地が区画整理等で既に廃止されており現在では存在しない住所表記となっていることが確認できた法人を除外しました。

これにより、一社ごとに住所を確認することなくそれらの法人を除外したリストを作成し、ダイレクトメール等の郵便物の返戻を減らすことができました。

3 売掛金管理等の会計業務の効率化

法人番号は、1法人に対し1番号が指定されるため、売掛金等の台帳管理を行う際に、支店・出張所との取引についても、本店と同一の法人番号で管理することで、取引先ごとの集計を容易に行うことができます。

売掛金(売上台帳)

日付	金額	取引先(所在地)
2017-1-4	50,000	A(株) (大阪府)
2017-1-4	55,000	B(株) (東京都)
2017-1-9	10,000	C(株) (山梨県)
2017-1-11	45,000	A(株) 大阪支店
2017-1-30	32,300	B(株) (東京都)
2017-2-28	978,000	C(株) 札幌出張所
2017-3-31	30,000	A(株) 京都営業所

現 状

法人番号
をキーとした
取引先管理

売掛金(売上台帳)

法人番号の利活用後

日付	金額	取引先(所在地)	法人番号
2017-1-4	50,000	A(株) (大阪府)	11111111111111
2017-1-11	45,000	A(株) 大阪支店	11111111111111
2017-3-31	30,000	A(株) 京都営業所	11111111111111
日付	金額	取引先(所在地)	法人番号
2017-1-4	55,000	B(株) (東京都)	22222222222222
2017-1-30	32,300	B(株) (東京都)	22222222222222
日付	金額	取引先(所在地)	法人番号
2017-1-9	10,000	C(株) (山梨県)	33333333333333
2017-2-28	978,000	C(株) 札幌出張所	33333333333333

国際的な企業コードとして法人番号を利用したい方

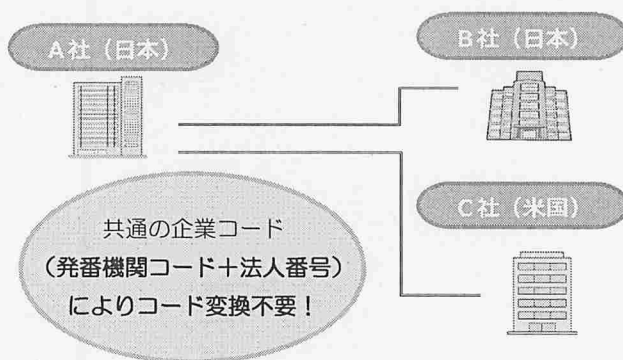
国税庁を発番機関として国連及び国際標準化機構 (ISO) に登録し、「発番機関コード」を取得しています。

国税庁に付与された発番機関コードと法人番号を組み合わせることにより、電子商取引や電子タグを利用した物流等において、国内のみならず国際的にも、法人番号を共通の企業コードとして利用することができます。

1 電子商取引 (EDI : Electronic Data Interchange) での活用例

各企業が、発番機関コードに法人番号を付加したものを共通の企業コードとして活用することで、各企業システム間のコード変換作業が不要となり、全体のコスト削減を実現することができるようになります。

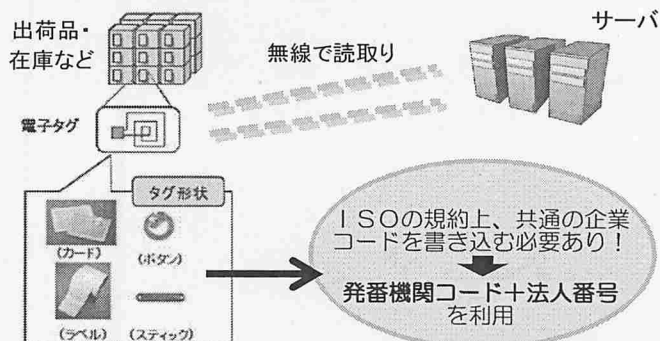
また、企業コードの維持・管理 (商号・所在地等の変更) コストの削減や、法人番号が無償で指定・公表されていることによる電子商取引の参入コストの削減も期待されます。



2 電子タグ (RFID : Radio Frequency Identification) の活用例 (モノの識別)

電子タグについては、出荷品や在庫などに、カード型、ラベル型、ボタン型、スティック型など、様々な形状の電子タグを取り付けて無線で読み取ることで、在庫や場所を把握する技術が普及してきています。

この電子タグに統一された企業コードを記録することで、物流の効率化や、電子タグの普及にもつながることが期待されます。



※「RFID利用による情報ネットワークの適用範囲の拡大調査研究報告書—電子タグ導入における先進事例研究—」2010年3月発行 財団法人流通システム開発センターを基に国税庁で作成

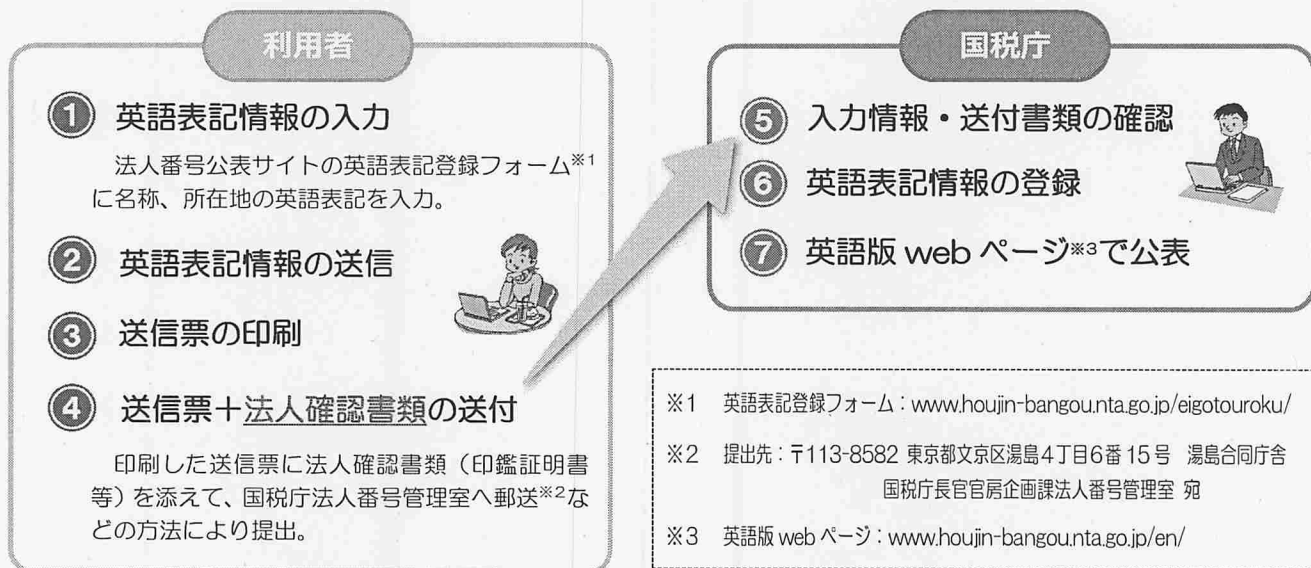
海外の取引先などから法人番号の提示を求められた方

【法人番号公表サイトの「英語版 web ページ」の活用】

英語表記の登録を行うことで、法人番号公表サイトの英語版 web ページに法人番号と併せて「商号又は名称」・「本店又は主たる事務所の所在地」の英語表記が公表されますので、海外の取引先などへ法人番号や英語法人名などを明示する場合に利用できます。

1 英語表記登録・公表の流れ

英語表記の登録を希望する法人からの申込みに基づき、英語表記を公表します。



2 英語表記のイメージ

英語版 web ページにおける「法人情報詳細」画面（イメージ）をご紹介します。

The screenshot shows the '法人情報詳細' (Corporate Information Details) page. Annotations on the right side point to specific elements:

- 法人番号を表示** (Display Corporate Number): Points to the 'Information on the Corporate Number 7000012050002' header.
- 日本語表示と相互にリンク** (Link to Japanese display and vice versa): Points to the link 'The page in Japanese of this Corporate Number'.
- 商号又は名称の英語表記を表示** (Display English name): Points to the 'Name' field showing 'Kokuzei Shoji, Inc.'.
- 本店又は主たる事務所の所在地の英語表記を表示** (Display English address): Points to the 'The address of the head office or principal place of business' field showing '3-1-1 Kasumigaseki, Chiyoda ku, Tokyo'.
- 商号や所在地等の変更履歴を表示** (Display change history of name, address, etc.): Points to the 'Change history information' table.

Change history information table:

Date of occurrence of the event	
No.1	March 1, 2016
Reasons for changes	Change in the address of the head office or main business office
Former address	5-3-1 Tsjiki, Chuo ku, Tokyo

Other elements visible on the page include a disclaimer, a 'Latest information' section, a 'Back Home' link, and a 'Print this page' button.

法人名の「フリガナ」を調べたい方

法人番号公表サイトでは、法人名のフリガナを公表・データ提供しています。
 なお、設立登記法人のフリガナは、各法人が行った次のいずれかの手続きに基づく情報です。

➤ 商業・法人登記の申請の際にフリガナを記載

各法人が管轄の法務局において行う商業・法人登記の申請（変更登記等を含みます。）の際に、登記申請書に法人名のフリガナを記載することで、法人番号公表サイトにフリガナが表示されます。



➤ フリガナに関する申出書を提出

登記申請の機会がない場合には、フリガナに関する申出書を管轄の法務局に提出し、フリガナを登録することで、法人番号公表サイトにフリガナが表示されます（手数料はかかりません。）。

※ 手続きの詳細は、管轄の法務局にお問合せください。

取引先などの特許情報や補助金情報等を調べたい方

【法人インフォメーション（hojin-info.go.jp）】

経済産業省において運用されている法人インフォメーションは、政府が公開している法人活動情報を一括検索・閲覧できるサイトです。

法人インフォメーションでは、法人番号や法人名から特定の法人活動情報を検索でき、所在地や営業項目等の属性からも法人を抽出することができます。

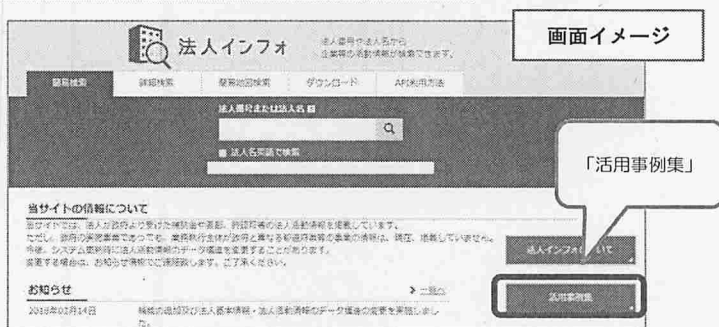
また、API 機能を利用して法人活動情報を取得することもできます。

法人インフォメーションの想定活用例などは、トップページの「活用事例集」をご覧ください。

掲載されている法人活動情報

（H31.3.22 現在）

- ◆特許情報 ◆補助金情報 ◆表彰情報
 - ◆届出・認定・行政処分情報
 - ◆調達情報 ◆勤務実態情報 ◆財務情報
- 約 1,800,000 件の法人活動情報が掲載されています。



社会保障・税番号<マイナンバー>制度の最新情報やお問合せ

- 「社会保障・税番号<マイナンバー>制度」の最新情報 内閣府 マイナンバー
- マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178（無料）※ 間違い電話が増えています。おかけ間違いのないよう十分に注意してください。
 9時30分～20時（土日祝日 17時30分）（年末年始を除きます。） ※最新のお問合せ時間は、内閣府ホームページでご確認いただけます。

国税に関する社会保障・税番号<マイナンバー>制度（法人番号を含む）の最新情報

- 国税に係るマイナンバー制度に関する最新情報 国税庁 マイナンバー
- 法人番号のことなら国税庁法人番号公表サイト 法人番号公表サイト
- 法人番号の指定、通知書の発送及び法人番号公表サイトの操作方法に関するお問合せは、国税庁法人番号管理室で受け付けています。
 - ・ 国税庁法人番号管理室 0120-053-161（無料）8時45分～18時（土日祝日・年末年始を除きます。）
 - ・ IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、03-5800-1081 におかけください。（通話料金が掛かります。）
- 国税に関する質問は、最寄りの税務署又は電話相談センターへお問い合わせください。

日本税理士会連合会「令和2年度税制改正に関する建議書」(令和元年6月27日)【抜粋】

【納税環境整備・その他】

27. 個人番号の利便性を向上させた上で、個人事業者番号の導入について検討すること。

個人番号は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するために必要不可欠なインフラである。ただし、安全管理措置に係る事業者の負担も大きいとの指摘もある。

このため、個人番号を更に推進する観点から、国民の理解を得ることを前提に特定個人情報に関する規制を見直すなど、利便性の向上や管理等に係る社会的コストの低減に資する方策を検討すべきである。

それを実現するためには、マイナンバーカードの普及が前提となるが、その普及率は1割強にとどまっており、さらなる普及が求められる。

また、個人事業者に関して、利用制限がない法人番号を保有する法人との間で、経済活動における競争の中立性を確保するため、法人番号と同様に運用上の制限が少ない「個人事業者番号」を導入し、その付番を選択的に受けられるようにすべきである。

日本経済団体連合会「国民本位のマイナンバー制度への変革を求める」(平成30年2月20日)【抜粋】

Ⅲ 必要な施策

6. 法人番号の活用・拡充

(3) その他

①個人事業主への付番

個人事業主は法人番号の付番対象ではないため、個人事業主が取引先の場合、事業者は法人番号を利用して管理することができない。そこで、プライバシー保護に十分な配慮を行ったうえで、個人事業主に対しても、法人番号と同様に一般に公開される番号を付番することを検討すべきである。

デジタル・ガバメント実行計画（平成 30 年 7 月 20 日デジタルガバメント閣僚会議決定）
【抜粋】

4 プラットフォーム改革

4.2 システム基盤の整備

6) 法人デジタルプラットフォームの構築（◎経済産業省、内閣官房、関係府省）

ウ. 個人事業主番号に関する検討

個人事業者に対する番号については、マイナンバーとは別の新たな番号付番への具体的なニーズの洗い出しを行い、法人番号の利用状況等を踏まえ、要否も含めて検討を行う。

【参考】個人事業主番号に係る過去の政府決定

世界最先端 IT 国家創造宣言 工程表（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部：平成 28 年 5 月 20 日改定）【抜粋】

3. [重点項目 3] 超少子高齢社会における諸課題の解決

(3) IT 利活用による諸課題の解決に資する取組

③. マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上

【平成 28 年度～平成 33 年度】

○ 法人番号の利活用推進

法人番号の利用状況を踏まえ、個人事業主や法人の支店及び事業所等への法人番号の付番等につき、具体的なニーズの洗い出しを行うとともに、付番・通知・公表の執行の観点からも実現方法を検討する。（再掲）【内閣府、関係府省庁】

※ 平成 29 年 5 月に定められた「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成 29 年 5 月 30 日閣議決定）からは、個人事業主番号に関する記載が削除された（平成 28 年に改定された「世界最先端 IT 国家創造宣言」は廃止）。

税務行政に関する統計

1 税務統計

税務統計(国税の賦課及び徴収に係る統計で、国税庁長官が事務運営指針で指定するもの。全数調査)については、KSKに入力されたデータ等から作成し、調査結果がまとまったものから順次当庁ホームページで公表している。また、全ての調査結果を取りまとめて、事務年度末を目途に「国税庁統計年報」として公表している。

2 標本調査による統計

(1) 民間給与実態統計調査(統計法に基づく基幹統計調査)(9月公表)

標本として抽出した源泉徴収義務者(民間の事業所に限る。)に配布・回収した調査票から全体を推計する方法により、そこに勤務している給与所得者の年間給与額、税額、各種控除の適用状況等を取りまとめている。

(2) 会社標本調査(3月公表)

標本として抽出した法人税の確定申告書等の情報を基に全体を推計する方法により、法人数・欠損法人割合、営業収入金額・所得金額・法人税額、繰越欠損金、寄附金・交際費等の数値を取りまとめている。

(3) 申告所得税標本調査(2月公表)

標本として抽出した者に係る所得税の確定申告書等の情報を基に全体を推計する方法により、所得種類別の人員及び所得金額、所得階級別の分布状況、各種控除の適用状況等を取りまとめている。

※ なお、(2)会社標本調査及び(3)申告所得税標本調査については、標本データとしてe-Taxデータを活用することとしているが、電子申告と紙媒体申告それぞれによって得られる数値の偏り等について、電子申告の普及等の影響を踏まえて点検する必要がある。

3 規制改革会議・行政手続部会に関する対応(民間給与実態統計調査)

「行政手続部会取りまとめ」(平成29年3月29日)において、「調査・統計に対する協力」が行政手続コスト削減対象の重点分野の一つとして設定され、国税庁では「民間給与実態統計調査」が対象となった。

これを踏まえ、平成29年6月に、オンライン調査システムの利用勧奨や一部項目のプレ画面表示・プレ印字などのコスト削減方策を盛り込んだ「『行政手続コスト』削減のための基本計画」を財務省として策定・公表した。

また、当該基本計画において、コスト削減方策の一つとして「標本数の削減等の実施の可否について、統計の精度にも留意しながら平成 30 年度中に検討する。」としていたことから、標本設計の見直しについて、総務大臣に対して調査計画変更の承認申請を行い、総務大臣の諮問機関である統計委員会での諮問及び答申を経て、平成 31 年 3 月に調査計画の変更が承認された。

これにより、令和元年分調査（令和 2 年 1 月実施分）より標本給与所得者数を約 2 割削減することとして、基本計画の改訂を行い、改訂版を令和元年 6 月に公表した。

4 統計不正問題に係る点検・検証への対応

平成 31 年 1 月に、「毎月勤労統計調査（厚生労働省所管）」における不適切な取扱いが判明した。これを受けて、事案の再発防止及び統計の品質向上を目的に、統計委員会のもとに点検検証部会が設置され、全ての基幹統計の作成事務等の実態についてヒアリングが行われることとなった。基幹統計である民間給与実態統計調査を所管する当庁も当該ヒアリングに 3 月 29 日に対応した。一部の統計調査については、引き続き、ターゲットを絞った上での重点審議の対象となっており、本年秋ごろまでを目途に、再度ヒアリングが行われる予定であるが、民間給与実態統計調査はこの対象とはなっていない。

5 税務データの外部提供に係る検討体制

(1) 税務データの提供を巡る現状

政府全体の取組として、様々な課題解決のために、官民で保有されるデータの活用が推進されており、「財務省デジタル・ガバメント中長期計画（平成 30 年 6 月 25 日）」においても、「守秘義務等の関係法令を遵守しつつ、利用者ニーズを踏まえた行政保有データのオープン化の検討を進める」とされている。

また、「骨太方針 2019」（令和元年 6 月 21 日）においても、「公的統計を所管する各府省において、税務情報や不動産登記情報などの行政記録情報等の統計への二次的な活用の促進を検討する。」とされたところである。

このように、デジタル・ガバメントや公的統計の整備といった様々な文脈で、税務データの国税庁の外部での二次的な活用への関心が高まっているところである。

(2) 平成 30 事務年度における検討体制

このような税務データの外部での二次的な活用への関心の高まりを受けて、データの外部提供に際して踏まえるべき関係法令の解釈等や国税庁としての基本的な対応方針について、組織横断的に共有し、今後の効率的かつ組織的に一貫した対応に資することを目的として、平成 30 年 10 月に、庁内関係課室による「税務データの提供に関する基本方針策定 P T」を設置し、検討を行った。

(3) 平成 30 事務年度での検討及び今後の方向性について

平成 30 年 10 月以降、庁内 P Tを開催し、関係法令の解釈、個別事案（注）への対応方針、庁内で取りまとめた基本方針の公表の可否等について議論を行った。

こうした議論の過程においては、データの抽出等に係る事務負担の増加や匿名化についての具体的な知見の不足について、多くの懸念が示された。

今後の検討にあたっては、関係法令やこうした懸念を踏まえて、従前のおり「税務データの外部提供に係る事務負担に留意しつつ、関係法令に従って適切に対応する」ことを国税庁の基本方針として、諸外国（特に米国、英国）の取組も参考に、行政機関個人情報保護法において目的外利用や提供の制限の例外が許容されている学術研究について、事務負担の観点から可能な範囲で、外部の研究者と国税庁との共同研究等の形で税務データを外部の者に利用させる方策を具体化させる方向で検討を深めていくこととした。

（注）内閣官房主導で民間における行政データのニーズを棚卸しするための取組である「オープンデータ官民ラウンドテーブル」において、民間の事業者から、免税店における訪日外国人の購買情報のオープン化を希望されており、その対応について検討する必要がある。

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	財務省
重点分野名	調査・統計に対する協力

I 民間給与実態統計調査（国税庁）

1 手続の概要及び電子化の状況

① 手続の概要

a) 調査の目的

民間給与実態統計調査は、統計法第2条第4項第3号に規定する基幹統計である民間給与実態統計を作成するための調査である。民間給与実態統計は、民間の事業所における年間の給与の実態を、給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に明らかにし、併せて、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすることを目的としている。

b) 調査の対象

民間給与実態統計調査は、調査対象年の12月31日現在の源泉徴収義務者（民間の事業所に限る。）のうち標本として一定の方法により抽出された源泉徴収義務者（以下「標本事業所」という。）及び標本事業所に勤務する給与所得者のうち標本として一定の方法により抽出された給与所得者（以下「標本給与所得者」という。）を調査の対象としている。

i) 標本事業所の抽出

標本事業所の抽出は、国税庁において、事業所を従業員数等によって層別し、それぞれ一定の抽出率により任意に抽出する方法により行う。

ii) 標本給与所得者の抽出

標本給与所得者の抽出は、標本事業所において、給与台帳を基に一定の抽出率により抽出する方法により行う。

c) 調査の方法

民間給与実態統計調査は、標本事業所が、国税局から送付された調査票（事業所に関する事項を記入する「事業所用調査票」及び給与所得者に関する事項を記入する「給与所得者用調査票」）に記入を行い、国税庁が委託する民間事業者を経由して国税庁に提出する方法により行う。それぞれの調査票における記入事項は以下のとおり。

・事業所用調査票

事業所の従業員数、年中に支給した給与総額、源泉徴収した所得税額 等

・給与所得者用調査票

給与所得者の性別、年齢、給与金額、源泉徴収税額、扶養人員、控除した生命保険料の金額 等

なお、国税庁ホームページから専用のファイルをダウンロードし、記入事項を入力した上で、光ディスク等（CD・DVD・FD・MO）に保存して提出することができる。

② 電子化の状況

民間給与実態統計調査は、オンライン調査システム（政府統計オンライン調査総合窓口）を利用して、インターネット回線を利用してオンラインで回答することができる。

オンライン調査システムは、調査期間中であれば1日24時間利用可能である。また、オンライン調査システムを利用して回答した場合、調査に関する全ての作業がオンラインで完結するため、標本事業所においては、調査票の記入や郵送事務等を別途行う必要はない。

なお、平成29年分調査におけるオンライン調査システムを利用した回答の割合は29.2%である。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) オンライン調査システム利用勧奨【平成30年分調査（平成31年1月）で実施済み】

調査票を送付する際、オンライン調査システムの利用を勧奨するリーフレットを同封することにより、オンライン調査システムを利用した回答割合の向上を図る。

ーデジタルファースト原則ー

(2) 標本給与所得者抽出の簡便化・デジタル化【平成29年分調査（平成30年1月）で実施済み】

標本事業所において標本給与所得者の抽出を簡易に行うことができるよう、標本給与所得者の抽出作業を自動で行うことができるツールを国税庁ホームページ上に公表した。

ーデジタルファースト原則ー

(3) オンライン調査システム利用時の画面表示等【平成30年分調査（平成31年1月）で一部実施済み】

記入事項のうち、以下の事項については、オンライン調査システム利用時にあらかじめ画面に表示し、記入を不要とする。

ーワンスオンリー原則ー

①事業所用調査票

事項	記入不要となる事業所
組織及び資本金・名称又は氏名・所在地又は住所	全事業所
業種	過去に回答した事業所
担当者氏名・課(係)名・電話番号	過去にオンライン調査システムを利用して回答した事業所(※)

※平成31年(2019年)分調査（平成32年(2020年)1月）からは、オンライン調査システムを利用した回答の有無を問わず、過去に回答した事業所は、あらかじめ画面に表示する。

②給与所得者用調査票

「一連番号」

なお、複数の項目に記載した数値の合計値を記入する以下の記入事項については、システムにより自動計算できるようにするため、オンライン調査用の調査票を修正し、計算・記入不要とした。【平成29年分調査（平成30年1月）実施済み】

ーデジタルファースト原則ー

・給与所得者用調査票

「扶養親族数 計」、「給与の金額 計」

(4) 調査票への事前印字【平成 30 年分調査（平成 31 年 1 月）で一部実施済み】

記入事項のうち、以下の事項については、国税局から送付する調査票にあらかじめ印字し、記入を不要とする。

－ワンスオンリー原則－

①事業所用調査票

事項	記入不要となる事業所
組織及び資本金	全事業所
業種	過去に回答した事業所
担当者氏名・課(係)名・電話番号	過去に回答した事業所 (平成 31 年(2019 年)分調査(平成 32 年(2020 年)1 月)で実施予定)

②給与所得者用調査票

「調査対象者 ID」(毎年全数調査の対象となっている事業所のみ実施)

(5) ICTを活用した源泉徴収票等のデータを調査票に転記するツールの提供等【平成 31 年(2019 年)分調査(平成 32 年(2020 年)1 月)で実施予定】

事業所が調査票を記入する段階において、オンライン等で提出した源泉徴収票等のデータと共通する項目を自動的に調査票に転記するツールを提供する。

(6) 標本給与所得者数の削減【平成 31 年(2019 年)分調査(平成 32 年(2020 年)1 月)で実施予定】

現状の統計上の精度を維持しつつ、標本となる給与所得者を削減する。具体的には、平成 31 年(2019 年)分調査(平成 32 年(2020 年)1 月)より標本給与所得者数を約 2 割削減する。

上記の取組みにより、調査票作成時間について、約 23%削減を行うことを目標とする。

3 コスト計測

1. 選定理由

民間給与実態統計調査は統計法上の基幹統計である民間給与実態統計を作成するための調査であり、標本事業所数が約 28,000 事業所と多いことから、コスト計測の対象として「民間給与実態統計調査」を選定する。

2. コスト計測の方法及び時期

コスト削減の取組として、オンラインによる回答の推進、調査項目への事前印字等及び標本となる給与所得者の削減を実施することを踏まえ、以下の算式により、全事業者が調査票作成に要する総合計時間の削減率を算出する。

コスト計測の実施時期は、平成 31 年度とする。

- ・ 1 - (取組後の調査票作成総合計時間／基準年の調査票作成総合計時間)

※調査票作成総合計時間は、オンライン回答事業所及び紙面回答事業所それぞれについて、一回答事業所当たりの調査票作成時間を以下の算式により算出し、これにオンライン回答事業所数及び紙面回答事業所数をそれぞれ乗じて算出する。

- ・ 事業所用調査票作成にかかる時間

一項目当たりの作業時間×回答項目数

- ・ 給与所得者用調査票にかかる時間

一項目当たりの作業時間×回答項目数×一回答事業所当たりの平均記入給与所得者数

なお、「基準年の調査票作成総合計時間」については、平成 29 年分調査に併せ、標本事業所に対するアンケートを実施し、一項目当たりの作業時間を調査し、上記の算式により総合計時間を計測した。計測結果は、以下のとおり。

【取組初年度（平成 29 年度）における計測結果（基準年の調査票作成総合計時間）】

回答事業所数	総合計時間
20,874 所	95,541 時間

保存期間：3年

(令和3事務年度末)

企	画	課
---	---	---

諸外国の税務行政に関する調査

企画課では、税務行政の参考とするため、各国の税務当局の執行体制や取組等について調査を行い、庁内関係部署に対して情報を配信している。

1 企画課における情報の収集及び配信

諸外国における税務行政の最新動向について、各国税務当局のプレスリリースやメディアによる報道等に基づいた情報収集・配信を行うとともに、庁内の関心が高いテーマについて情報収集・取りまとめの上、関係各課に配信している。

2 長期出張者が収集した情報の配信

(1) 長期出張者調査報告書

庁内で直面している課題や将来的に検討すべき課題について、その検討に資するよう、長期出張者が各国税務当局の施策やその執行状況等を現地において調査し、報告書として取りまとめ、庁ポータルサイトに掲載している。

(2) 諸外国の税務行政

諸外国の税務行政に関する基礎的情報については、「諸外国の税務行政」として取りまとめ、庁ポータルサイトに掲載している。

3 世界銀行ビジネス環境ランキング「Doing Business レポート」関係

世界銀行のビジネス環境ランキング「Doing Business レポート」については、「日本再興戦略 -Japan is Back-」（平成25年6月14日閣議決定）において「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングで日本が現在の先進国15位から3位以内に入る」との成果目標（KPI）が設定された。

（注1）「Doing Business レポート」は、世界銀行が、各国のビジネス環境を各分野（事業設立、建設許可、納税、貿易等の全10分野）の民間専門家のアンケートに基づき、指標化して順位付けしたもので、毎年10月に公表。

このレポートの順位が低いことが、政府として「行政手続の簡素化」を進める一因となっている。

(注2) 納税分野での民間専門家は7人の税理士及び9人の社会保険労務士であり、一定の仮定をおいた架空の企業を想定して①税率（税引前利益に対する税・社会保険料負担率）、②納付回数（事業を行う際に収める税・社会保険料の種類数）、③納税時間、④申告後手続時間を測定する。

最新の2019年版のレポートにおいては、全10分野の合計順位は、先進国の中で、前年の24位から25位に下落し、そのうち、納税分野の順位は先進国の中で29位から34位に下落した。今後とも、納税分野の順位向上のため、『行政手続コスト』削減のための基本計画」に記載された施策を着実に実施するとともに、ランキングに、より正確に日本の納税環境の実態が反映されるように、上記の専門家に対して、これらの施策の効果等について説明するとともに、前提条件の明確化などアンケートの改善を進める必要がある。

日本の順位の推移

- 2013年の『日本再興戦略 -Japan is Back-』において、成長戦略のK P I「2020年までに先進国（現在OECD加盟36か国）で3位以内を目指す」とされた。2019年の順位は36か国中25位。

2014	2015	2016	2017	2018	2019
1 New Zealand	1 New Zealand	1 New Zealand	1 New Zealand	1 New Zealand	1 New Zealand
2 United States	2 Denmark	2 Denmark	2 Denmark	2 Denmark	2 Denmark
3 Denmark	3 Korea, Rep.	3 Korea, Rep.	3 Korea, Rep.	3 Korea, Rep.	3 Korea, Rep.
4 Korea, Rep.	4 Norway	4 United Kingdom	4 Norway	4 United States	4 Norway
5 Norway	5 United States	5 United States	5 United Kingdom	5 United Kingdom	5 United States
6 United Kingdom	6 United Kingdom	6 Sweden	6 United States	6 Norway	6 United Kingdom
7 Australia	7 Finland	7 Norway	7 Sweden	7 Sweden	7 Sweden
8 Finland	8 Australia	8 Finland	8 Estonia	8 Estonia	8 Lithuania
9 Iceland	9 Sweden	9 Australia	9 Finland	9 Finland	9 Estonia
10 Sweden	10 Iceland	10 Canada	10 Latvia	10 Australia	10 Finland
11 Ireland	11 Ireland	11 Germany	11 Australia	11 Ireland	11 Australia
12 Canada	12 Germany	12 Estonia	12 Germany	12 Canada	12 Latvia
13 Germany	13 Canada	13 Ireland	13 Ireland	13 Latvia	13 Iceland
14 Estonia	14 Estonia	14 Iceland	14 Austria	14 Germany	14 Canada
15 Japan	15 Switzerland	15 Austria	15 Iceland	15 Austria	15 Ireland
16 Netherlands	16 Austria	16 Portugal	16 Canada	16 Iceland	16 Germany
17 Switzerland	17 Portugal	17 Poland	17 Poland	17 Poland	17 Austria
18 Austria	18 Netherlands	18 Switzerland	18 Portugal	18 Spain	18 Spain
19 Portugal	19 Japan	19 France	19 Czech Republic	19 Portugal	19 France
20 Slovenia	20 France	20 Netherlands	20 Netherlands	20 Czech Republic	20 Poland
21 Chile	21 Poland	21 Slovenia	21 France	21 France	21 Portugal
22 Israel	22 Spain	22 Slovak Republic	22 Slovenia	22 Netherlands	22 Czech Republic
23 Belgium	23 Slovak Republic	23 Spain	23 Switzerland	23 Switzerland	23 Netherlands
24 France	24 Mexico	24 Japan	24 Spain	24 Japan	24 Switzerland
25 Poland	25 Israel	25 Czech Republic	25 Slovak Republic	25 Slovenia	25 Japan
26 Slovak Republic	26 Chile	26 Mexico	26 Japan	26 Slovak Republic	26 Slovenia
27 Spain	27 Belgium	27 Hungary	27 Hungary	27 Italy	27 Slovak Republic
28 Mexico	28 Czech Republic	28 Belgium	28 Belgium	28 Hungary	28 Turkey
29 Hungary	29 Slovenia	29 Italy	29 Mexico	29 Mexico	29 Belgium
30 Luxembourg	30 Hungary	30 Chile	30 Italy	30 Belgium	30 Israel
31 Italy	31 Turkey	31 Israel	31 Israel	31 Israel	31 Italy
32 Turkey	32 Italy	32 Turkey	32 Chile	32 Chile	32 Hungary
33 Greece	33 Luxembourg	33 Greece	33 Luxembourg	33 Turkey	33 Mexico
34 Czech Republic	34 Greece	34 Luxembourg	34 Greece	34 Luxembourg	34 Chile
			35 Turkey	35 Greece	35 Luxembourg
					36 Greece

※各年の報告書が公表された時点での順位

※「納税」分野のOECD順位(世界順位)は、2015年 32位(120位)、2016年32位(121位)、2017年29位(70位)、2018年29位(68位)、DB2019 34位(97位)である。

世界銀行DoingBusiness2019 結果

日本の順位		法人 設立	建設 許可	電力	不動産 登記	信用 供与	投資家 保護	納税	輸出入	契約 執行	破綻 処理	総合
2018	順位（OECD加盟35ヶ国）	32	21	9	26	22	24	29	28	23	1	24
	順位（世界190ヶ国）	106	50	17	52	77	62	68	51	51	1	34
2019	順位（OECD加盟36ヶ国）	30	22	11	24	25	22	34	31	25	1	25
	順位（世界190ヶ国）	93	44	22	48	85	64	97	56	52	1	39

（注）2018年6月にリトアニアがOECDに加盟しているため、DB2018は35カ国中、DB2019は36カ国中の順位

Doing Business 2019 OECD内における納税に係る指標の順位

納税分野全体

順位	国名	得点
1	アイルランド	94.46
2	デンマーク	91.14
3	ニュージーランド	91.08
4	フィンランド	90.64
5	ラトビア	89.74
6	エストニア	89.56
7	リトアニア	88.66
8	カナダ	88.05
9	スイス	87.66
10	オランダ	87.58
11	ルクセンブルク	87.37
12	イギリス	87.14
13	韓国	86.91
14	オーストラリア	85.64
15	スウェーデン	85.28
16	ノルウェー	84.84
17	アイスランド	84.64
18	スペイン	84.58
19	アメリカ	84.14
20	ポルトガル	83.75
21	オーストリア	83.45
22	スロベニア	83.27
23	ドイツ	82.11
24	チェコ	81.42
25	スロバキア	80.62
26	フランス	79.31
27	ベルギー	77.48
28	ギリシャ	76.89
29	ポーランド	76.49
30	チリ	75.28
31	トルコ	74.65
32	ハンガリー	73.81
33	イスラエル	72.56
34	日本	71.14
35	メキシコ	66.65
36	イタリア	66.32

(前年度)	
29 日本	76.71

税引前利益に対する
税・社会保険料負担率

順位	国名	負担率
1	カナダ	20.5
1	ルクセンブルク	20.5
3	デンマーク	23.8
4	アイルランド	26.0
5	イスラエル	26.2
6	スイス	28.8
7	アイスランド	29.4
8	イギリス	30.0
9	スロベニア	31.0
10	韓国	33.1
11	チリ	34.0
12	ニュージーランド	34.6
13	ラトビア	36.0
14	ノルウェー	37.0
15	フィンランド	37.3
16	ポルトガル	39.8
17	ハンガリー	40.3
18	ポーランド	40.7
19	オランダ	40.8
20	トルコ	40.9
21	リトアニア	42.6
22	アメリカ	43.8
23	チェコ	46.1
24	日本	46.7
25	スペイン	47.0
26	オーストラリア	47.4
27	エストニア	48.7
28	ドイツ	49.0
29	スウェーデン	49.1
30	スロバキア	49.7
31	オーストリア	51.5
32	ギリシャ	51.9
33	メキシコ	53.0
34	イタリア	53.1
35	ベルギー	57.7
36	フランス	60.4

(前年度)	
23 日本	47.4

納付回数

順位	国名	回数
1	ノルウェー	5
2	メキシコ	6
2	スウェーデン	6
3	チリ	7
3	ラトビア	7
3	ニュージーランド	7
3	ポーランド	7
8	カナダ	8
8	チェコ	8
8	エストニア	8
8	フィンランド	8
8	ギリシャ	8
8	ポルトガル	8
8	スロバキア	8
8	イギリス	8
16	フランス	9
16	ドイツ	9
16	アイスランド	9
16	オランダ	9
16	スペイン	9
21	デンマーク	10
21	リトアニア	10
21	スロベニア	10
21	トルコ	10
25	アメリカ	10.6
26	オーストラリア	11
26	ベルギー	11
26	ハンガリー	11
29	オーストリア	12
29	韓国	12
31	イタリア	14
32	スイス	19
33	アイスランド	21
34	ルクセンブルク	23
35	イスラエル	28
36	日本	30

(前年度)	
30 日本	14

納税に要する時間

順位	国名	時間
1	エストニア	50
2	ルクセンブルク	55
3	スイス	63
4	ノルウェー	79
5	アイルランド	82
6	フィンランド	90
7	リトアニア	99
8	オーストラリア	105
8	イギリス	105
10	オランダ	119
11	スウェーデン	122
12	日本	129.5
13	オーストリア	131
13	カナダ	131
15	デンマーク	132
16	ベルギー	136
17	フランス	139
18	アイスランド	140
18	ニュージーランド	140
20	スペイン	147.5
21	ラトビア	168.5
22	トルコ	170
23	アメリカ	175
24	韓国	188
25	スロバキア	192
26	ギリシャ	193
27	ドイツ	218
28	チェコ	230
29	スロベニア	233
30	イタリア	238
31	イスラエル	239
32	メキシコ	240.5
33	ポルトガル	243
34	ハンガリー	277
35	チリ	296
36	ポーランド	334

(前年度)	
18 日本	151

申告後手続きに要する時間

順位	国名	得点
1	エストニア	99.38
2	オーストリア	98.54
3	ラトビア	98.11
4	ドイツ	97.67
5	リトアニア	97.52
6	ニュージーランド	96.90
7	オーストラリア	95.34
8	アメリカ	94.04
9	韓国	93.93
10	スペイン	93.60
11	フィンランド	93.09
12	アイルランド	92.93
13	ポルトガル	92.71
14	フランス	92.40
15	オランダ	91.95
16	チェコ	90.75
16	スウェーデン	90.75
18	デンマーク	89.06
19	アイスランド	87.20
20	スロバキア	87.17
21	ルクセンブルク	83.75
22	ベルギー	83.45
23	スイス	83.21
24	スロベニア	80.03
25	ポーランド	77.36
26	ギリシャ	75.70
27	カナダ	73.23
28	日本	71.69
29	イギリス	71.00
30	ハンガリー	63.94
31	ノルウェー	62.65
32	イスラエル	61.36
33	チリ	57.03
34	イタリア	52.39
35	トルコ	50.00
36	メキシコ	40.51

(前年度)	
26 日本	71.69

(注)2018年6月にリトアニアがOECDに加盟したため、DB2018は35カ国中、DB2019は36カ国中の順位。

参事官事務の概要

参事官は、国税総合管理システム（K S Kシステム）、国税電子申告・納税システム（e-Tax）など国税庁の情報システムの整備及び管理に関する事務を所掌している。

1 国税情報システムの概要

(1) K S Kシステム

K S Kシステムは、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、申告・納税の事績や各種の情報を入力することにより、国税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査や滞納整理に活用するなど、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムであり、平成2年に本格的な開発に着手した後、平成7年より順次運用を開始し、平成13年以降は全国運用を行っている。

K S Kシステムの開発・運用及び管理は、参事官、国税庁事務管理センター（東京局事務管理第二課及び第三課が運営。）及びバックアップセンター（大阪局事務管理第一課が運営。）が一体となって行っている。

(2) e-Tax

e-Taxは、所得税、法人税、消費税などの申告・納税や法定調書の提出、青色申告の承認申請などの各種申請・届出について、書面の提出に代えてインターネット等を通じて手続が行える受付システムであり、平成16年2月に名古屋局で運用を開始し、同年6月以降は全国運用を行っている。

e-Taxの開発・運用及び管理は、参事官、国税庁事務管理センター及びバックアップセンターが一体となって行っている。

(3) 国税庁局LAN・WANシステム

国税庁局LAN・WANシステムは、国税庁と国税局及び税務署を通信回線で接続し、国税組織全体に対して、電子メールをはじめとする各種機能を提供するものであり、平成8年より順次運用を開始し、平成16年以降は全国運用を行っている。

国税庁局LAN・WANシステムの運用及び管理は、参事官、国税庁事務管理センター、バックアップセンター及び各局事務管理課が行っている。

(4) その他

上記のシステム以外にも、「集中電話催告システム」、「確定申告書等作成コーナー」、「国税庁ホームページ」などの運用等を行うとともに、今後は、「免税販売管理システム」、「適格請求書発行事業者公表サイト（仮称）」といった新規システム

の運用等も行う予定となっている。

2 国税情報システムの開発

国税情報システムの開発案件は、税制改正に係るもの、事務処理の簡素化・効率化及び納税者の利便性向上に係るもの、デジタル・ガバメント推進関係施策に係るものなどがあり、企画課と協議の上、開発計画を策定し、限られた予算の中で効果的な開発が行えるよう関係各課と連携して取り組んでいる。

近年、開発規模が増加傾向にあり、特に、令和元年度においては、別添1のとおり、消費税軽減税率制度の実施、徴収システムと集中電話催告の統合、事務用PCのWindows 10への移行に伴う対応、輸出品販売場の免税手続電子化及び適格請求書保存方式（インボイス制度）の導入など、納税者や事務処理に大きな影響を及ぼす大型案件の開発に取り組んでいる。

今後も、複数年度に跨る長期大型案件が多くあり、相当規模の開発量が見込まれることから、関係各課とより緊密に連携し、期限までのリリースと品質を確保できるよう、適切な開発に努めていく必要がある。

3 機器リプレイスに係る対応

国税情報システム機器については、技術革新等も踏まえたシステムの安定性・信頼性の確保及びコスト削減を図ることを目的に、概ね5年周期で定期的にリプレイスを実施している。

機器リプレイスについては、国税情報システムの高度化や、情報セキュリティの確保に配慮しつつ検討を進めており、令和元年度以降に実施する主な機器リプレイスは、別添2のとおりとなっている。

なお、機器リプレイスに係る各種作業については、限られた期間の中、納税者サービス及び局署の事務に影響を及ぼすことがないよう実施する必要があることから、休日を活用して作業を行うなど、国税庁事務管理センター、バックアップセンター及び各局事務管理課と連携しながら対応することとしている。

特に、LAN・WANシステムのリプレイスについては、デジタル・ワークスタイルの実現、データ活用及びシステムの高度化のインフラとなるべき重要なリプレイスである。

4 情報セキュリティの確保

国税庁においては納税者の極めて重要な個人情報等を取り扱っていること、また、政府機関等を狙ったサイバー攻撃（ウェブアプリケーションの脆弱性や設定不備を狙った攻撃や標的型メール攻撃など）については、年々、巧妙化・多様化している状況にあることから、情報セキュリティの確保のために、システム面や運用面において、別添3のとおり、セキュリティ対策を講じている。

今後も引き続き、職員及び納税者の利便性を考慮しつつ、更なる情報セキュリティの向上策を検討していく必要がある。

5 参事官事務の課題等

(1) 政府施策等への取り組み

規制改革推進会議や電子政府関係会議等において、政府全体として行政手続の電子化の徹底やＩＣＴを活用した取組が掲げられており、国税庁においても、これらを踏まえた具体的な対応が求められている。

各施策の実現に当たっては、国税情報システムへの影響も想定されることから、参事官としても必要性や実現方式の検討段階から参画し、システム対応可否含め、関係部署と調整を図りつつ、対応していく必要がある。

(2) 次世代システムの構築に向けた対応

平成 29 事務年度から企画課のシステム高度化推進ＰＴにおいて、次世代システムの検討が行われている。

現行システムの開発・運用を担当する参事官においては、ＫＳＫシステムやｅ－Ｔaxのシステム構成等に関する情報を、システム高度化推進ＰＴと共有するとともに、システムやデータベースの設計及びレビュー、データ移行など、システム高度化推進ＰＴとの連携が必要となる業務を行っていく。

(3) データ活用の推進

次世代システムは、主務課等のユーザに多様なデータを提供する「データ還元型」のシステムとすることを基本コンセプトの一つとしており、データを活用した税務行政の実現に向けて、平成 29 事務年度から、参事官とシステム高度化推進ＰＴ（データ活用担当）、各局事務管理課が連携して、データ活用を推進している。

データ活用が組織文化として定着するには時間を要することから、次世代システムの稼動を見据え、計画的に継続してデータ活用の推進に取り組むため、平成 30 事務年度に、「データ活用推進第一次中期計画」を策定した。令和元事務年度は、当該中期計画を踏まえ、データ活用に対する職員の意識を醸成し、システム環境の整備、体制整備及び人材育成を進めながら、引き続き、データ活用を推進していく。

(4) システム部署の在り方

経済活動の複雑化や高度情報化等、税務行政を取り巻く環境が大きく変化し、国税組織においても、次世代システムの検討が始まり、データ活用を推進するなど、システム部署を巡る環境が大きく変化している。

こうした中、システム部署においても、これまでのシステムの安定運用や情報セキュリティの確保などの、いわば「守り」の役割だけでなく、より積極的に、国税組織に貢献していく必要があるのではないかとの問題意識の下、平成 30 事務年度に議論を行った。具体的には、今後は、

- ① 主務課の業務課題に対して、ＩＣＴ面から積極的に、主務課とともに解決策を検討
- ② 新技術の導入による、国税組織における業務の刷新を提案
- ③ 主務課の「橋渡し人材」の育成

といった「攻め」の役割を果たし、国税組織に積極的に貢献していくこととし、令和元事務年度は、局の規模に応じた役割分担について、さらに検討を進めていく。

令和元年度の主な開発案件

着手年度	案件	開発概要	サービス 開始時期
H29 年度	Windows10 対応	令和2年1月のWindows7サポート終了に伴い、K S Kシステムの画面制御方式をブラウザ表示方式へ変更し、 <u>全事務用パソコンに導入する。</u>	R 元年度
	徴収システムと集中電話 催告機能の統合	<u>徴収システムと集中電話催告システムを統合し、データ及び機能を統廃合するとともに、署と集中電話催告センター室のリアルタイムな情報共有を可能とする。</u>	R 元年度
	資料情報活用の効率化・ 高度化	法定資料、法定外資料、資産蓄積資料及び局独自保有資料など、複数のシステムにおいて管理している資料情報を資料調査システムに統合するとともに、 <u>データ活用に資するセキュアな環境を構築する。</u>	R 元年度
H30 年度	国際観光旅客税の創設への 対応	国際観光旅客税の創設に伴う納付実績、計算書明細の入力、決議実績の入力及び管理を行う。	H30 年度 R 元年度
	消費税軽減税率制度の実 施	消費税の軽減税率制度の実施に伴う届出書及び申告書の様式変更等に対応する。	R 元年度 R 2 年度
	輸出物品販売場の免税手 続電子化 ＜新規システム＞	消費税免税販売手続の電子化に伴い、 <u>免税店事業者から送信される購入記録情報を受信し、外国人旅行者が出国する際の税関によるチェックを可能とする新たなシステムを整備する。</u>	R 元年度
	相続税の e-Tax（電子申 告）対応	相続税申告書の e-Tax による受付を可能とする。	R 元年度
R 元年度	適格請求書保存方式（イン ボイス制度）の導入 ＜新規システム＞	適格請求書発行事業者登録制度の創設に伴う、登録申請情報の入力、登録番号の付番及び公表、登録事業者の管理等を行う。	R 3 年度
	揮発油税及び石油ガス税 の電子申告利用	国税電子申告・納税システム（e-Tax）に揮発油税及び石油ガス税の申告等手続きを追加する。	R 2 年度
	住借証明書の電子交付	年末調整で使用する住宅借入金等特別控除申告書について、電子的に交付することを可能とする。	R 元年度 R 2 年度
	調査支援機能の強化 （国際課税データベー ス）	海外子会社情報等に係るデータベースを拡充・一元化するとともに、データのダウンロードを可能とする。	R 2 年度

令和元年度以降の主な機器リプレイス

着手年度	案件	リプレイス概要	サービス 開始時期
H30 年度	Windows10 対応機器の整備	Windows10 への移行に必要となるサーバ機器を整備するとともに、令和元年9月から12月にかけて全ての事務用パソコンのOSをWindows10へ移行する。	R 元年 9 月
	K S Kオープンシステム機器リプレイス	維持管理の簡素化及び費用削減を目的として、徴収システムと集中電話催告システムの統合、資料調査システムと個人法人関連情報システムの統合など、システムを跨いだ機器の集約・統合を実施する。	R 2 年 1 月
	免税販売管理システム用機器の整備	消費税免税販売手続の電子化に伴い、免税店事業者から送信される購入記録情報を受信・管理するためのシステム用機器を整備する。	R 2 年 4 月
R 元年度	国税庁等ホームページ機器リプレイス	災害時等に現用機や設置設備が罹災した場合でも継続してサービスを提供可能とするため、新たにバックアップシステムを構築する。	R 2 年 4 月
	K S Kメインフレーム機器リプレイス	維持管理の簡素化及び費用削減を目的として、センター機器の性能見直し及び局署サーバの廃止を実施する。	R 3 年 1 月
R 2 年度	テレワーク・モバイル環境用機器リプレイス	調査・徴収事務における行政文書等の持ち出しに係る事務の効率化及び育児休業者等の利便性の向上に向け、関係各課と連携し、機器構成等の検討を実施する。	R 3 年 1 月
	e-Tax 機器リプレイス	更なる運転時間の拡大及びセキュリティの向上を念頭に機器構成を検討するとともに、維持管理の簡素化及び費用削減を目的として、サーバ機器の集約・統合を実施する。	R 3 年 12 月
	国税庁局LAN・WANシステム機器及びインターネット接続環境機器リプレイス	現在、検討が進められている国税情報システムの高度化後のシステムが稼働することを念頭に、関係各課と連携し、将来的なシステム構想を踏まえ、機器構成等の検討を実施する。	R 4 年 1 月

国税庁における主なセキュリティ対策

1 システム面の対策

- 納税者情報を取り扱う事務用パソコンは、インターネットに接続するパソコンと分離し、インターネットからの不正アクセスを受けにくい構成を構築
- 納税者情報を管理するKSKシステム及びe-Taxと外部環境との接続は、ファイアウォール等で不正通信を防御し、KSKシステムと外部機関とのデータ連携は、他からアクセスが遮断された専用回線を使用。
- インターネット用パソコンでは、ログオフ又はシャットダウン時に、パソコン内のファイルを自動消去
- 国税組織外への電子メール送信時における添付ファイルの自動暗号化
- DDoS（ディードス）攻撃¹対策として通信の負荷分散ないし遮断を行う機能の導入

2 運用面の対策

- セキュリティ規程において、インターネット用パソコンでは納税者情報の取扱いを禁止
- セキュリティ規程について、政府統一基準群の改正や最新のセキュリティ動向等を踏まえた不断の見直し
- 国税情報システムに係るセキュリティ対策の実施状況等について、民間業者や内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という。）等による外部監査等
 - ・外部審査機関によるISO（ISMS）認証²に係る更新・維持審査
 - ・外部専門業者によるウェブコンテンツ診断
 - ・NISCによるマネジメント監査
 - ・NISCによるペネトレーションテスト³
- 非常勤職員を含む全職員に対する情報セキュリティ研修
- セキュリティ規程の遵守状況についての定期的な点検や実地による監査
- インターネット用電子メールの利用者に対する標的型メール攻撃に対する訓練

1 DDoS（Distributed Denial of Service）攻撃・・・標的となるサーバに対して、大量のコンピュータ等からデータを一斉に送出し、Webサイトや通信経路の機能を停止させる攻撃をいう。

2 ISO（ISMS）認証・・・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS：Information Security Management System）の国際規格（ISO27001）及び国内規格（JIS Q 27001）に適合すると認められた、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に基づく認証のこと。
ISMSとは、保護すべき情報資産が機密性、完全性及び可用性において適切に管理された状態であることを維持するために必要な計画、運用、見直し及び改善を実施するための組織的取組をいう。

3 ペネトレーションテスト・・・既知の技術を用いてシステムへの侵入を試みることで、脆弱性がないかを確認するテストをいう。